協働環境委員会資料
令和8年11月6日提出

第3次飯塚市男女共同参画プラン

（素案）

（令和9～13年度）

令和8年9月

飯　塚　市

目　　次

第1章　計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨 …… 1
2 計画策定の背景 …… 1
（1）世界の取組 …… 1
（2）国の取組 …… 2
（3）県の取組 …… 3
（4）飯塚市のこれまでの取組 …… 3
3 計画の位置づけ …… 4
4 計画の期間 …… 5
5 計画の策定体制 …… 5

第2章　男女共同参画に関する飯塚市の現状と課題

1 人口に関する現況 …… 7
（1）総人口及び年齢3区分別人口の推移 …… 7
（2）家族類型別一般世帯数の推移 …… 8
2 雇用・就労の現状と課題 …… 9
（1）女性の年齢階級別労働力率の推移 …… 9
（2）雇用者の従業上の地位の状況 …… 10
（3）こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移 …… 11
3 市民意識調査からみた現状と課題 …… 12
（1）固定的性別役割分担意識について …… 12
（2）男女の地位の平等観について …… 13
（3）家庭内の役割分担について …… 14
（4）女性が職業をもつことについて …… 15
（5）地域の役職や公職に就くことについて …… 16
（6）ジェンダーに基づく暴力について …… 18
4 事業所調査からみた現状と課題 …… 22
（1）従業員の男女比（正規従業員・パートタイム労働者） …… 22
（2）役職別にみた管理職の男女比 …… 22
（3）育児休業制度・介護休業制度の明示の有無 …… 23
（4）ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方 …… 25
（5）ハラスメントの問題についての取組状況 …… 26

第3章　計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（飯塚市の目指す将来像）……27
2 計画の基本目標……28
3 計画の体系……30
4 本計画とSDGsの関連性……31

第4章　基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標1　ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり……33
重点目標1　意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進……34
重点目標2　ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進……37
重点目標3　家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進……41

基本目標2　あらゆる分野における女性の活躍推進……44
重点目標1　社会における意思決定過程への女性の参画促進……45
重点目標2　働く場における女性の活躍促進……48
重点目標3　ワーク・ライフ・バランスの推進……53

基本目標3　男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり……56
重点目標1　ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援……57
重点目標2　生涯を通じた健康支援……61
重点目標3　様々な困難を抱える人への支援……65
重点目標4　防災における男女共同参画の促進……71

計画推進体制の充実……73

管理指標一覧……77

資料編

1 飯塚市男女共同参画推進条例……81
2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則……86
3 飯塚市男女共同参画推進センター条例……88
4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則……91
5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程……94

6 関係法 …… 96
（1）男女共同参画社会基本法 …… 96
（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 …… 101
（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 …… 108
（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 …… 118
7 用語の解説 …… 123
＊本文中（※）がついている言葉は、「用語の解説」で説明しています。
8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き …… 128
9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿 …… 134

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法※」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題と位置づけています。

本市においても、平成19年（2007年）7月に制定した「飯塚市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、同年8月に「男女共同参画プラン」を策定して以来、第1次、第2次と計画を改定しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、これまで様々な取組を進めてきました。

しかしながら、令和7年（2025年）に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、固定的性別役割分担意識※は解消されつつあるものの、家庭・地域・職場など様々な場面において、性別による固定的な役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※）が依然として根強く、政策・方針決定過程における女性の参画が十分でないなど多くの課題が残っています。

さらに、経済情勢の変化や新たな課題など、社会の急速な変化に対応した施策が必要とされています。

こうした状況を踏まえ、前計画である「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」の計画期間終了に伴い、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、新たな課題にも対応しながら、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するため、「第3次飯塚市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2　計画策定の背景

(1)世界の取組

昭和50年（1975年）、国際連合（以下「国連」という。）は国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催しました。その後、昭和55年（1980年）に第2回、昭和60年（1985年）に第3回、平成7年（1995年）に第4回の世界女性会議を開催し、各国に女性の地位向上に向けた取組を促しました。第4回世界女性会議（北京会議）で採択された「北京宣言」及び「行動綱領※」は、21世紀に向けてジェンダー平等（男女共同参画）と女性のエンパワーメント※を目指すうえでの国際的な指針となりました。また、昭和54年（1979年）の第34回国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約※」（以下「女子差別撤廃条約」という。）では、男女の完全な平等の達成には社会や家庭における伝統的な性別役割分担の変更が必要であることや、女性に対する差別となる法律や規則、慣習、慣行を修正しなければならないことが謳わ

れました。北京会議から5年を経た平成12年（2000年）には、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（「成果文書」）が採択されました。その後も、国連女性の地位委員会において、「行動綱領」及び「成果文書」の実施状況について検討・評価が重ねられています。

平成22年（2010年）には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関として国連女性機関（UN Women）が発足しました。UN Womenでは、令和7年（2025年）に北京会議から30年を迎えたことから、「北京＋30行動アジェンダ」を掲げ、女性や少女の生活の質の向上を目指して、更なるジェンダー平等推進に向けた国際的なキャンペーンに取り組んでいます。

平成27年（2015年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ※」（以下「2030アジェンダ」という。）では、SDGs※（持続可能な開発目標）の17の目標のうちの目標5に「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る」が掲げられました。さらに、すべての目標の実現において、ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは死活的に重要な貢献をするものであり、すべての政策の各段階にジェンダー※の視点を取り入れる「ジェンダー主流化※」が不可欠であるとされています。

（2）国の取組

国は、昭和60年（1985年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い昭和61年（1986年）には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律※」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されるなど、男女平等を進めるための関連法令の整備が進められました。平成11年（1999年）には、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、翌年には同法に基づき「男女共同参画基本計画」が策定されました。平成13年（2001年）には、内閣府に男女共同参画局が設置され、男女共同参画社会の形成に向けて推進体制が強化されました。また、平成11年（1999年）に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律※」（以下「育児・介護休業法」という。）が全面施行されるなど、仕事と育児や介護等との両立のための環境整備が進められました。

平成13年（2001年）には、配偶者からの暴力（以下「DV※」という。）防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※」（以下「DV防止法」という。）が施行され、以後改正を重ねて施策の実効性を高めてきました。

平成19年（2007年）には、男性を含めた働き方の見直しなど、仕事と生活の調和の実現に向け、政労使の合意のもとで「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）憲章」が策定されました。平成27年（2015年）には女性の職業生活における活躍推進を目的とした「女性の職業生活

における活躍の推進に関する法律※」（以下「女性活躍推進法」という。）が、平成30年（2018年）には国政選挙及び地方選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律※」が施行されました。

さらに、令和6年（2024年）には、経済的困窮やDV被害・性暴力被害など女性を巡る課題が多様化・複雑化している状況に対処するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律※」（以下「女性支援新法」という。）が、令和8年（2026年）には、教育・保育などの場でのこどもへの性暴力防止を目的とした「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律※」（以下「こども性暴力防止法」という。）が施行されるなど、新たな課題への対応も進められています。

令和8年（2026年）には、指導的地位への女性の参画に向けた取組の強化や地域における男女共同参画の推進を掲げた「第6次男女共同参画基本計画」が策定されています。

（3）県の取組

福岡県においては、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成13年（2001年）に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定、翌年には「福岡県男女共同参画計画」が策定されました。また、平成18年（2006年）には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定され、いずれの計画も、5年ごとに新たな計画が策定されています。

平成31年（2019年）には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例※」（以下「県性暴力根絶条例」という。）が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組が開始されました。県性暴力根絶条例は、令和6年（2024年）に、性暴力の考え方や具体例等を指針として告示する規定が設けられるなど一部が改正され、これに基づき令和7年（2025年）に「性暴力根絶に向けた対応指針」が策定されました。また、令和6年（2024年）には、女性支援新法に基づき「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」が策定されました。

令和8年（2026年）には、男女共同参画に関連する様々な課題に対応する施策を総合的に推進していく観点から、上記の3つの計画を統合した「第6次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

（4）飯塚市のこれまでの取組

本市では、平成8年（1996年）に女性センター（現男女共同参画推進センター「サンクス」）を開館し、啓発事業の実施に加え、女性の悩みや不安に対応する相談事業を行うなど、早期から男女共同参画の推進に取り組んできました。

平成17年（2005年）には旧「飯塚市男女共同参画推進条例」を公布し、平成18年（2006年）には1市4町が合併、翌年には新たな「飯塚市男女共同参画推進条例」を公布するとともに、「飯塚市男女共同参画プラン」を策定しました。その後も5年ごとに計画を見直し、総合的かつ計画的に男女共同参画施策を推進してきました。

平成27年（2015年）には、女性の委員の登用を積極的に促進することを目的に、審議会等の委員の女性の人材に関する情報の収集及び提供を行う「女性人材バンク」を設置し、政策や方針決定の場における女性の参画拡大を図ってきました。

平成28年（2016年）には、「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の制定により、庁内各部署が相互に連携してDVの防止及びDV被害者への的確な支援を行うとともに、相談者の状況に応じたワンストップ相談体制を確立し、一人ひとりに寄り添った迅速な支援体制の確保に努めてきました。

また、平成30年（2018年）には、市長をはじめとする特別職がイクボス宣言を実施し、これを皮切りに、市内事業所等を対象に部下やスタッフ及び自らのワーク・ライフ・バランスを考えることができる経営者・管理職を増やすことを目的とした「イクボス推進事業」を展開するなど、嘉飯圏域定住自立圏連携事業としての取組も行ってきました。

さらに、近年では、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や固定的な性別役割分担意識の解消に向け、地域や事業所などに職員を講師として派遣する「出前講座」を行うとともに「家事シェア・育児シェアシート」の活用を呼びかけ、家庭内での役割分担について見直すきっかけとなるよう、具体的な行動変容へ向けた取組を推進しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市における男女共同参画の推進に向けた施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とし、今後の取組の方向性とともに、施策の推進にあたり実施すべき事項を定めるものです。

本計画の策定にあたっては、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「第6次福岡県男女共同参画計画」を踏まえるとともに、「第3次飯塚市総合計画」をはじめとする本市の各種関連計画との整合性を図っています。

また、本計画は、以下の法令等の規定に基づく計画として位置付けます。

（1）男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」、及び飯塚市男女共同参画推進条例第17条第1項の規定に基づく「基本計画」

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」

（4）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第8条第3項の規定に基づく「市町村基本計画」

4　計画の期間

本計画は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）を目標年度とする5か年計画とします。そのため、第4章の重点目標ごとに定める数値目標は令和13年度（2031年度）の目標値とします。

5　計画の策定体制

（1）男女共同参画に関する市民意識調査の実施

本計画の策定に先立ち、市民の男女共同参画に対する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労や人権に関する意識・実態等を把握するために、「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

●市民意識調査の実施概要

調査対象	市内在住の18歳以上の男女から無作為抽出した3,000人
調査方法	郵送法（郵送による配布、郵送・Web併用回収）
調査期間	令和7年10月10日～10月31日
回収結果	有効回収数：1,011件（有効回収率：33.7%）

（2）女性の労働状況に関する事業所調査の実施

働く場における女性の活躍に関する施策を検討する基礎資料として、本市に所在する事業所における従業員の就業状況等を把握するために、「女性の労働状況に関する事業所調査」（以下

「事業所調査」という。）を実施しました。

●事業所調査の実施概要

調査対象	飯塚商工会議所、飯塚市商工会及び飯塚医師会の協力により抽出した、市内に所在する1,000社
調査方法	郵送法（郵送による配布、郵送・Web併用回収）
調査期間	令和7年10月10日～11月7日
回収結果	有効回収数：323件（有効回収率：32.3%）

（3）飯塚市男女共同参画推進委員会における審議

本計画の策定にあたっては、飯塚市男女共同参画推進条例第39条に基づき、学識経験者や関係行政機関の職員、社会活動団体の代表、公募の委員で構成する「飯塚市男女共同参画推進委員会」において、必要な事項について審議を行いました。

（4）市民意見募集（パブリックコメント）の実施

飯塚市男女共同参画推進委員会の審議を経て、令和8年（2026年）12月に、第3次飯塚市男女共同参画プラン案を市の窓口やホームページで公表し、市民からの意見募集を行いました。

第2章　男女共同参画に関する飯塚市の現状と課題

1　人口に関する現況

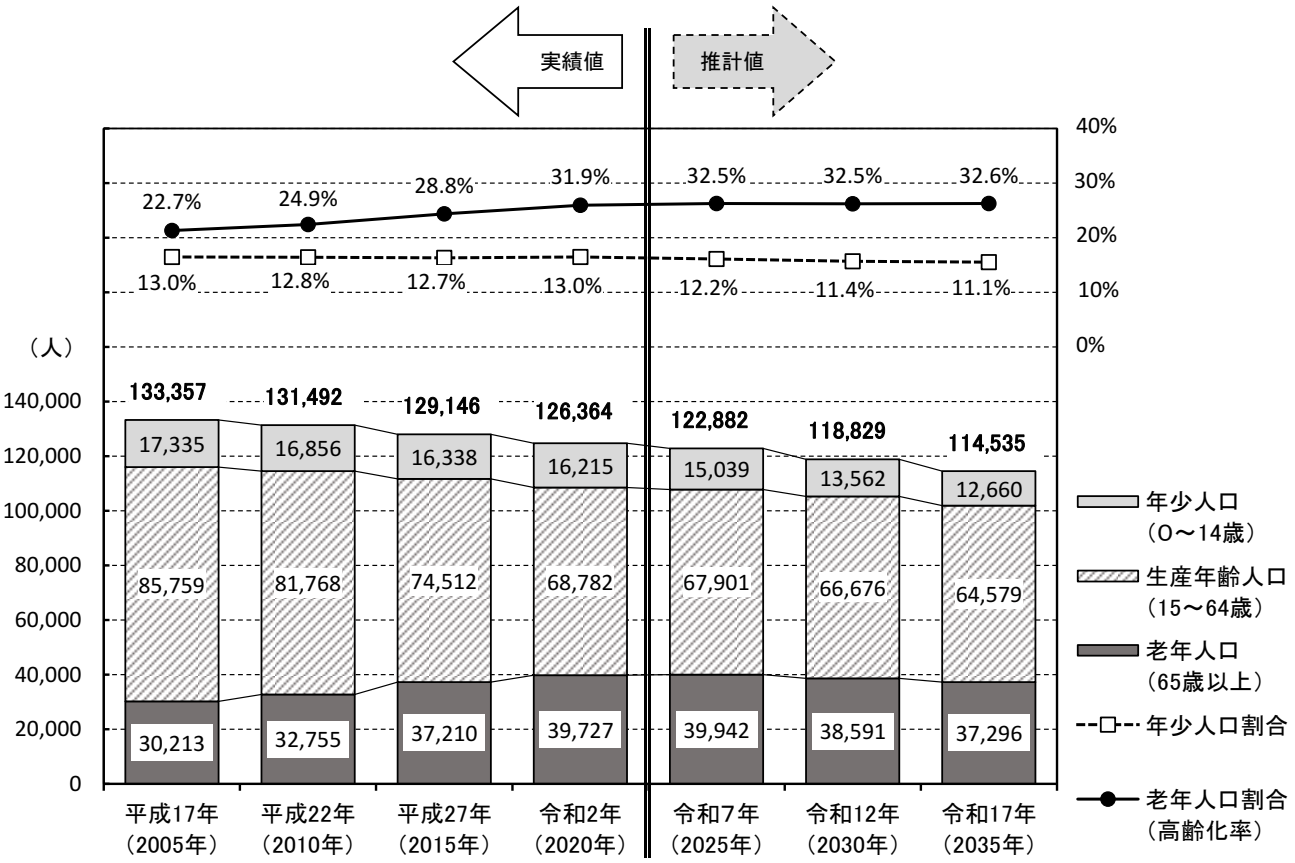
(1)総人口及び年齢3区分別人口の推移

本市における人口の推移をみると、平成17年（2005年）には133,357人でしたが、令和2年（2020年）には126,364人と、6,993人の減少となっています。また、令和17年（2035年）までの推計値をみると、今後も人口は減少していくと推計されています。

年齢3区分別の人口をみると、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向であるのに対し、65歳以上の老年人口割合が増加しています。令和7年（2025年）以降の推計値では年齢3区分別の人口構成には大きな変化はみられず、老年人口の割合が約3分の1を占める状態が続くとみられています。

今後、本市においては人口減少、特に年少人口や生産年齢人口の減少が進む可能性があり、地域の活力維持が課題になると思われるため、性別にかかわらず仕事や地域活動、家庭生活に参画できる環境づくりが求められます。

図表2-1-1　総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：2005～2020年　国勢調査（総人口は年齢不詳人口を含むため年齢別人口の合計とは一致しない）
：2025年、2030年、2035年　第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン編

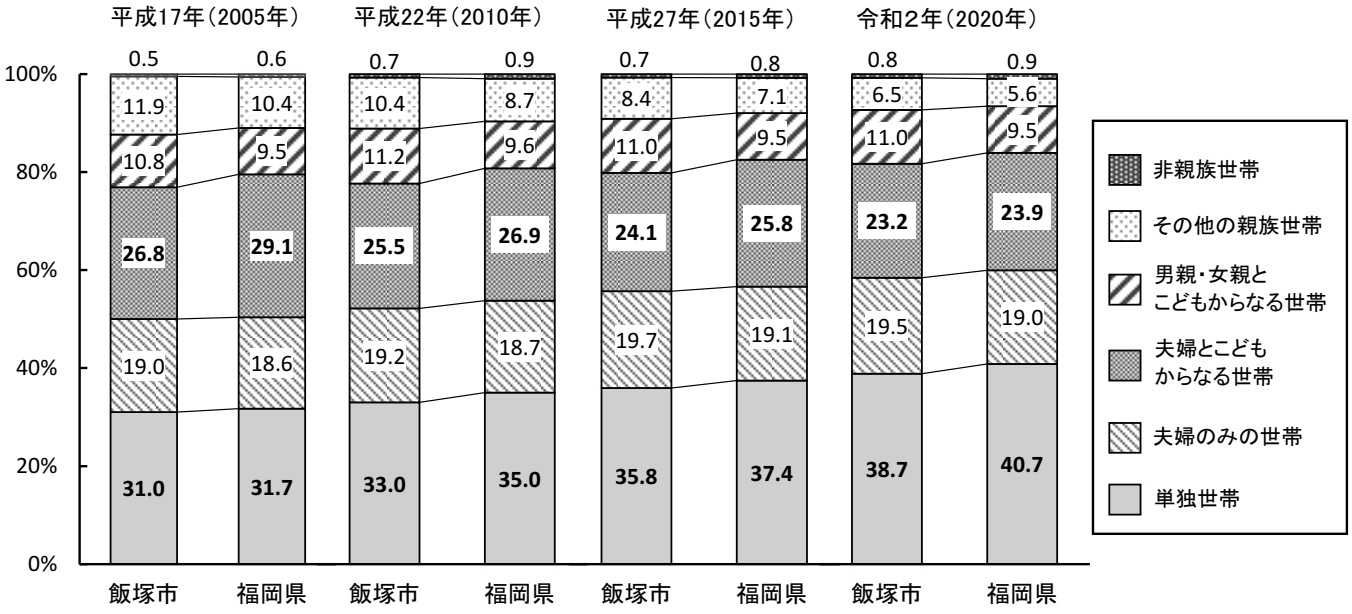
(2)家族類型別一般世帯数の推移

本市の家族類型別一般世帯数の割合をみると、「夫婦とこどもからなる世帯」については平成17年(2005年)の26.8%から令和2年(2020年)には23.2%と減少傾向にあります。一方、「単独世帯」の割合は平成17年(2005年)の31.0%から令和2年(2020年)には38.7%と増加しています。また、三世代同居などの「その他の親族世帯」は、平成17年(2005年)の11.9%から令和2年(2020年)には6.5%と減少しています。「夫婦のみの世帯」や「男親・女親と子どもからなる世帯」の割合は平成17年(2005年)から令和2年(2020年)まで大きな変化はみられませんが、全体的な傾向としては、本市においても世帯規模の縮小が進んでいます。

福岡県と比べると、「単独世帯」の割合がやや低いなどわずかな差はみられるものの、おおむね同じような数値となっています。

本市においても、世帯規模が縮小傾向にあり、子育てや介護を家庭だけではなく地域等でも支える仕組みづくりが必要です。

図表2-1-2 家族類型別一般世帯数の推移(福岡県比較)



資料:各年国勢調査

注:一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。
●親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員等)がいる場合もここに含まれます。
●非親族世帯:2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。
●単独世帯:世帯人員が1人の世帯。
今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

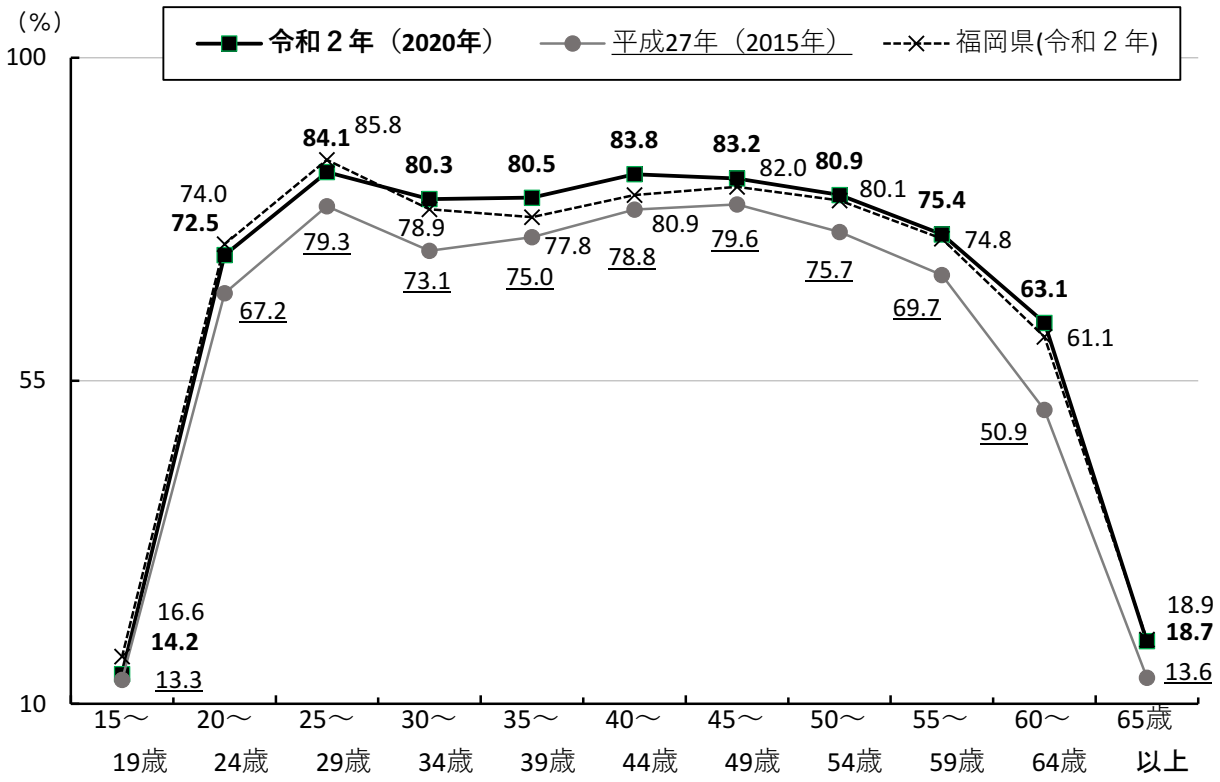
2　雇用・就労の現状と課題

(1)女性の年齢階級別労働力率の推移

本市の女性の年齢階級別労働力率は、25～29歳は84.1％ですが、30～34歳になると80.3%、35～39歳では80.5%と減少し、40～44歳では83.8%と増加に転じています。結婚や出産をきっかけに仕事を辞め、子育てが一段落したら就業をするM字型就労※の傾向がみられます。しかし、平成27年（2015年）と比べると、各年齢とも女性の労働力率は上昇しています。また、福岡県と比較すると、30歳から64歳までの労働力率は福岡県よりも高く、特に35歳から44歳までは約3ポイント高くなっています。

本市においては、結婚や出産、育児期に就業を中断する状況が依然としてみられる一方、女性の労働力率が高まっています。性別にかかわらず仕事と育児や介護等を両立できる職場環境の整備や、家庭での家事や育児の分担を進めることが、今後一層求められます。

図表2-2-1　女性の年齢階級別労働力率の推移（福岡県比較）



資料：令和2年（2020年）国勢調査

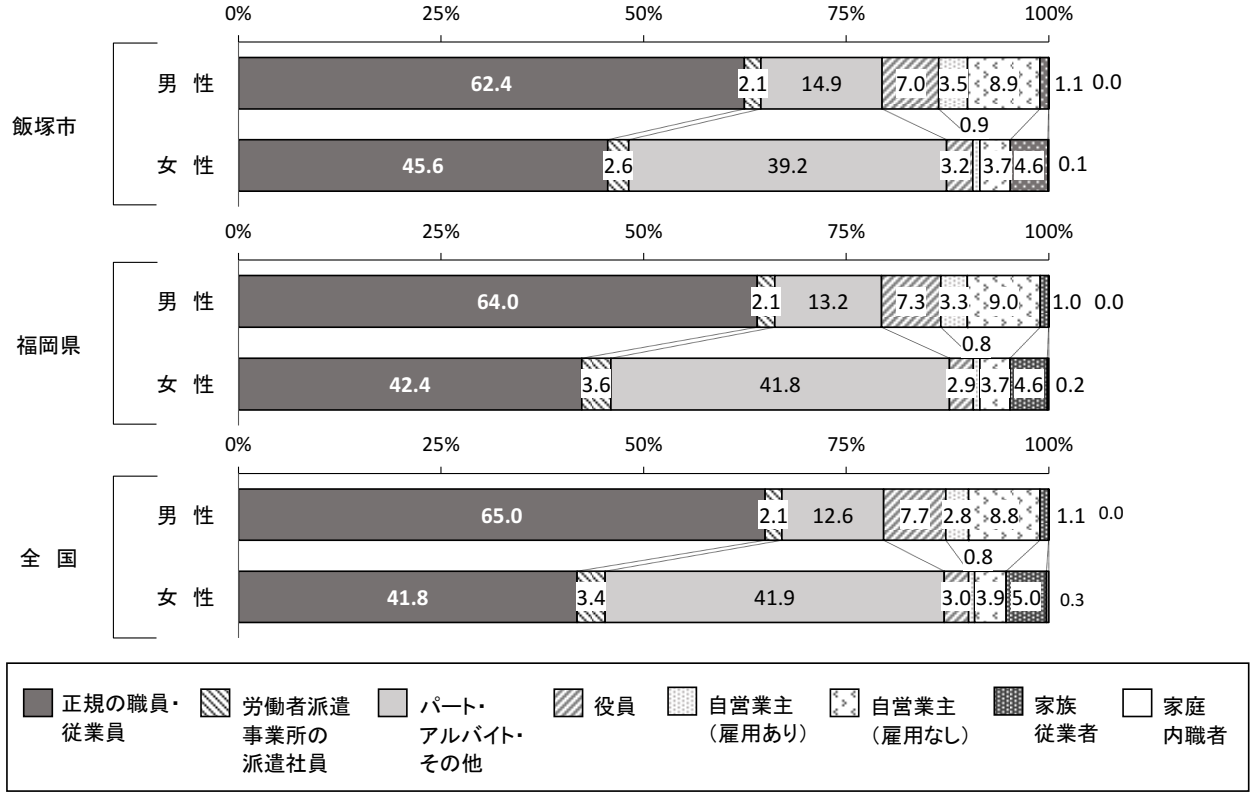
(2)雇用者の従業上の地位の状況

本市の雇用者の従業上の地位をみると、男女とも「正規の職員・従業員」が最も多くなっていますが、女性は男性に比べて16.8ポイント低く、「パート、アルバイト、その他」が39.2%で2番目に多くなっています。また、女性は男性に比べて「役員」「自営業主(雇用あり)」「自営業主(雇用なし)」などの割合が低く、「家族従業者」の割合がやや高くなっています。

全国や福岡県と比べると、本市は男性の「正規の職員・従業員」の割合がやや低く、「パート、アルバイト、その他」が高くなっています。また、女性は「正規の職員・従業員」がやや高くなっていますが、全体的な傾向には大きな差はみられません。

女性は男性に比べて正規雇用の割合が低く、非正規雇用の割合が高い状況がみられます。また、役員や自営業主など経営や意思決定の立場に就く女性も男性に比べて少なくなっています。職場における男女間格差の解消や、女性の意思決定過程への参画を促進するため、事業主に対する啓発や情報提供を行うことが必要です。

図表2-2-2 雇用者の従業上の地位(全国、福岡県比較)



資料:令和2年(2020年)国勢調査

※従業上の地位「不詳」は除いている

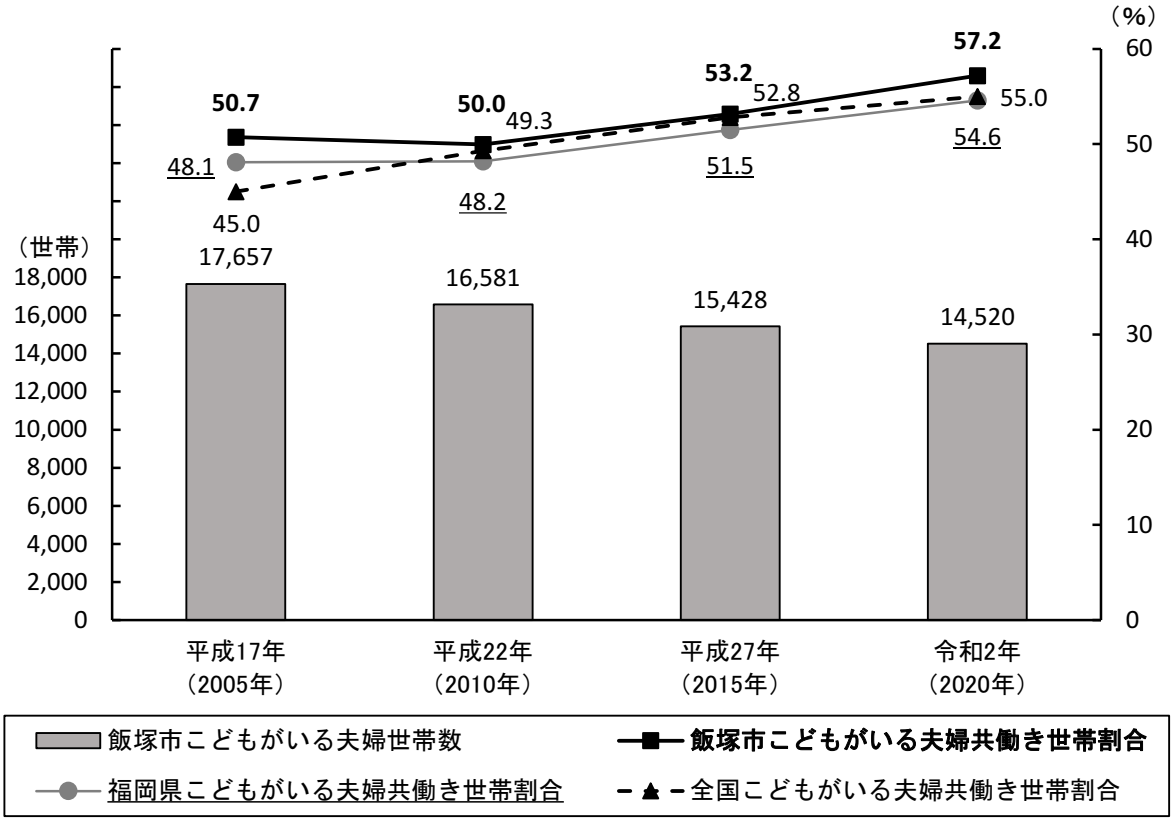
(3)こどもがいる夫婦の共働き世帯の推移

本市のこどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移をみると、平成17年（2005年）の50.7%から令和2年（2020年）では57.2%と6.5ポイント増加しており、こどもがいる夫婦の世帯の6割近くが共働き世帯となっています。

全国、福岡県と比べると、本市のこどものいる共働き世帯の割合は、いずれの年も国や県を上回っています。

今後もこどもがいる夫婦の共働き世帯の割合は高まると見込まれることから、家庭における男女共同参画の促進や、子育て環境の充実、職場の理解促進等が必要です。

図表2-2-3　こどもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移（全国、福岡県比較）



資料：各年国勢調査

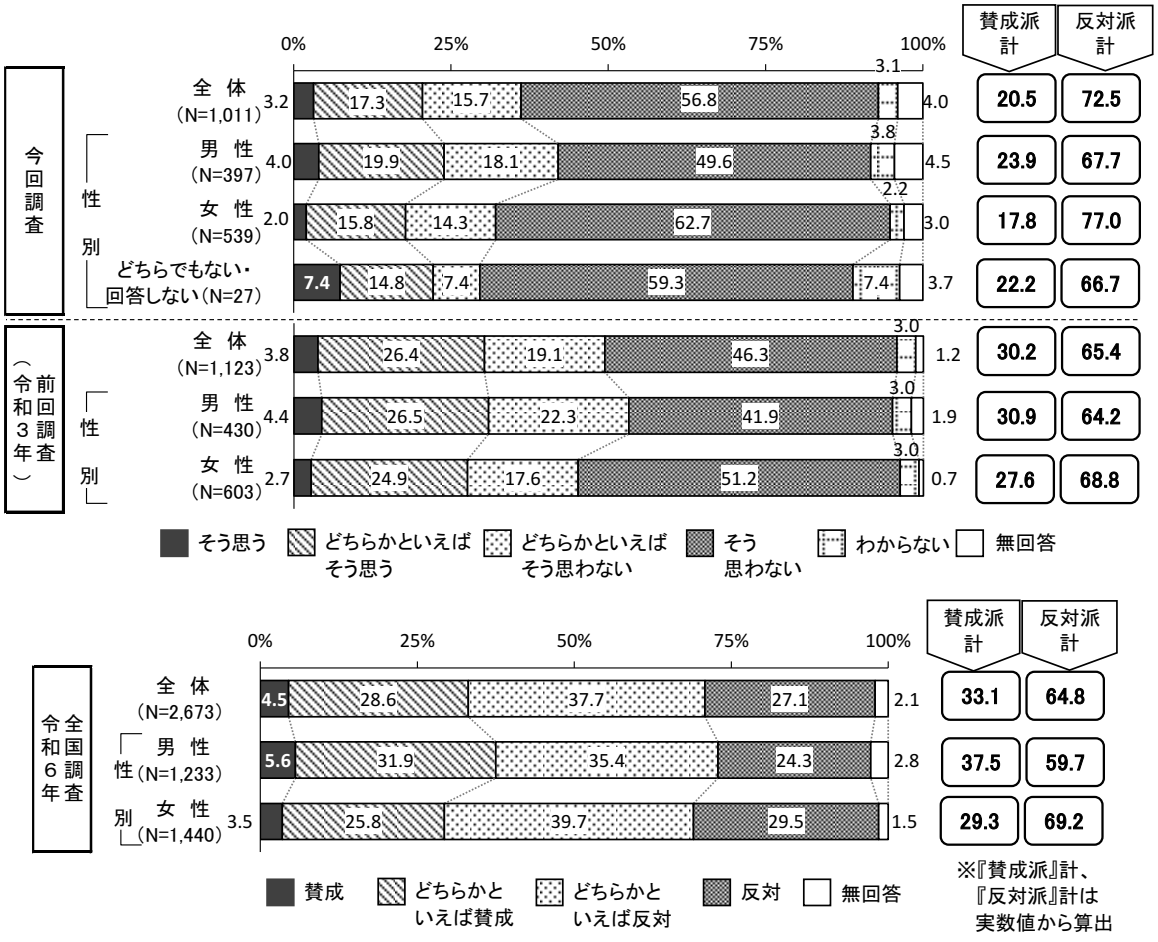
3 市民意識調査からみた現状と課題

(1)固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そう思う」(3.2%)と「どちらかといえばそう思う」(17.3%)をあわせた『賛成派』は20.5%で、「そう思わない」(56.8%)と「どちらかといえばそう思わない」(15.7%)をあわせた『反対派』は72.5%と、性別役割分担意識を容認しない人が52ポイント上回っています。特に、女性の『反対派』は男性を9.3ポイント上回り、女性の方が『反対派』の人が多くなっています。前回調査と比べると、男女とも『賛成派』が減少し、『反対派』が増えており、特に女性で増加しています。

令和6年9月に実施された内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」(以下、全国調査という)と比べると、男女ともに性別役割分担を容認しない人は本市の方が多くなっており、固定的な性別役割分担意識の解消が進んでいることがわかります。しかし、性別等による意識の差は依然として存在しており、今後はこれらの意識差を解消していくことが重要です。

図表2-3-1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について[全体、性別]
(前回・全国調査比較)



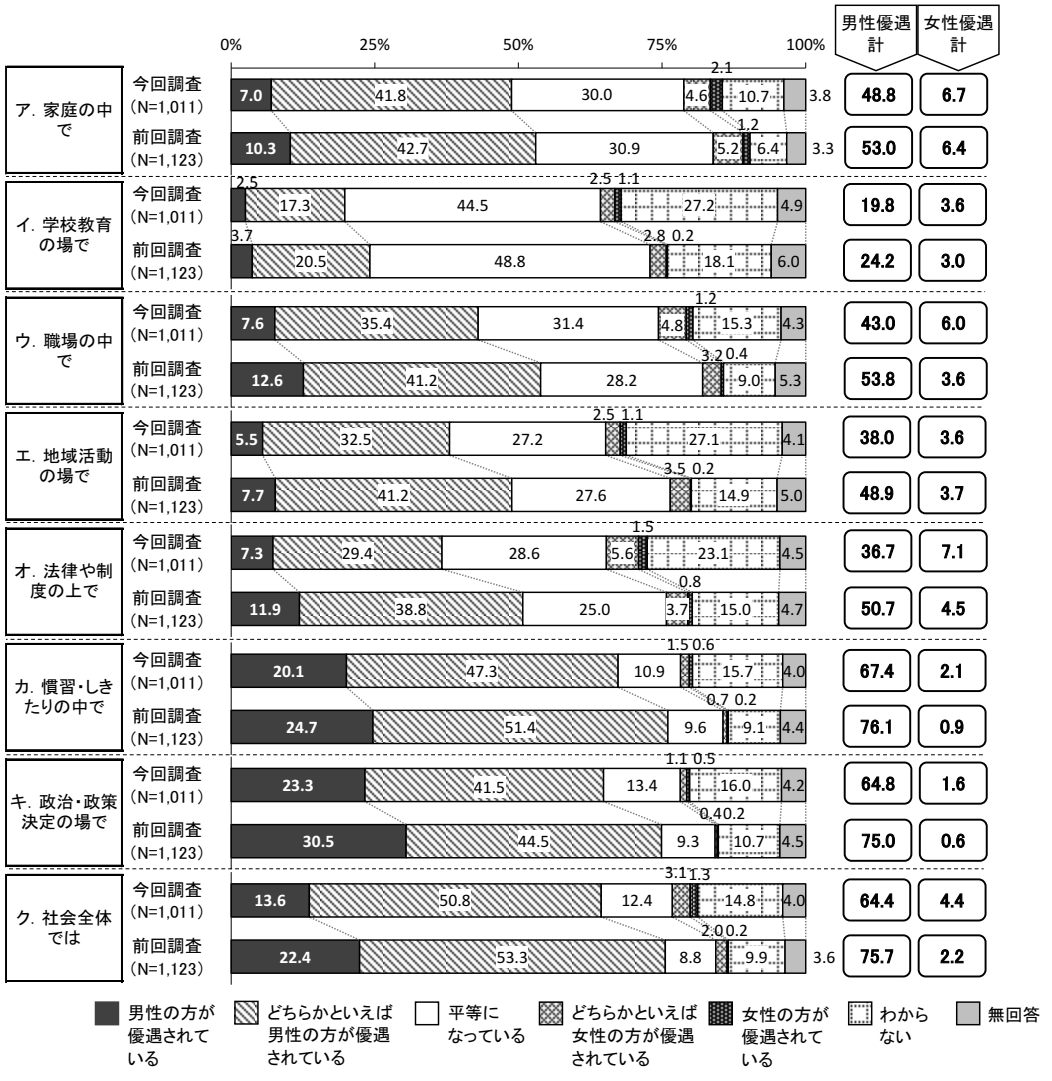
(2)男女の地位の平等観について

社会における様々な分野での平等観について『男性優遇』と考える人の割合は、「慣習・しきたり」「政治・政策決定の場」「社会全体」で6割台と高く、「家庭の中」「職場の中」で4割台、「地域活動の場」「法律や制度の上」で3割台などとなっています。「学校教育の場」については、「平等になっている」が4割台半ばと最も高くなっています。

前回調査と比べると、すべての分野で『男性優遇』の割合が4～14ポイント程度低下していますが、今回調査ではいずれの分野でも「わからない」が増加しており、「平等になっている」割合は、「職場の中」「法律や制度の上」「政治・政策決定の場」「社会全体」でやや増加したものの、それほど大きな変化はみられません。

社会の様々な場面において、現在も「平等になっている」と考える人は少なく、特に慣習や政治、社会全体で『男性優遇』との認識が根強く残っています。

図表2-3-2　分野別にみた男女の地位の平等観[全体](前回調査比較)

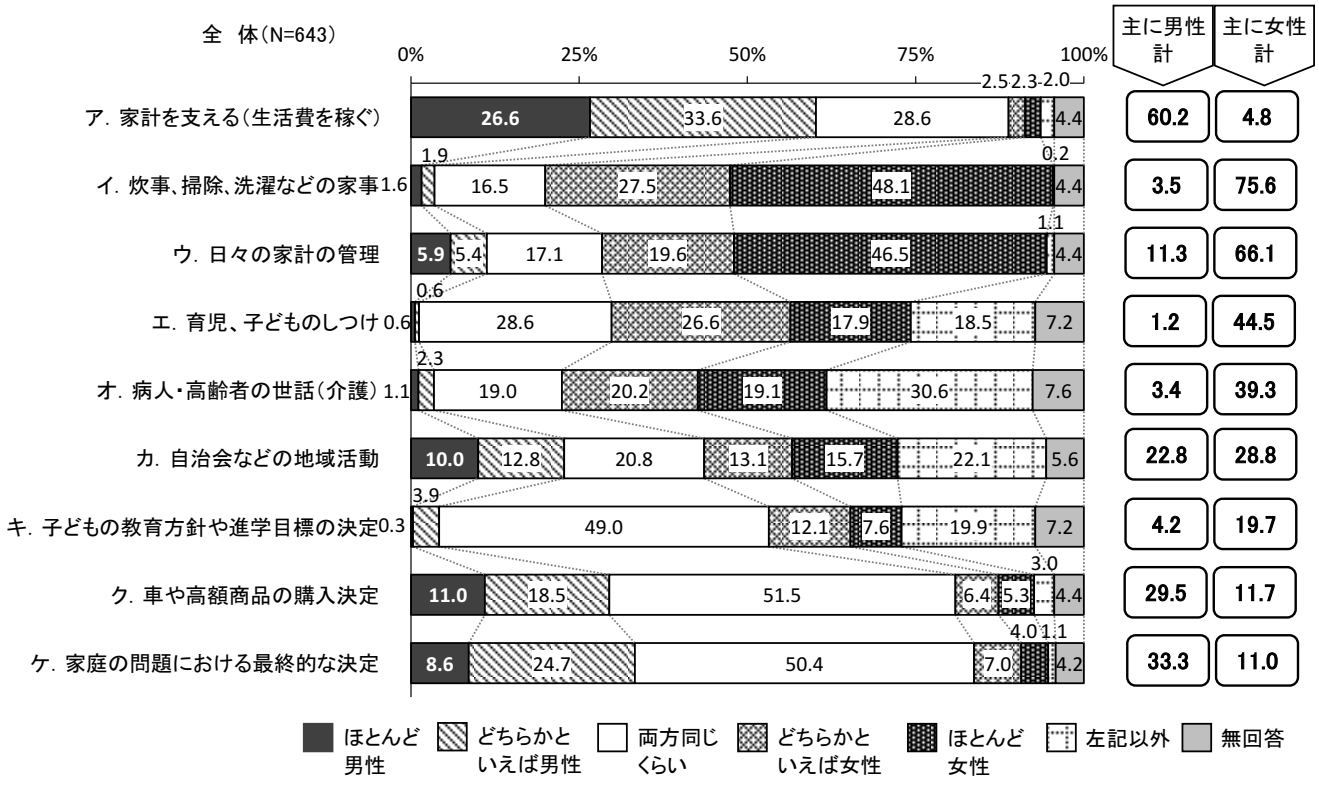


（3）家庭内の役割分担について

家庭内での男女の役割分担をみると、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」は、『主に男性』が約6割と高く、一方、『主に女性』は「炊事、掃除、洗濯などの家事」で7割台半ば、「日々の家計の管理」で6割台半ばと高く、「病人・高齢者の世話（介護）」や「育児、子どものしつけ」といった家族のケアも、女性が多く担っている結果となっています。また、「車や高額商品の購入決定」「家庭の問題における最終的な決定」という家庭内の重要な決定については、約半数が「両方同じくらい」と回答しているものの、『主に男性』が3割前後を占めています。また、「子どもの教育方針や進学目標の決定」も「両方同じくらい」が約半数を占めています。

家庭内での役割分担は、前回調査に比べると平等になりつつあるものの、依然として「稼得役割は男性、家事や家族のケアは女性」「重要事項の決定は男性」といった家庭内での性別役割分担が行われていることがうかがえます。今後は、意識面での変化をいかにして行動の変化につなげていくかを検討する必要があります。

図表2-3-3 家庭での男女の役割分担[全体]

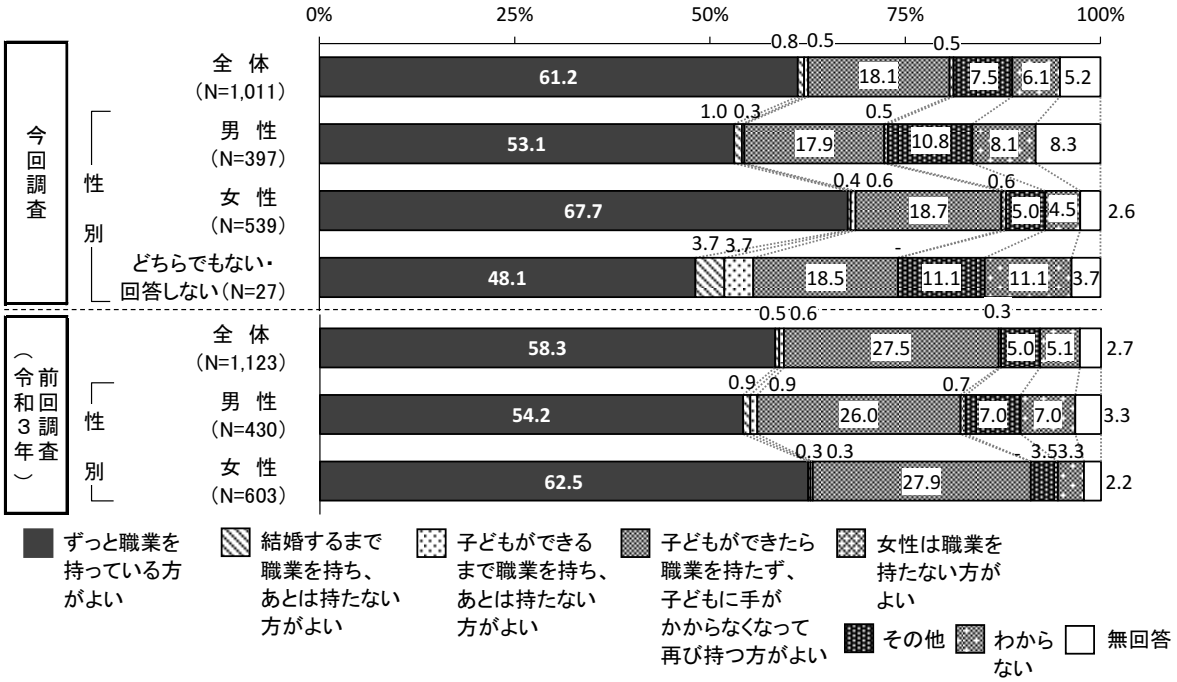


（4）女性が職業をもつことについて

女性が職業を持つことについては、「ずっと職業を持っている方がよい」という就労継続が男女とも最も多く、特に女性は7割弱で男性より14.6ポイントと大きく上回っています。「子どもができたら職業を持たず、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」といういわゆるM字型就労の働き方は、男女とも2割弱で2番目に多くなっていますが、前回調査に比べて8～9ポイント程度減少しています。

女性が結婚や出産にかかわらず就労継続するのが望ましいと考える傾向がより強まっており、仕事と家事や育児、介護との両立を可能にする環境整備が、これまで以上に求められています。

図表2-3-4　女性が職業を持つことについて[全体、性別]（前回比較）

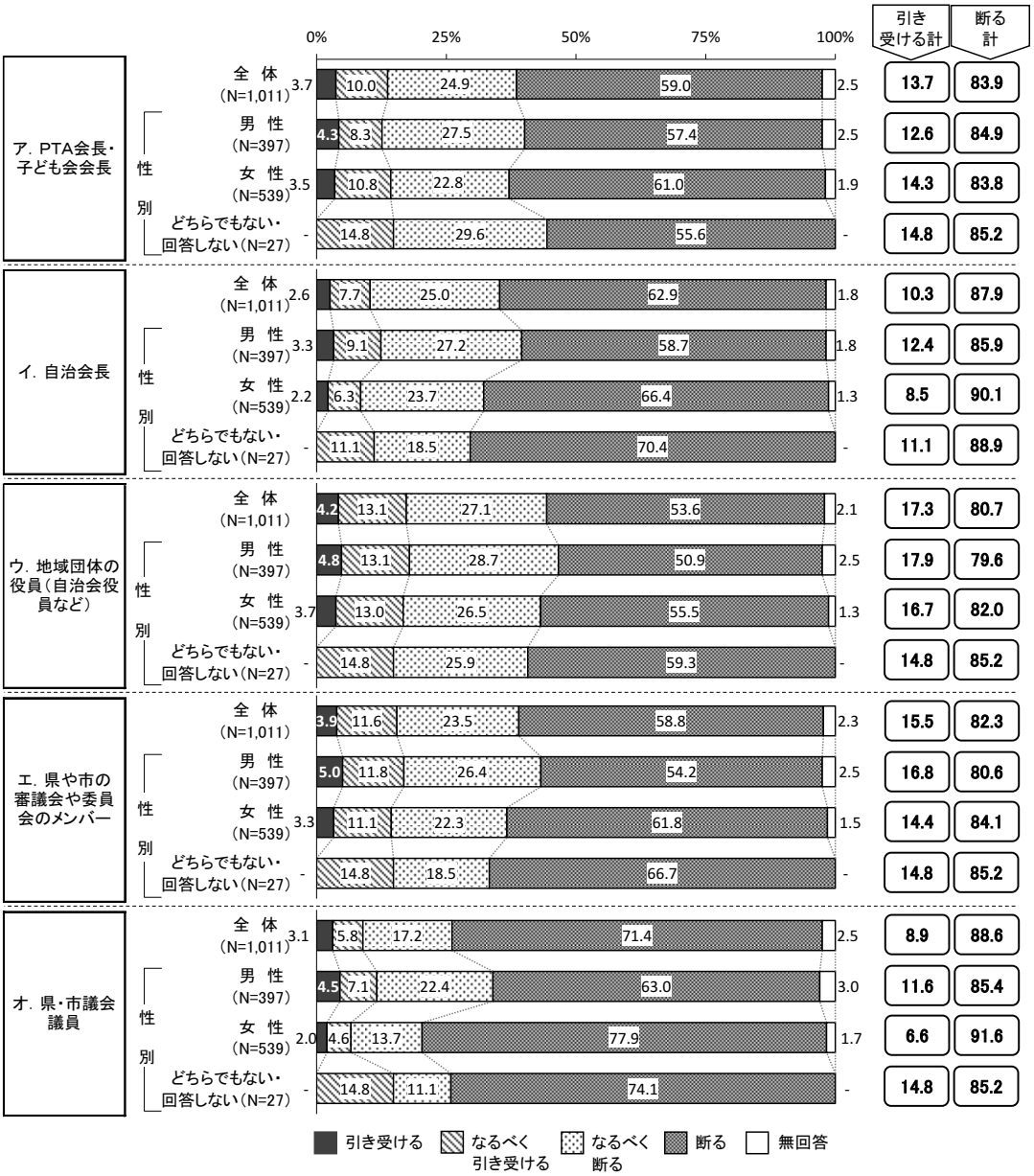


(5)地域の役職や公職に就くことについて

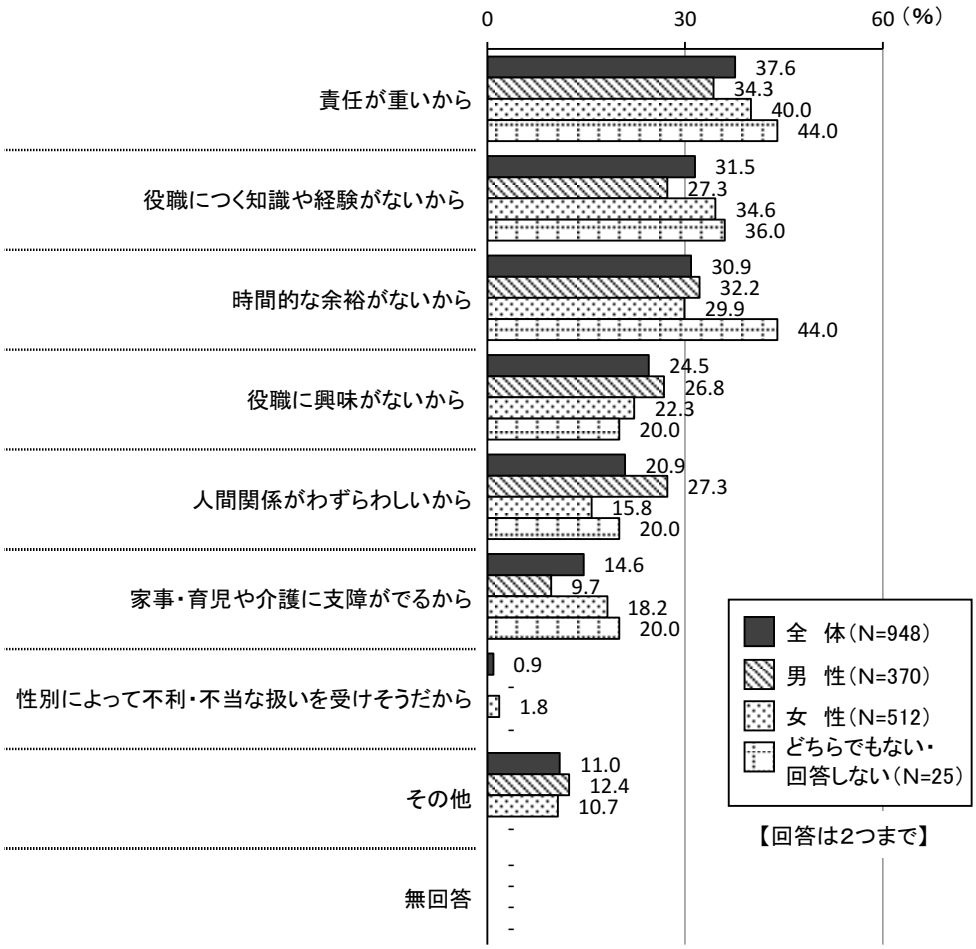
地域の役職に立候補を依頼された場合に引き受けるかについては、いずれの役職についても『断る』という人が男女とも大半を占めています。役職別では、「自治会長」「県・市議会議員」は『引き受ける』と回答した割合が男性より女性で約4～5ポイント低く、女性の方が消極的です。断る理由は、男女とも「責任が重いから」が最も高くなっていますが、特に女性で4割と高く、「役職につく知識や経験がないから」「家事・育児や介護に支障がでるから」も女性で高くなっています。

地域の役職への就任について、女性は男性より責任の重さや知識・経験の不足、家庭生活への影響などを懸念していることがうかがえます。役職者の負担軽減や活動時間帯の配慮など、 性別や年齢にかかわらず地域活動に積極的に参画できる環境づくりを進める必要があります。

図表2-3-5 地域の役職・公職への就任や立候補を依頼された場合の対応[全体、性別]



図表2-3-6　地域の役職・公職を断る理由[全体、性別]



(6)ジェンダーに基づく暴力について

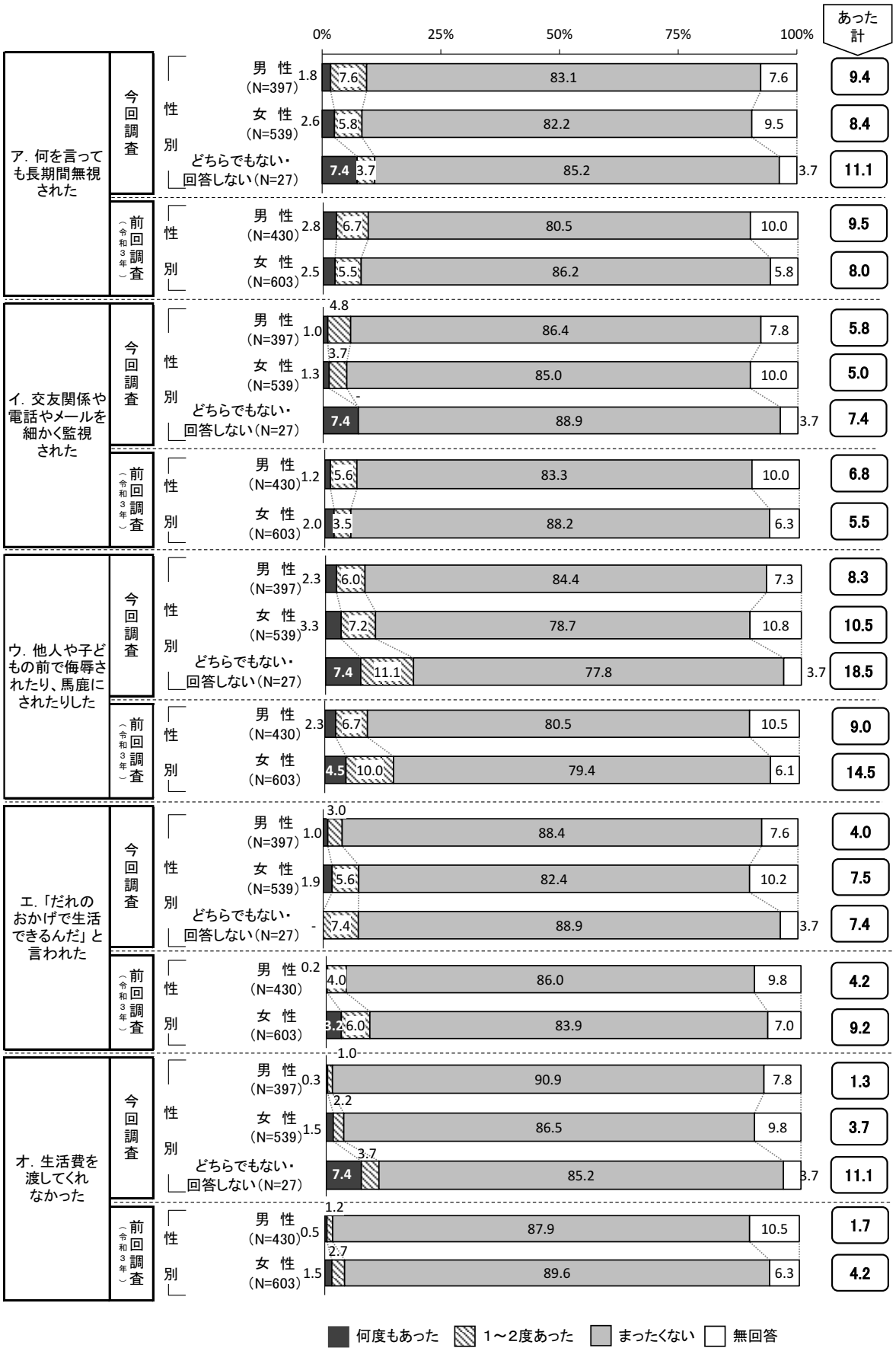
DVの内容ごとに過去3年間で被害を受けた経験をたずねたところ、多くの項目において被害を経験した人の割合は前回調査より減少しているものの、すべての項目について被害経験がみられました。「何を言っても長期間無視された」「他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした」という精神的暴力は、男女とも1割前後が経験していました。また、「押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした」「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」という身体的暴力も、女性では5%を超える人が経験していました。

すべての項目に一つでも「何度もあった」または「1～2度あった」と回答した人を合わせると、DV被害経験があった人は女性22.4%、男性18.6%となっています。

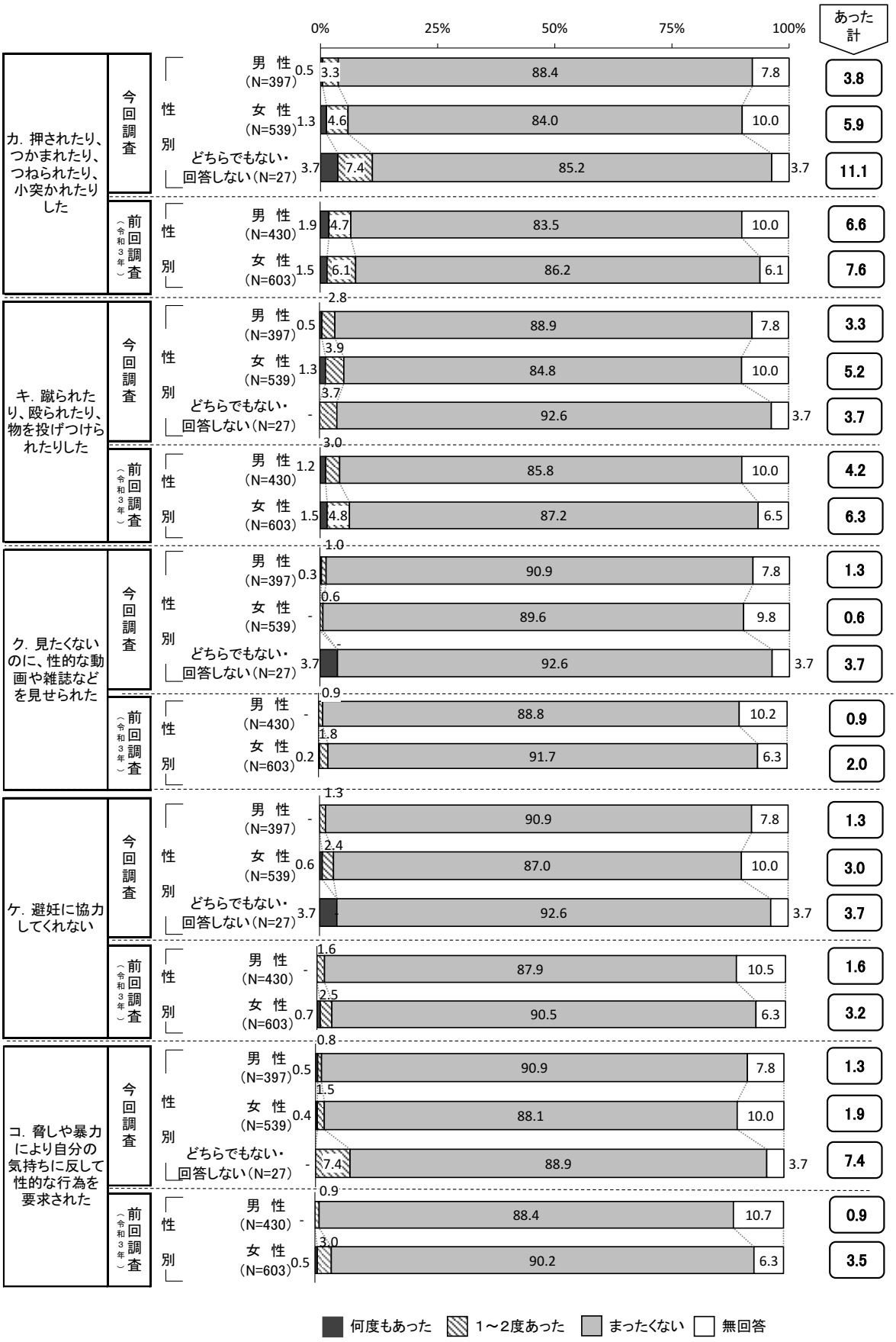
DV被害を受けた際に相談したかどうかについては、女性の5割台半ば、男性の7割台半ばが「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答しています。相談した場合でも、家族や友人などの身近な人への相談が多く、公的機関や専門機関への相談は非常に低くなっています。

このように、前回調査と比べDVの被害経験の割合は減少した一方で、身体的暴力を含むDVを受けている人がまだ存在していることから、引き続き、DV防止や相談窓口について、市民への啓発と情報提供を行うことが求められます。

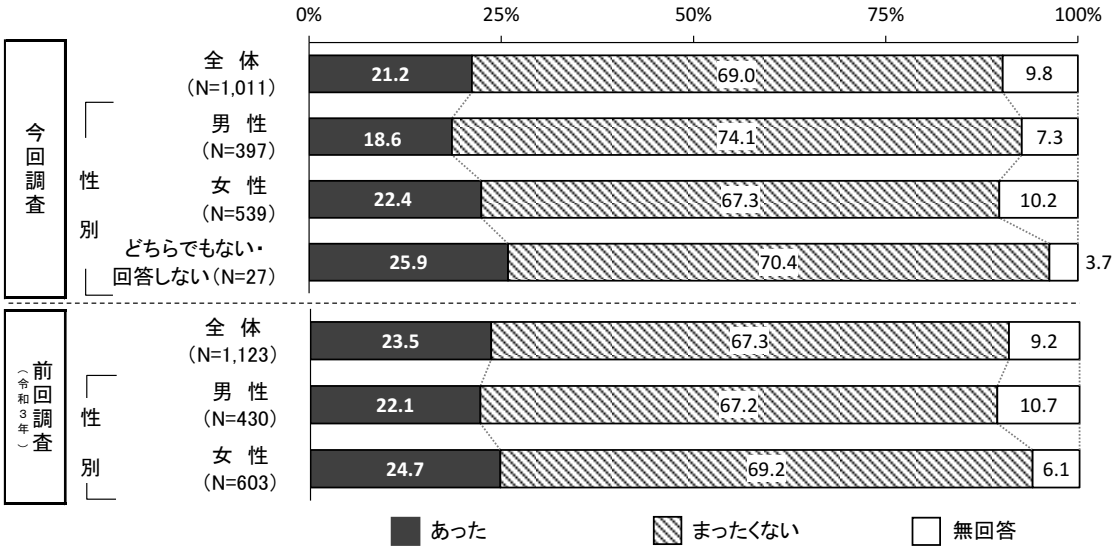
図表2-3-7(1)　ドメスティック・バイオレンスの経験[性別](前回調査比較)



図表2-3-7(2) ドメスティック・バイオレンスの経験[性別](前回調査比較)

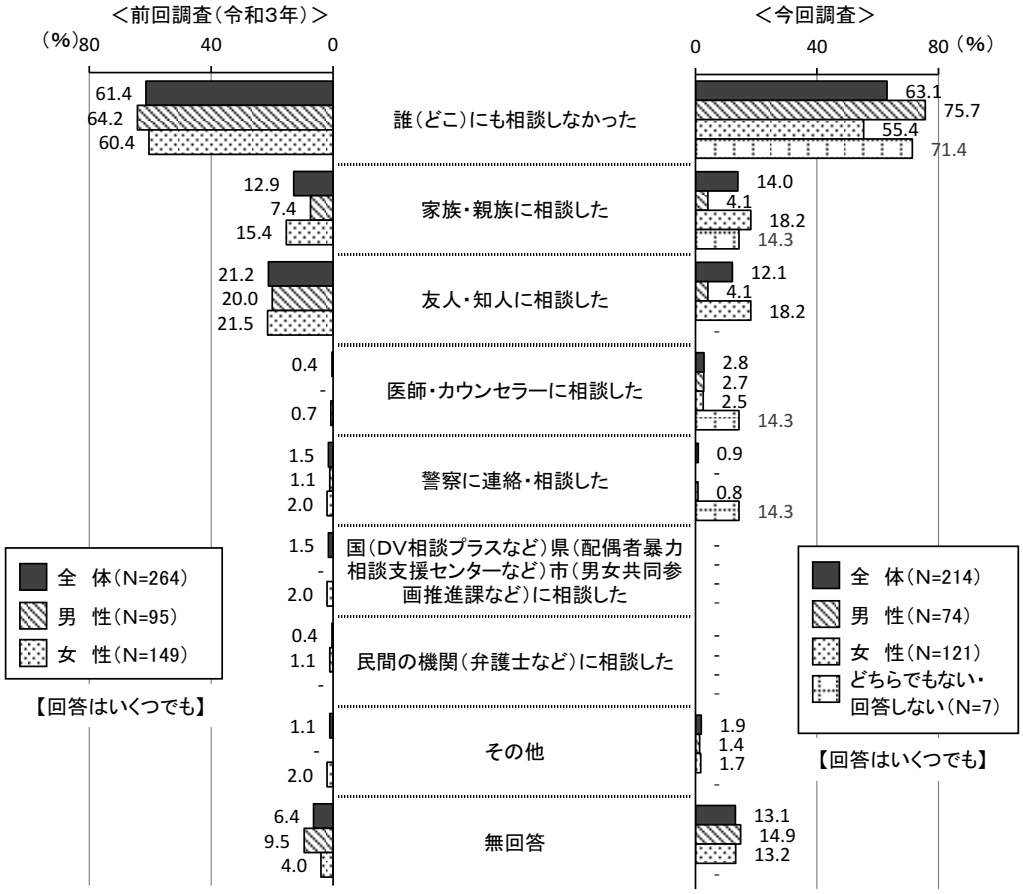


図表2-3-8　ドメスティック・バイオレンスの経験（まとめ）[全体、性別]（前回調査比較）



※「あった」は「何度もあった」「1～2度あった」の合計

図表2-3-9　ドメスティック・バイオレンス被害の相談先[全体、性別]（前回調査比較）



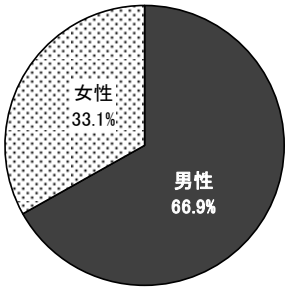
4 事業所調査からみた現状と課題

(1)従業員の男女比(正規従業員・パートタイム労働者)

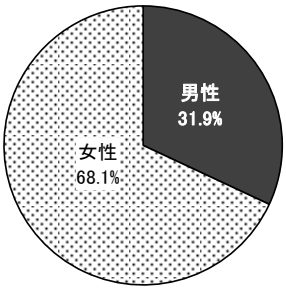
市内に所在する事業所における常用労働者の状況をみると、男性は5,394人、女性は3,673人で、男女比は男性59.5%、女性40.5%となっています。

「正規従業員」の男女比をみると、男性は66.9%(4,782人)、女性は33.1%(2,369人)と男性が約3分の2を占めています。一方、「パートタイム労働者」の男女比は男性が31.9%(612人)、女性が68.1%(1,304人)と女性が約3分の2を占めており、「正規従業員」とは反対の状況となっています。

図表2-4-1 正規従業員の男女比[全体]



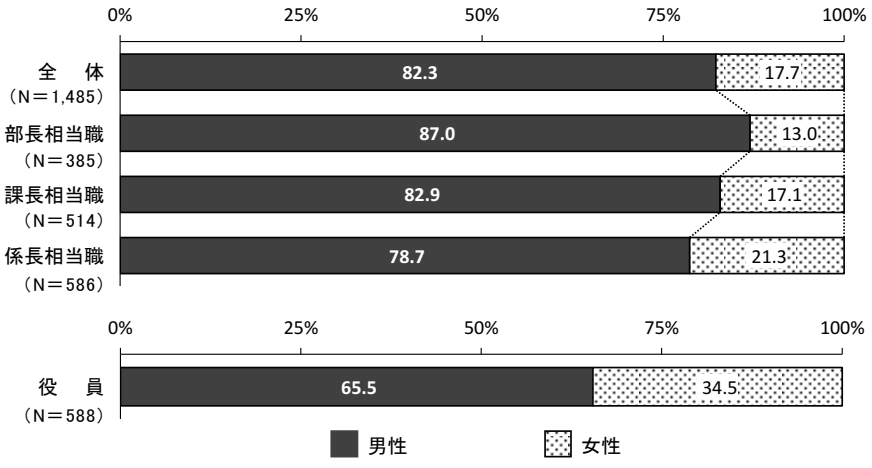
図表2-4-2 パートタイム労働者の男女比[全体]



(2)役職別にみた管理職の男女比

市内に所在する事業所における係長級以上の管理職の総数1,485人のうち女性は263人で、男女比は男性82.3%、女性17.7%となっています。役職ごとの男女比をみると、女性は「係長相当職」が21.3%と最も高く、次いで「課長相当職」が17.1%「部長相当職」が13.0%となっており、市内事業所において、女性管理職登用があまり進んでいない状況がうかがえます。(役員は女性が34.5%)。

図表2-4-3 役職別にみた管理職の男女比[全体]

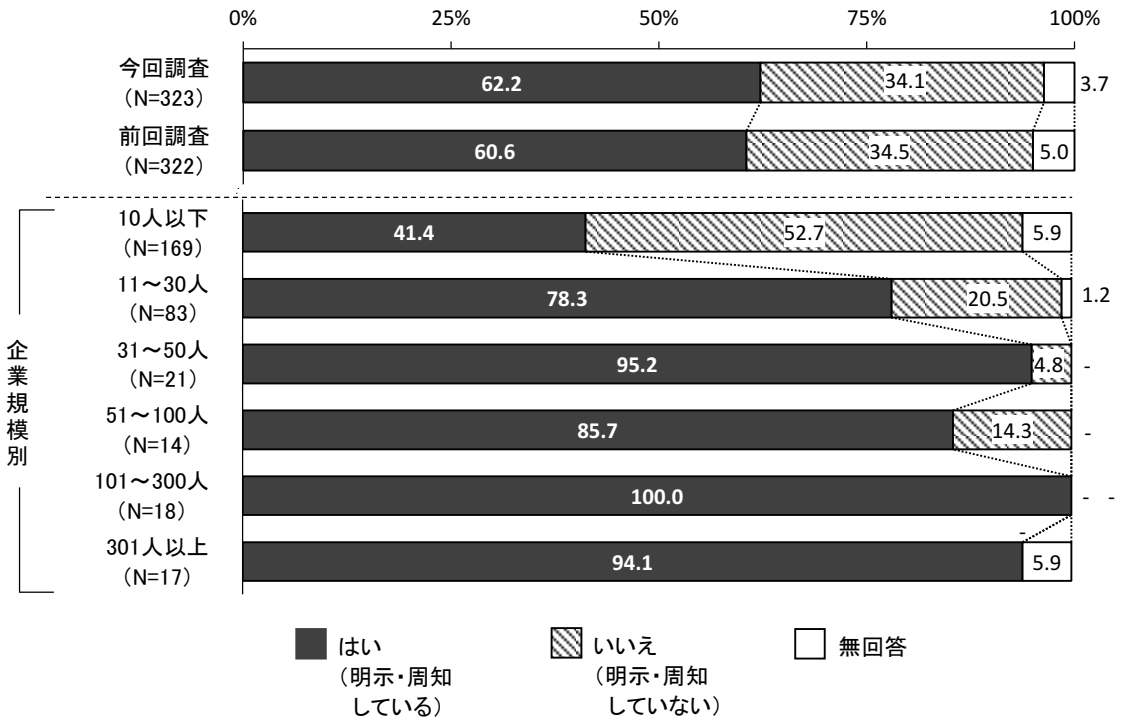


（3）育児休業制度・介護休業制度の明示の有無

育児休業制度について、就業規則等の文書の中で規定を明示・周知していると回答した事業所は62.2%、していない事業所は34.1%で、前回調査からは大きな変化はみられません。

明示・周知している割合を企業規模別にみると、従業員数が10人以下の事業所で41.4%、30人以下の事業所で78.3%となっており、従業員規模が小さい事業所で低くなる傾向がみられます。

図表2-4-4　育児休業制度の規定を明示、周知の実行の状況[全体、企業規模別]
（前回調査比較）

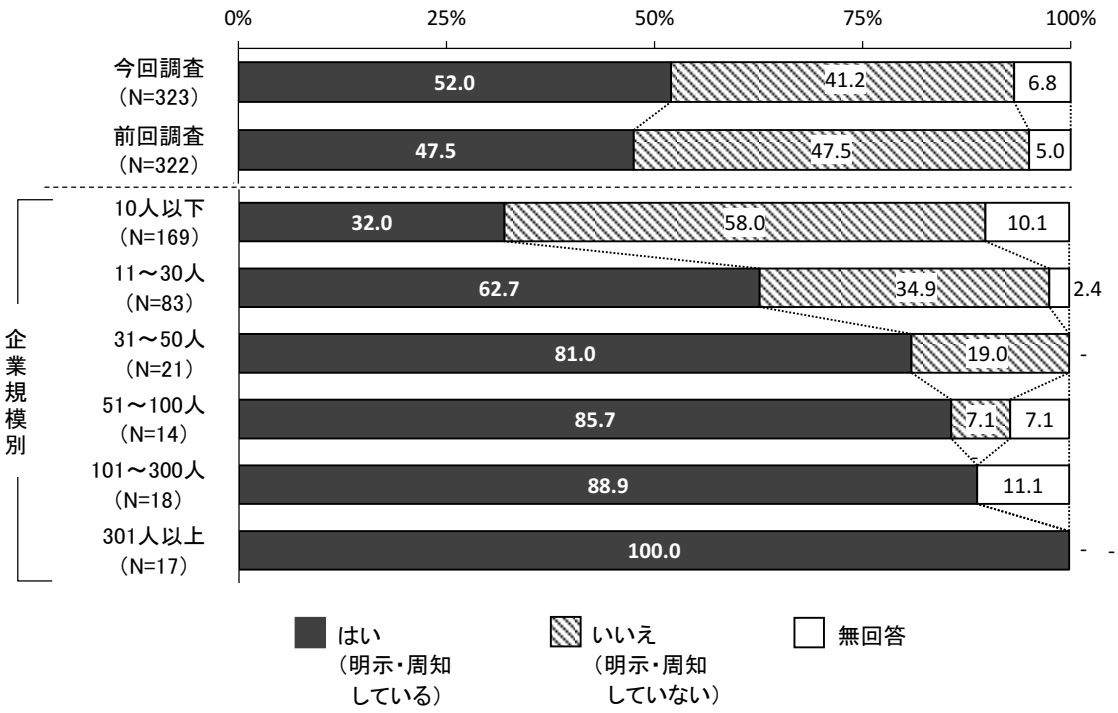


介護休業制度については、明示・周知していると回答した事業所が52.0%、していないと回答した事業所が41.2%で、育児休業に比べて明示・周知している事業所がやや低くなっていますが、前回調査より明示・周知している事業所が4.5ポイント増加しています。

企業規模別にみると、規模が大きくなるほど明示・周知している事業所が多くなり、「301人以上」では100.0%となっています。一方、「10人以下」の事業所では明示・周知していないが58.0%と高くなっています。

市内事業所において、育児休業制度、介護休業制度の整備が十分に進んだとは言い難く、特に、企業規模が小さい事業所で取組に遅れがみられます。休業制度を就業規則等に明文化することや助成金制度に関しての周知を行うなど、事業所へのさらなる啓発と情報提供が求められます。

図表2-4-5 介護休業制度の規定を明示、周知の実行の状況[全体、企業規模別]
（前回調査比較）



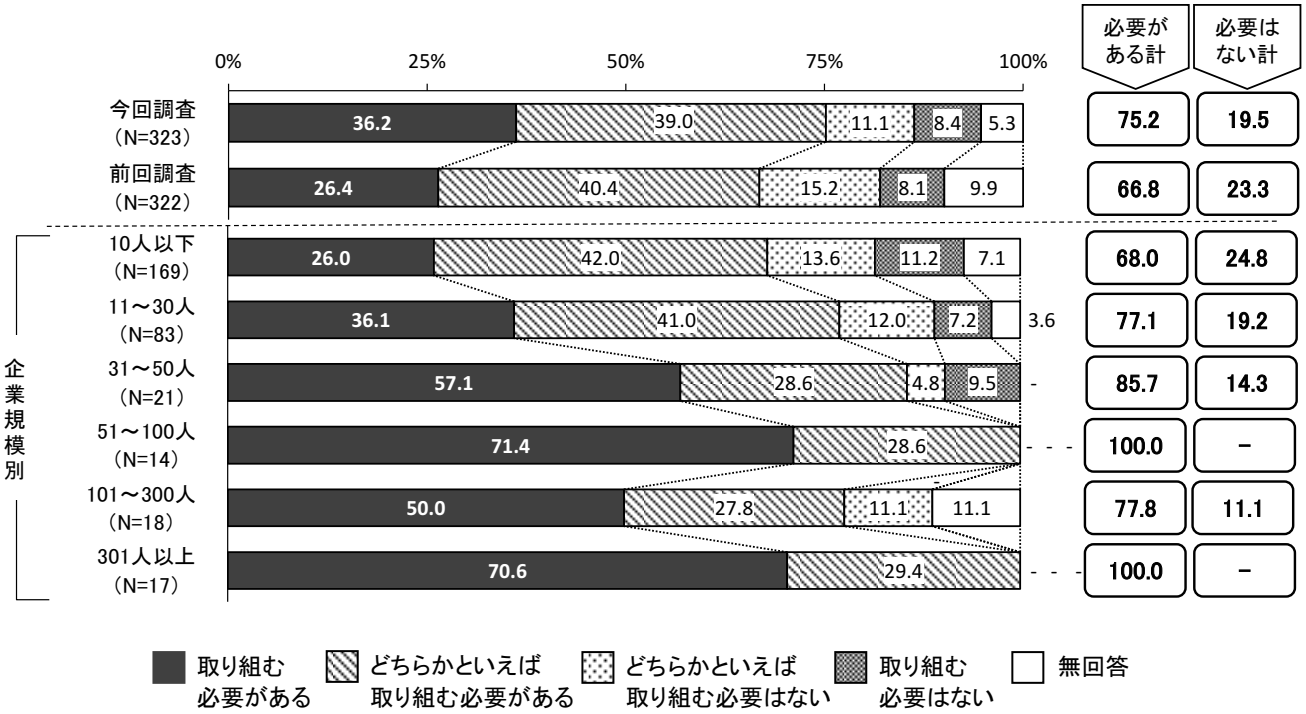
(4)ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方

「ワーク・ライフ・バランス」推進のための取組について「取り組む必要がある」と回答した事業所は36.2%、「どちらかといえば取り組む必要がある」は39.0%と、これらをあわせた『必要がある』と考える事業所は75.2%となっています。一方、『必要はない』(「取り組む必要はない」(8.4%)+「どちらかといえば取り組む必要はない」(11.1%))と回答した事業所は19.5%で、『必要がある』と回答した事業所が前回調査より8.4ポイント増加しています。

企業規模別にみると、規模が大きい事業所では取り組む必要性を感じており、51～100人や301人以上では『必要がある』が100.0%となっています。一方、10人以下では『必要がある』が68.0%ですが、そのうち積極的な「取り組む必要がある」は26.0%、11～30人でも36.1%と低くなっています。

市内事業所において、ワーク・ライフ・バランスの必要性を感じている事業所が増加していますが、事業規模によって認識に差がみられます。規模の小さな事業所での模範事例を示すなどして、ワーク・ライフ・バランスの効果を広く示していくことが重要です。

図表2-4-6　ワーク・ライフ・バランス推進の取組についての考え方[全体、企業規模別]
(前回調査比較)



（5）ハラスメントの問題についての取組状況

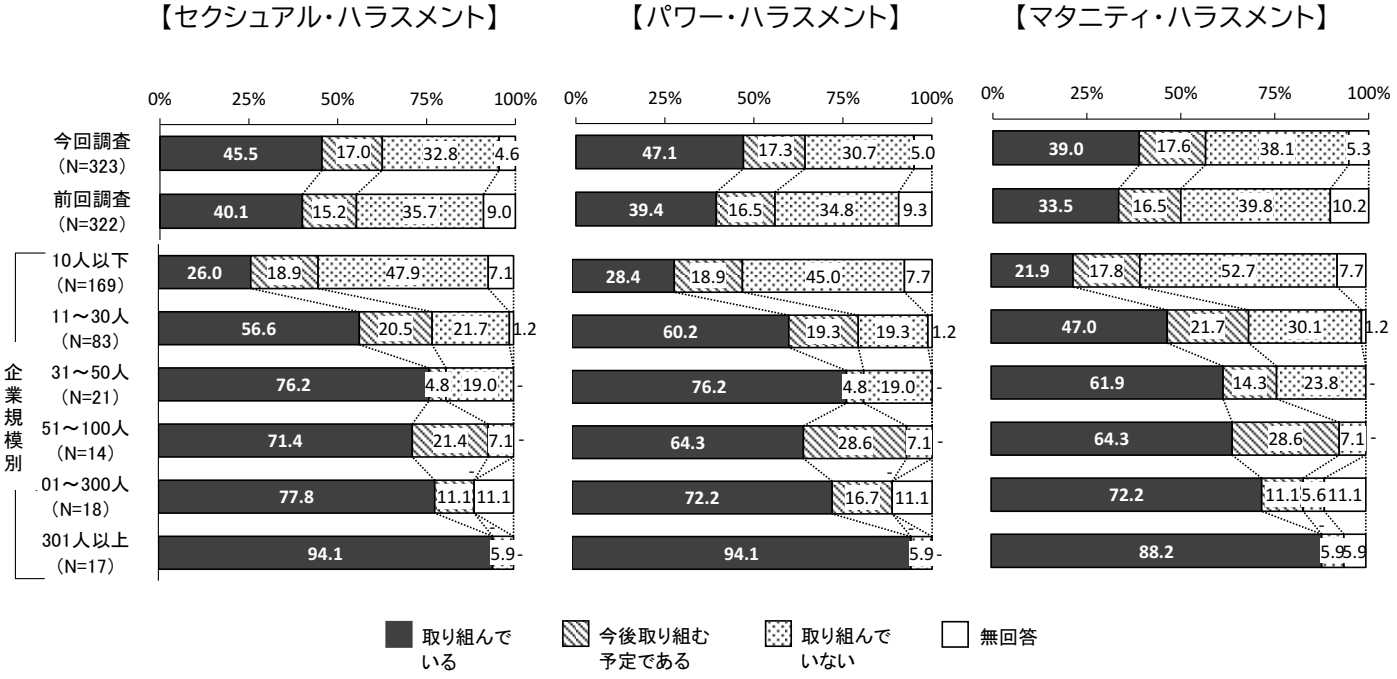
セクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの問題についての取組状況をみると、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについては4割台半ば、マタニティ・ハラスメントについては4割弱の事業所が取り組んでいると回答しています。

いずれのハラスメントについても前回調査に比べて「取り組んでいる」の割合が増加していますが、「取り組んでいない」と回答した事業所も約3割から4割近くに上っています。

企業規模別にみると、規模が小さい事業所では取り組んでいる割合が低くなる傾向がみられ、10人以下の事業所では2割台にとどまっています。

このように、事業所におけるハラスメント対策の取組は以前より進んでいる状況ではあるものの、その割合が半数以下であることや、規模の小さな事業所ではまだ取組が進んでいない現状からも、より一層行政の相談窓口の周知を強化するとともに、ハラスメント対策のための研修機会を提供するなどの取組が必要です。

図表2-4-7 ハラスメントの問題についての取組状況[全体、企業規模別]
（前回調査比較）



第3章　計画の基本的な考え方

1　計画の基本理念（ 飯塚市の目指す将来像）

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です（男女共同参画社会基本法第2条第1号及び飯塚市男女共同参画推進条例第2条第3号）。

本市では、男女の人権が尊重され、性別による差別的取り扱いを受けることなく、一人ひとりが自らの意思により能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、本計画の基本理念を以下のように定めます。

男女の人権が尊重され、
誰もが自らの意思に基づき活躍でき、
安全・安心に暮らせる社会の実現

2 計画の基本目標

この計画の基本理念を実現するために、3つの基本目標と10の重点目標を掲げ、総合的な施策の推進を図ります。

◆基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり

男女が互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の意識づくりを進めます。男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点とし、様々な場面を通じて市民や事業者、地域団体等に対する啓発などを行うとともに、あらゆる年代における教育・学習機会の充実を図り、家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画を促進します。

重点目標(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

重点目標(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

重点目標(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進

◆基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

男女が対等な立場で様々な分野に参画することができる環境整備を進め、政策・方針決定過程への女性の参画や地域における男女共同参画を推進します。女性が自らの意思によって職業生活を営むにあたり、その個性と能力を十分に発揮できるよう、職場での男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進します。

重点目標(1)社会における意思決定過程への女性の参画促進

重点目標(2)働く場における女性の活躍促進

重点目標(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

◆基本目標3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり

ジェンダーに基づくあらゆる暴力や人権侵害について未然の防止と被害者の早期発見、相談支援体制の充実に努めるとともに、性別やライフステージに応じた健康支援やリプロダクティブ・ヘルス／ライツ※についての理解の促進を図ります。様々な困難を抱える人への支援や、防災・減災に関する取組に男女共同参画の視点を取り入れ、男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

重点目標(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
重点目標(2)生涯を通じた健康支援
重点目標(3)様々な困難を抱える人への支援
重点目標(4)防災における男女共同参画の促進

3 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のための重点目標と施策の基本的方向を定めて取組を推進します。

基本理念	基本目標	重点目標	施策の基本的方向
男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき 活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現	1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり	(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進	①ジェンダー平等・男女共同参画意識の啓発
			②ジェンダー平等・男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供
			③国際的視野に立ったジェンダー平等・男女共同参画の推進
		(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①学校・保育所等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実
			②生涯学習におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実
		(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進	①固定的な性別役割分担見直しの促進
			②男女協働による地域コミュニティづくり
	2 あらゆる分野における女性の活躍推進（飯塚市女性活躍推進計画）	(1)社会における意思決定過程への女性の参画促進	①政策・方針決定過程への女性の参画促進
			②事業所・地域団体等における女性の参画促進
			③女性リーダーの人材育成等
		(2)働く場における女性の活躍促進	①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進
			②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援
			③農業や自営業等における女性の就労環境の改善
		(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
			②仕事と家庭・地域活動などの両立支援
	3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援（飯塚市DV対策基本計画）	①DV防止のための啓発
			②DV相談体制の充実と被害者への支援
			③性暴力やハラスメント防止に向けた取組の推進
		(2)生涯を通じた健康支援	①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重と生涯を通じた健康支援
		(3)様々な困難を抱える人への支援（飯塚市困難女性支援計画）	①ひとり親家庭への支援
			②多様な背景を持つ人が安心して暮らせる環境整備
			③困難な状況に置かれている女性等への支援
		(4)防災における男女共同参画の促進	①防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進
	計画推進体制の充実		①計画推進体制の充実・強化
			②市民や事業者等と行政との協働
			③男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実
			④法的制度の整備・充実
			⑤国・県等との連携・協力体制の充実
			⑥特定事業主行動計画等の推進

4　本計画とSDGsの関連性

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「2030アジェンダ」で掲げられた、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す国際目標です。令和12年（2030年）を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。さらに、2030アジェンダでは、すべての目標とターゲットの進展のためにはジェンダー平等の実現が非常に重要であるとされており、施策や事業の立案、実施、評価の全てのプロセスにジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主流化」を行うことが求められています。

本市においても、男女共同参画の取組を推進することで、ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、関連するゴールの達成を目指します。

●本計画の基本理念・基本目標と関連しているＳＤＧｓゴール

	**男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現**
基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり	
基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進	
基本目標3 男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり	

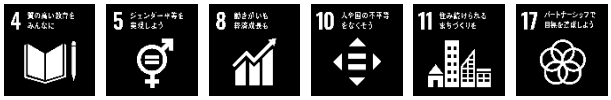
●本計画と関連するＳＤＧｓゴール

	1　貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3　すべての人に 健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4　質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5　ジェンダー平等を 実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児のエンパワーメントを図る

	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の 不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられる まちづくりを	包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	16 平和と公正を すべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナーシップで 目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第4章　基本目標達成に向けた施策の展開

基本目標1
ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり



誰もが性別にかかわらず社会の様々な分野で個性や能力を発揮することができ、多様な生き方が尊重される男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりがジェンダー平等・男女共同参画について理解を深め、性別による固定的な役割分担意識や偏見にとらわれないことが大切です。近年では、人が意識的に持っている性別に関する固定観念だけではなく、本人も気づかないうちに持っている「アンコンシャス・バイアス」の解消も課題となっています。

ジェンダー平等・男女共同参画の実現に向けた取組は、国連を中心に国際的にも推進されています。男女共同参画社会基本法や飯塚市男女共同参画推進条例においても、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際的協調の下で進めなければならない旨が基本的理念として示されています。ジェンダー平等・男女共同参画の推進にあたっては、女子差別撤廃条約やSDGsの理念、国際的な動向についての市民の理解を深めるとともに、地域に暮らす外国人にとっても暮らしやすいまちづくりや国際交流を進めるなど、国際的協調と多文化共生の意識をもって取組を進めていくことが求められます。

人の意識や価値観は、幼い頃から家庭や学校、地域社会の影響を受けながら形成されます。特に、成長期にあるこどもたちは、保護者や教職員、地域の大人たちなど、身近な大人の言動や考え方から、社会の規範や価値観を学び、身につけていきます。そのため、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の機会を充実させることが大切です。

家庭においては、男女がともに育児や介護などの役割を担い、共に支え合いながら、協力して生活を営むことが大切です。近年では、単身世帯や夫婦のみの世帯、共働き世帯の増加など、世帯や家族のあり方が変化しています。また、若い世代を中心に、結婚や家族、働き方、地域とのかかわり方などに対する意識も多様化しています。こうした変化を踏まえ、家庭における役割分担や、多様な人が参加しやすい地域活動のあり方について考えていく必要があります。

本市では、男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点として、男女共同参画に関する様々な講座や相談事業を実施してきました。今後も、一人ひとりが性別にかかわる固定観念や偏見にとらわれることなく、互いの個性や能力を認め、尊重しあえる社会を築くため、家庭や地域、学校など、あらゆる場面でジェンダー平等・男女共同参画についての理解を深め、固定的な性別役割分担意識や偏見をなくしていくための取組を推進することが必要です。

重点目標(1)意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進

現状と課題

「男だから、女だから」など、性別を理由として生き方や働き方の選択が制限されたり差別されたりしないことは、人が生まれながらに持っている基本的な権利です。男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりがジェンダー平等・男女共同参画の意義を理解し、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、互いに対等な立場で社会に参画することが求められます。本市においては、市の広報や各種イベントでの啓発、地域への出前講座の実施など、様々な機会を活用して市民への啓発を行ってきました。こうしたこれまでの取組をさらに広げ、市民の意識や行動の変化につなげていくことが重要です。

市民意識調査の結果をみると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と回答した人(『反対派』)は72.5%で、「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人(『賛成派』)の20.5%を大きく上回っています。また、前回調査と比較すると『反対派』が増加しており、固定的な性別役割分担意識を容認しない傾向が強まっています。

「男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよい」という考え方についても、『反対派』が58.6%と、『賛成派』の33.0%を25.6ポイント上回るなど、子育てに関しても「男らしく、女らしく」といった意識は薄れつつあることがうかがえます。その一方で、性別にみると、男性の『賛成派』は42.9%と女性(26.7%)を16.2ポイント上回るなど、固定的な意識が一様に解消されているわけではなく、性別や年代等による意識の差が残されています。そのため、対象や世代に応じて啓発の内容や形式、情報発信の方法などを工夫し、より多くの市民に届くような啓発の手法を検討することが求められます。

また、世界経済フォーラムが令和8年(2026年)に発表した、各国の男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数※(GGGI)」のランキングでは、日本は145か国中117位と非常に低い順位となっています。ジェンダー平等・男女共同参画を進めるためには、国内の状況だけではなく、国際的な動向や各国との比較を通じて日本の現状を捉え、国際的な視野を持って取組を進めていく必要があります。

施策の基本的方向

① ジェンダー平等・男女共同参画意識の啓発

市民のジェンダー平等・男女共同参画についての関心を高め、性別にかかわる固定観念や偏見にとらわれない意識を育むために、男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点とし、また、様々な機会や場面を活用し、ジェンダー平等・男女共同参画社会の理念やその意義についての啓発を実施します。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
1	**ジェンダー平等・男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発**	(1) 広報媒体やパネル掲示等を通じ、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。	人権・同和政策課
		(2) 市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った固定的な性別役割分担意識是正のための広報・啓発の充実を図ります。	男女共同参画推進課
		(3) 二十歳を祝う会においてジェンダー平等・男女共同参画に関する啓発事項等を掲載したパンフレットの配布を行う等、若い世代への啓発を実施します。	生涯学習課
		(4) 市が発行する刊行物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な生き方や働き方に関する市民等の意識改革を促します。	関係各課 (企画政策室シティプロモーション担当、男女共同参画推進課)

② ジェンダー平等・男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供

現状把握のための調査・研究や、国・県及び他市町村の男女共同参画施策等に関する情報収集及び提供を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
2	**法律や制度の理解促進のための取組**	(5) 労働環境や男女の人権などジェンダー平等・男女共同参画に関係の深い法律や制度に関する広報や周知に努めるとともに、国・県等関係機関との連携を図りながら相談事業等の充実を図ります。	男女共同参画推進課 商工観光課
3	**男女共同参画関連情報の収集・提供**	(6) 男女共同参画を取り巻く状況に関する国・県・市町村の各種統計・意識調査や施策内容等について、情報の収集と提供を行います。	男女共同参画推進課
		(7) 業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するために、可能な限り男女別のデータを収集します。	関係各課 (総務課、男女共同参画推進課)

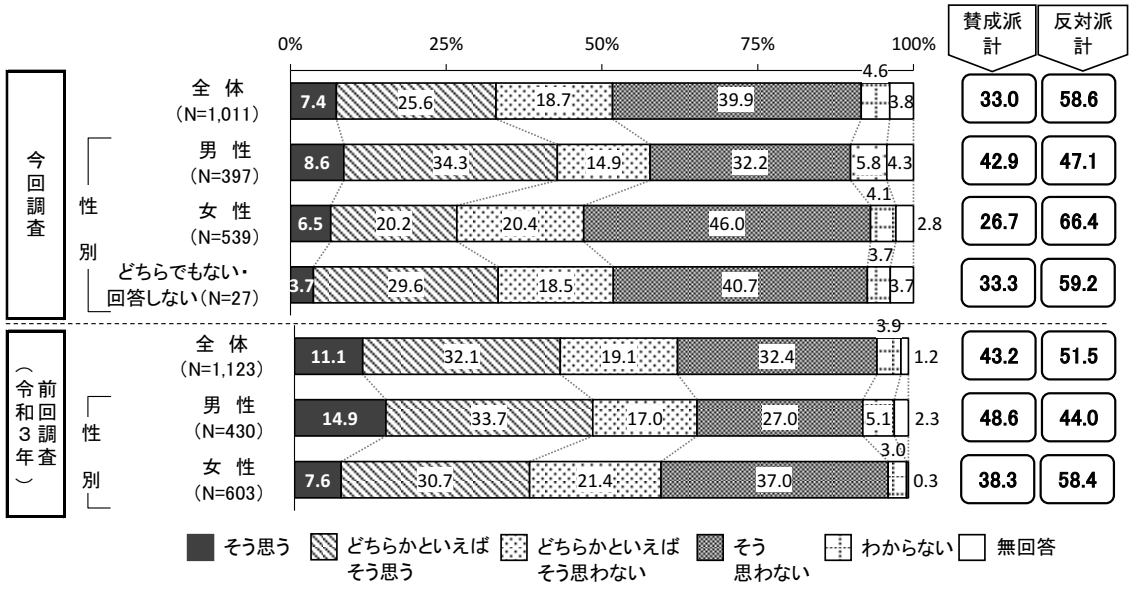
③国際的視野に立ったジェンダー平等・男女共同参画の推進

ジェンダー平等の推進は国連を中心とした世界的な取組であることから、国際的な視野に立って施策の推進にあたります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
4	**国際的取組や規範等についての広報・啓発**	(8) 男女共同参画に関する国際的取組や規範の内容、ジェンダー・ギャップ指数など男女共同参画に関する国際基準について広報・啓発を行います。	男女共同参画推進課
5	**国際交流・多文化共生の推進**	(9) 飯塚国際交流推進協議会による国際理解事業やイベント事業等、地域市民との国際交流の支援を通して、地域に暮らす外国人が地域の一員としてまちづくりに参画できるよう、住民同士の相互理解を図る取組を推進し、多文化共生社会への意識づくりを行います。 また、姉妹都市であるアメリカのサニーベール市と学校間交流事業等を行い、グローバルな人材育成を推進します。	国際政策課

参考データ

図表4-1 男の子は「男らしく」、女の子は「女らしく」育てる方がよいという考え方について［全体、性別］（前回調査比較）



重点目標(2)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状と課題

ジェンダーに関する意識や価値観は、家庭や学校、地域社会、メディアからの情報など、様々な影響を受けながら形成されます。特に、こどもたちは、保護者や教職員、地域の人など、周囲の大人の言動や考え方を通して性別に関するイメージや社会の規範、価値観を学び、身につけていきます。そのため、次世代を担うこどもたちが、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を十分に活かしながら、自分らしく成長できるよう、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進することが重要となります。さらに、保護者をはじめとしてこどもたちの周囲の大人たちに対しても、こうした視点への理解を深めるとともに、日常的な言動等に潜む無意識の偏見に気づき、その解消につなげる取組を進めていく必要があります。

市民意識調査では、男女共同参画をすすめていくために学校教育の場で力を入れることとして、「一人ひとりの個性や人権を尊重することを学ぶこと」が69.1%と最も高く、次いで「働くことの意味や多様な働き方などについての学習や職場体験を行うこと」が50.2%、「生活指導や進路指導において、性別にかかわりなく能力を活かせるよう配慮すること」が49.4%などとなっています。この結果から、学校教育において、ジェンダー平等・男女共同参画についての知識を身につけるだけでなく、一人ひとりの個性や人権を尊重する意識を育てることや、将来の職業や働き方について性別にとらわれず考える機会を設けること、進路選択において本人の能力や希望を尊重することなどが求められていることが分かります。

生涯学習においても、本市では、男女共同参画推進センター「サンクス」での各種講座等の実施や、「コスモス大学」や各地区の交流センターでの講座など、ジェンダー平等・男女共同参画について学ぶ機会の提供に努めてきました。しかし、市民意識調査の結果では、男女共同参画推進センター「サンクス」を知っていると回答した人は10.0%、「見たり聞いたりしたことがある」人は14.2%にとどまっており、「男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合」を50%にするという、第2次飯塚市男女共同参画後期プランで掲げた目標値には至っていません。こうした状況を踏まえ、今後は、男女共同参画推進センター「サンクス」をはじめとする学習・啓発の場や取組について、より幅広い市民に情報が届くよう情報発信を強化するとともに、市民が身近なテーマとして関心を持ち、学習や啓発の機会への参加につながるよう、内容や周知方法の工夫を進めていくことが求められます。

施策の基本的方向

① 学校・保育所等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実

児童生徒一人ひとりが、自らの個性に応じた進路や職業の選択ができるよう、人権尊重やジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育を推進します。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
6	**ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進**	(10)乳幼児期からこどもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。	保育課 学校教育課
		(11)福岡県教育委員会作成の「男女共同参画教育指導の手引(改訂版)」を活用し、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	学校教育課
7	**主体的に進路選択する力を身につけるキャリア教育の充実**	(12)企業や地域との連携のもと、児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意思と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。	学校教育課
8	**教職員等に対する研修の充実**	(13)ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立った教育・保育を実践できる人材を育成するため、教職員・保育士等の研修会等への参加を推進するとともにオンライン研修など受講方法を拡充します。	保育課 学校教育課

② 生涯学習におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進と充実

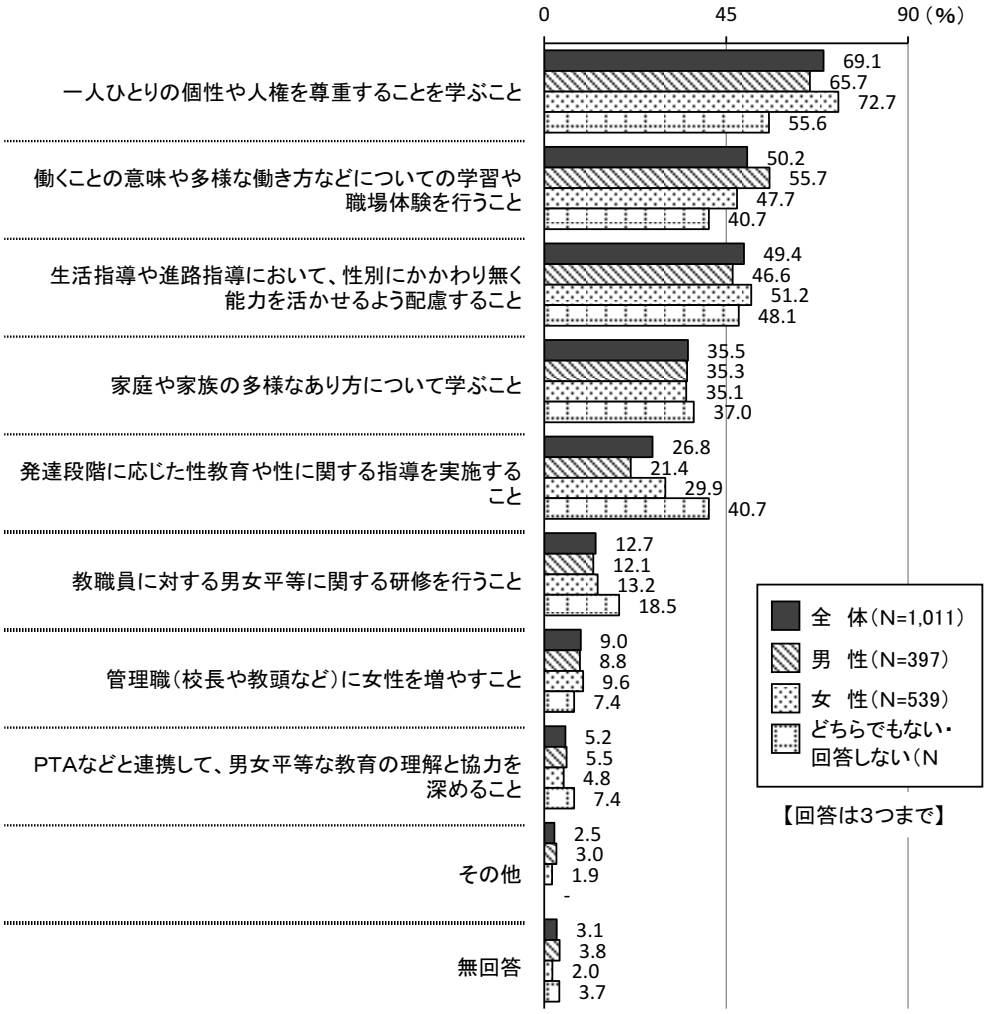
男女共同参画推進センター「サンクス」や各地区交流センター等において、ジェンダー平等・男女共同参画意識の向上や女性のエンパワーメントにつながる講座を実施する等、学習機会を提供するとともに、参加促進を図ります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
9	**ジェンダー平等・男女共同参画意識を高める学習機会の提供**	(14)男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら講座等を開催し、市民のジェンダー平等・男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画推進課
		(15)「コスモス大学」の一般教養講座や各地区交流センター開催の講座にジェンダー平等・男女共同参画に関する講座を取り入れ、高齢者への学習機会を提供します。	生涯学習課

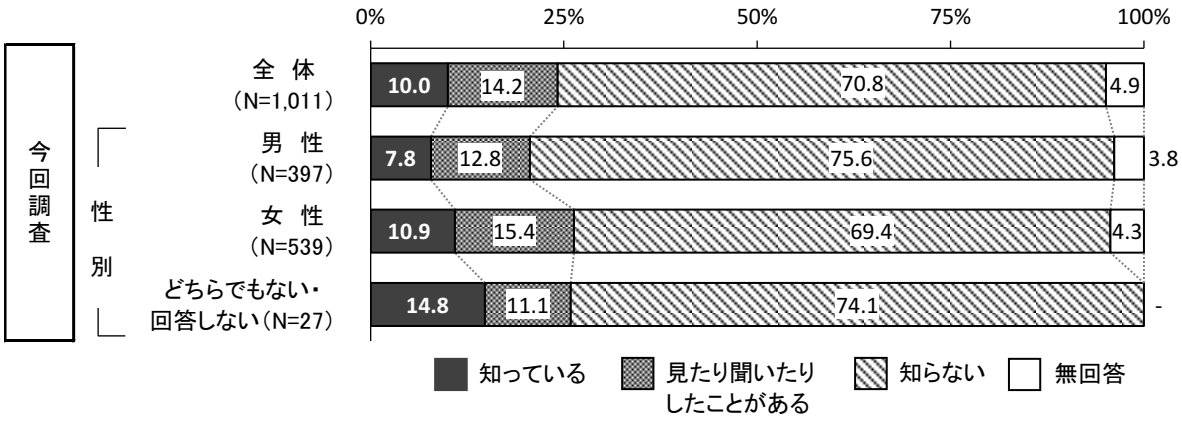
NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
10	**女性のエンパワーメントのための講座等の実施**	(16) 関係機関・団体と連携して、女性の就業支援講座や就職サポートセミナーなど、 女性のエンパワーメントのための講座等を実施します。	男女共同参画推進課
		(17) 各地区交流センター開催の講座に女性のスキルアップ・活躍の推進につながる講座を取り入れ、女性のエンパワーメントのための学習機会を提供します。	生涯学習課
11	**ジェンダー平等・男女共同参画社会実現に向けて活動する団体への支援**	(18) ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体に対して、補助金の交付等により、活動の支援を行います。	男女共同参画推進課
12	**生涯学習に関する情報提供と参加しやすい環境づくり**	(19) 市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習に関する情報について、市報や市ホームページなど、あらゆる媒体を通じた情報提供を行います。	生涯学習課
		(20) 魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座や開催時間の配慮など参加しやすい環境づくりに努めます。	男女共同参画推進課 生涯学習課

参考データ

図表4-2 男女共同参画をすすめていくために、学校教育の場で力を入れること[全体、性別]



図表4-3 男女共同参画推進センター「サンクス」の認知[全体、性別]



重点目標(3)家庭や地域におけるジェンダー平等・男女共同参画の促進

現状と課題

現代社会においては、家庭や地域のあり方が大きく変化しています。少子高齢化の進行や、ライフスタイルやライフコースの多様化により、一人ひとりが性別にかかわらず自らの意思で生き方を選択できる社会の実現が求められています。「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を見直し、社会の変化・多様化に対応した意識や制度の変革を目指さなければなりません。

家庭では、単身世帯や共働き世帯の増加などにより、性別にかかわらず炊事や掃除、洗濯、家計の管理など生活に必要な知識や技術を身につける必要性がこれまで以上に増しています。 また、地域においても、人口減少や地域の高齢化、地域活動に対する市民の意識の変化などを背景に性別や年代などの属性を問わず、多様な人が地域活動に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

市民意識調査の結果から家庭内での役割分担の状況をみると、「炊事、掃除、洗濯などの家事」「日々の家計の管理」「病人・高齢者の世話(介護)」「育児、子どものしつけ」といった日常の家事や家族のケアは、『主に女性』の割合が高くなっています。依然として性別役割分担の傾向がみられることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する取組の必要性が示唆されています。

また、社会における様々な分野での平等観についてたずねたところ、『男性優遇』と回答した人の割合は、「家庭の中」で48.8%、「地域活動の場」で38.0%となっており、いずれも「平等になっている」を上回っています。また、前回調査と比べても「平等になっている」割合には大きな変化はみられず、家庭や地域での平等が進んでいると認識されていないことがうかがえます。このことから、家庭や地域における役割分担を見直すとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進める必要があります。

さらに、この1年間に参加したことがある地域活動についてたずねた設問では、地域活動への参加の度合いに大きな男女差はみられなかったものの、年齢が低い層で地域活動に参加していない割合が高くなっており、18～29歳では男性の67.6%、女性の83.0%が「どの活動にも参加していない」と回答しています。地域コミュニティを維持していくためにも、性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、誰もが地域社会の一員として主体的にまちづくり・地域づくりへの参加・参画ができる環境の整備を進めることが必要です。

施策の基本的方向

① 固定的な性別役割分担見直しの促進

男性の家事・育児・介護等への参画を促進し、男女がともに家庭生活における役割を分担できるよう、様々な機会や施策を通じて、男性の理解促進と意識改革を図ります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
13	**あらゆる機会を捉えたジェンダー平等・男女共同参画に関する意識の醸成**	(21) 家庭でのジェンダー平等・男女共同参画を推進するため、各種講座やセミナー、研修会等の学習機会について、市報や市ホームページなどで情報を提供し、市民への周知と啓発を行います。	男女共同参画推進課
14	**家庭におけるジェンダー平等・男女共同参画に関する意識の醸成**	(22) ハローベビークラスへの参加や育児・介護サービスの周知に努め、家庭における固定的な性別役割分担の見直しを図ります。	こども若者支援課 こども家庭課 高齢者支援課
15	**男性の生活自立に向けた講座の開催**	(23) 男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力向上による自立を促進します。	男女共同参画推進課 こども家庭課 生涯学習課

② 男女協働による地域コミュニティづくり

地域活動におけるジェンダー平等・男女共同参画の必要性について意識啓発を行うとともに、多様な人が地域活動に参画できる環境の整備に努め、市民や地域団体と行政との協働による事業の推進を図ります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
16	**地域におけるジェンダー平等・男女共同参画に関する意識の啓発**	(24) 地域の様々な活動において、ジェンダー平等・男女共同参画の意識が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。 また、性別にかかわらず誰もが役割を担うことができるような意識啓発を図ります。	男女共同参画推進課
17	**地域団体等へのジェンダー平等・男女共同参画の推進**	(25) 地域団体等に対して、飯塚市協働のまちづくり推進条例の周知を行い、性別にかかわらず誰もが役割を担うことができるような環境づくりを促進します。	市民活動支援課
		(26) 地域団体等に対して、女性の参画の重要性や必要性について情報提供を行い、ジェンダー平等・男女共同参画に関する理解促進を図ります。	まちづくり推進課

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
18	**ジェンダー平等・男女共同参画の視点による地域活動への参加の促進**	(27) 男性の地域活動や子育て支援、ボランティア活動への参加を促す機会や情報提供の充実に努めます。	男女共同参画推進課
		(28) 青少年の地域活動への参画を促す機会や情報の提供に努めます。	こども若者支援課
		(29) 性別にかかわらず多様な人が自主的に地域活動に参加・参画できるよう、地域活動のきっかけとなる講座やイベント等を実施します。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課 生涯学習課

参考データ

図表4-4 この1年間に参加したことがある地域活動[全体、年齢別]

(%)

		標本数	地域の子ども育成に関する活動（PTA、子ども会など）	自治会活動	清掃・リサイクル活動	安全・防犯活動	相互援助活動（読み聞かせなどの子育て支援、見守りなどの介護支援など）	国際交流活動（留学生の支援、外国人へのボランティアなど）	女性問題の学習や男女共同参画推進のための活動	その他	どの活動にも参加していない	無回答
全 体		1,011	127	303	290	75	22	11	16	29	485	22
		100.0	12.6	30.0	28.7	7.4	2.2	1.1	1.6	2.9	48.0	2.2
年齢別	男性:18～29歳	37	13.5	5.4	18.9	8.1	5.4	8.1	−	5.4	67.6	−
	男性:30～39歳	49	16.3	10.2	12.2	10.2	−	4.1	2.0	−	63.3	−
	男性:40～49歳	73	16.4	23.3	26.0	16.4	−	−	−	1.4	53.4	2.7
	男性:50～59歳	62	11.3	32.3	29.0	8.1	−	−	−	−	48.4	3.2
	男性:60～69歳	83	15.7	37.3	33.7	12.0	3.6	−	2.4	6.0	38.6	2.4
	男性:70歳以上	91	3.3	49.5	44.0	12.1	2.2	−	−	2.2	34.1	4.4
	女性:18～29歳	47	6.4	2.1	8.5	−	2.1	2.1	−	−	83.0	−
	女性:30～39歳	88	19.3	14.8	10.2	1.1	1.1	−	1.1	1.1	67.0	−
	女性:40～49歳	83	22.9	25.3	18.1	4.8	2.4	1.2	2.4	6.0	53.0	1.2
	女性:50～59歳	106	16.0	27.4	29.2	4.7	3.8	1.9	0.9	1.9	46.2	0.9
	女性:60～69歳	121	6.6	44.6	38.0	5.8	3.3	0.8	2.5	4.1	28.9	4.1
	女性:70歳以上	92	7.6	47.8	47.8	4.3	2.2	1.1	3.3	1.1	35.9	1.1
	どちらでもない・回答しない	27	18.5	25.9	33.3	11.1	−	−	7.4	7.4	40.7	−
	無回答	52	5.8	26.9	26.9	9.6	1.9	−	1.9	5.8	51.9	7.7

基本目標2
あらゆる分野における女性の活躍推進



職場や地域において様々な属性の人が意思決定の場に参画し、異なる立場や経験に基づく多様な視点による意見を出し合うことは、男女共同参画社会の実現だけではなく、組織や地域が抱える課題を多角的にとらえ、新たな発想や価値を生み出すことにもつながります。また、性別や年齢などにかかわらず一人ひとりが持つ知識や経験を意思決定に生かすことは、誰もが主体的に社会にかかわることのできる環境をつくる上でも大切です。国も、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標を掲げ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めています。本市においても、審議会等の委員に占める女性の割合や女性人材バンクの登録者数など、女性の登用に関して目標値を定め、政策・方針決定の場への女性の参画促進に努めてきました。しかし、目標の一つである審議会等委員に占める女性の割合は、十分に達成されているとはいいがたい状況にあり、女性の人材の発掘・育成を進めるとともに、様々な分野で培った経験や能力を意思決定に生かせるよう、参画しやすい環境を整えることが求められています。

また、就労は生きていく上での経済的基盤をなすとともに、社会とのつながりを持ち、自らの能力や可能性を発揮する機会となるなど、生きがいや自己実現にも深くかかわるものです。働く意欲を持つ人が、性別や年齢にかかわらず個性や能力を十分に発揮でき、それぞれの希望に応じた働き方を選択できる環境を整えることは、個人の生活の充実に加え、少子高齢化や人口減少、労働力不足などの社会経済状況の変化に対応する上でも欠かせません。

近年、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法等の改正が重ねられ、男女がともに活躍できる職場環境の整備や、女性の就業継続・活躍を支える制度の充実が図られてきました。現在、日本の女性の働き方の特徴とされてきた「M字カーブ」は数値の上では改善傾向にありますが、実際には結婚や出産などを契機として就業を中断する女性もまだ多く、また、20代をピークとして女性の正規雇用の割合が低下する「L字カーブ※」の解消も課題となっています。

これらの課題を解決するためには、男性の働き方を含め、従来の働き方を見直すことが必要です。新型コロナウイルス感染症の世界的流行を経て、在宅勤務等のテレワークの導入が進むなど、働き方の多様化が進みつつある中、労働力不足が懸念される昨今において、ワーク・ライフ・バランスの実現は仕事の効率化や人材確保にもつながることが期待されています。行政と市民や事業者が一体となって、仕事と生活を両立できる職場環境づくりについて理解を深め、具体的な取組を進めていくことが重要です。

重点目標(1)社会における意思決定過程への女性の参画促進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、地域や社会の活動など社会のあらゆる場において、性別にかかわらず様々な属性の人が対等な立場で参画し、多様な考え方を活かしていくことが大切です。しかし、地域の役職や職場の管理職などの政策・方針決定を担う立場には、男性に比べて女性の参画が十分とは言えない状況がみられます。このような状況を改善し、社会における意思決定過程への女性の参画をさらに進めるために、女性のエンパワーメントを図るとともに、性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を活かして活動できるよう、環境整備や周囲の理解促進を図る必要があります。

市民意識調査では、自治会長などの役職に立候補を依頼された場合、女性は男性より「断る」と回答した割合が高く、女性の方が消極的な傾向がみられました。断る理由としては、「責任が重い」「知識や経験がない」「家事・育児や介護に支障が出る」などが挙げられています。地域の役職への就任について、女性の場合は男性よりも責任の重さや知識・経験の不足への不安、家庭生活への影響などを懸念していることがうかがえます。こうした負担感や不安を軽減するため、活動内容や時間帯を見直すなど、性別や年齢にかかわらず地域活動に参画しやすいような環境づくりが求められます。

また、事業所調査の結果では、市内に所在する事業所における係長級以上の管理職に占める女性の割合は17.7%にとどまっており、管理職全体の約8割を男性が占めている状況です。女性管理職の割合が「0%」の事業所も57.2%と約6割に上っており、事業所における女性の方針決定の場への参画は依然として十分とは言えない状況がうかがえます。女性管理職が少ない理由としては、「該当する経験、資質、能力、適性を持った者が少ない（いない）から」が30.8%で最も多く、次いで「該当する資格を持った者が少ない（いない）から」「管理職を希望する女性が少ない（いない）から」が同率20.7%となっており、人材面の課題に加え、管理職を希望する女性が少ないことも理由として挙げられています。

こうした状況を改善していくためには、女性が積極的に管理職を目指せるよう、ロールモデルの提示や人材育成の機会を提供するなどの支援を行うとともに、女性が能力を発揮し、適正に評価される職場環境の整備を進めるよう、市内事業所等に積極的に働きかけるなどの取組を進める必要があります。

施策の基本的方向

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

市の審議会や委員会等、政策・方針決定の場への女性の積極的な登用を引き続き促進していきます。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
19	**審議会等における女性登用の積極的拡大**	(30) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員に占める女性の割合は40%以上60%以下となるよう「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づき審議会等における女性の登用に努めます。また、審議会等開催時の託児など誰もが委員として参画できる環境づくりに努めます。	関係各課 (企画政策室企画政策担当、男女共同参画推進課)

②事業所・地域団体等における女性の参画促進

事業所や地域団体等における女性の登用状況の把握に努め、女性の管理監督職への登用や、方針決定にかかわる場への参画について、事業所や地域団体等への働きかけや情報提供を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
20	**事業所等における方針決定の場への女性の登用と参画の促進**	(31) 事業所や地域団体等に対して、女性が参画することの重要性・必要性について啓発や情報提供を通じて理解促進を図るとともに、女性の登用状況の把握に努め、事業所においては管理監督職への登用や職域拡大、地域団体等においては役員への登用など、方針決定の場に女性が参画できるよう取組を進めます。	男女共同参画推進課 まちづくり推進課 商工観光課

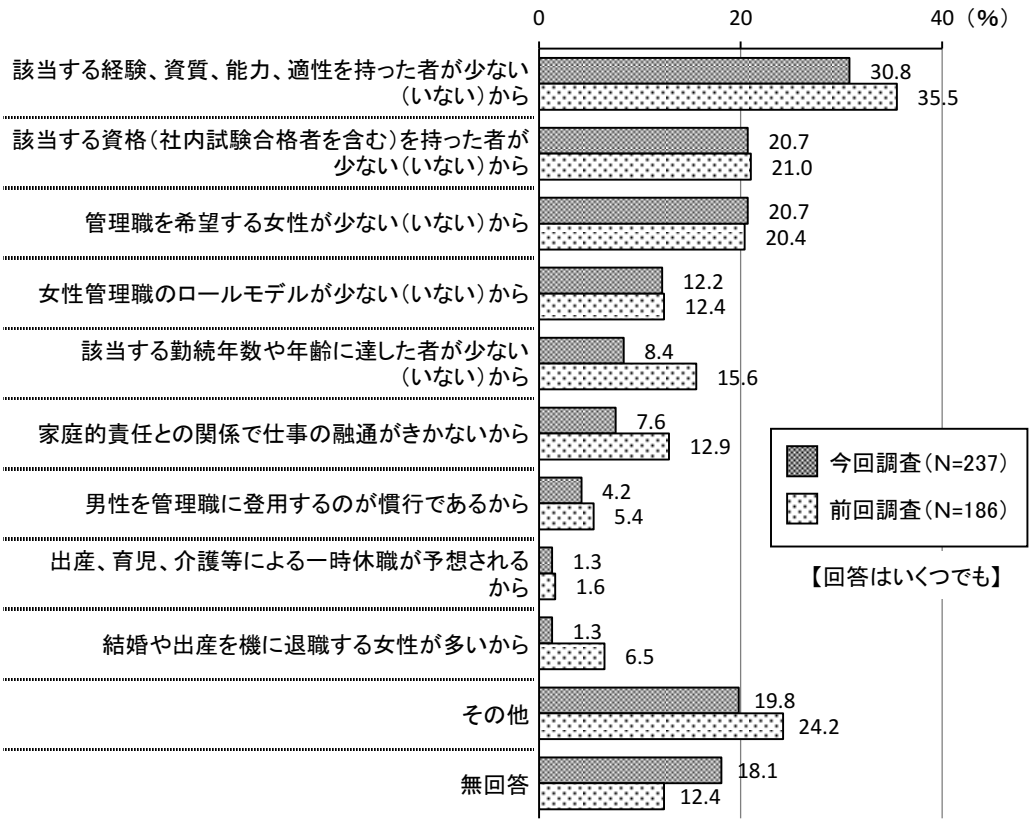
③女性リーダーの人材育成等

女性人材の育成に努めるとともに、市の女性人材バンクの活用を図ります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
21	**女性の意識改革に向けた取組の推進**	(32) 女性が政策・方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革を促し、女性リーダー育成のための研修・講座等の実施や情報提供の充実を図ります。	男女共同参画推進課 生涯学習課
22	**女性人材バンクの充実・活用**	(33) 様々な分野で活躍する女性や、地域の女性人材に関する情報の収集に努め、女性人材バンク登録者リストの充実を図り、各種審議会等委員への活用を促進します。	男女共同参画推進課

参考データ

図表4-5 女性管理職が少ない理由[全体]（前回調査比較）



重点目標(2)働く場における女性の活躍促進

現状と課題

近年、女性の労働力率が上昇しており、女性が継続して就労し、能力を発揮できるよう、就労に関する各種法制度も整備が進められています。令和8年（2026年）には女性活躍推進法が改正され、有効期限が令和18年（2036年）3月まで延長されるとともに、男女間賃金差異と女性管理職比率等の情報公表義務が拡大されました。性別にかかわらず、一人ひとりが希望に合わせて職業や働き方を選択することができ、その選択が尊重されるとともに、能力や成果に応じて公正に評価される環境づくりを進めることが、今後ますます求められます。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、「ずっと職業を持っている方がよい」とする人が女性は67.7%、男性は53.1%で、女性が結婚や出産を経ても就労を継続することを望ましいと考える人が、男女ともに最も高くなっています。このことから、女性が働き続けることに対する市民の意識は、一定程度高まっていることがうかがえます。

しかし、事業所調査では、女性活躍推進の取組を進めていると回答した事業所は前回調査より9.8ポイント増加し約5割となったものの、なお半数程度にとどまっています。特に10人以下の小規模事業所では「進めている」が34.9%と低い状況にあります。また、取組を進めていない理由として「人的・財政的余裕がないから」が約3割で最も多く、人員や費用面での制約が大きい小規模事業所を中心に、制度や取組に関する情報提供だけでなく、具体的な導入・実践を後押しする支援や啓発が求められています。さらに、男性の育児参加促進についても「措置を何も講じていない」事業所が約4割を占めるなど、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる職場環境の整備には課題が残されています。また、本市が平成30年（2018年）より展開している「イクボス推進事業」については、「すでに取り組んでいる」「今後取り組む予定がある」と回答した事業所がともに9.9%と低い値となっていますが、「取り組みたいが具体的に何をしてよいかわからない」と回答した事業所も44.0%に上っています。そのため、イクボスの取組に関心を持つ事業所に対し、具体的な取組方法や先進事例等の情報を提供することが必要です。また、イクボス推進の意向についても企業規模によって差がみられることから、事業所がそれぞれの実情に応じて取組を進められるような支援が求められます。

農業や商工サービス業などの自営業においては、男性が自営業主で女性は家族従事者として補助的な立場にある場合が多くみられます。女性も経営の担い手として経営方針の決定や資産形成などにも主体的にかかわることができるよう、就業環境の整備と経営参画を促すための支援を充実させる必要があります。

施策の基本的方向

①職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

性別にかかわらず一人ひとりが個性や能力を発揮して働くことができるよう、市内事業所等に対する意識啓発や情報提供を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
23	**雇用の場における機会均等の推進**	(34) 男女雇用機会均等法、労働基準法、女性活躍推進法など労働に関する法律や制度について、市報や市ホームページなどあらゆる媒体の利用により、事業主や労働者への周知・啓発と情報提供に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課
24	**職場での男女格差是正の啓発**	(35) 飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会等と連携を図り、職場での男女格差是正に向けた啓発を行います。	男女共同参画推進課 商工観光課
25	**職場における性別役割分担意識解消と男女平等への啓発**	(36) 職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課 農林振興課
26	**労働に関する相談事業の充実**	(37) 職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、県や関係機関と連携して相談機能の充実に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課
27	**育児・介護休業の取得促進**	(38) 育児・介護休業の取得を促進するために、市報や市ホームページ、イクボス推進事業による講座等において育児・介護休業制度の周知・啓発と情報提供を行います。	男女共同参画推進課 商工観光課

②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

それぞれの希望に応じた多様な働き方が選択できるよう、関係機関と連携し支援の充実を図ります。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
28	**女性の再就職や就労継続等への支援**	(39) 女性の就労・再就職、非正規雇用から正規雇用への転換、キャリア形成等を支援するための相談体制の確保や学習機会、資格取得の講座等、県や関係機関等の情報提供を行います。	男女共同参画推進課 商工観光課
29	**女性経営者への支援**	(40) 関係機関・団体が行う女性の経営能力向上に関する学習、交流の場の開催について、情報提供を行います。	商工観光課

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
30	**女性教職員の管理職への登用推進**	(41)女性教職員の管理職等任用試験への積極的な受験奨励に努めます。	学校教育課
31	**女性の起業支援**	(42)関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。	商工観光課
32	**女性農業者への支援**	(43)新規就農支援制度や女性農業者支援制度の周知により活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。	農林振興課
33	**女性の健康上の特性に配慮した職場環境の整備**	(44)事業所等に対し、女性の健康課題に関する正しい理解を促進するとともに、女性の健康上の特性に配慮した職場環境の整備や、健康課題と仕事の両立支援について啓発・情報提供を行います。	男女共同参画推進課

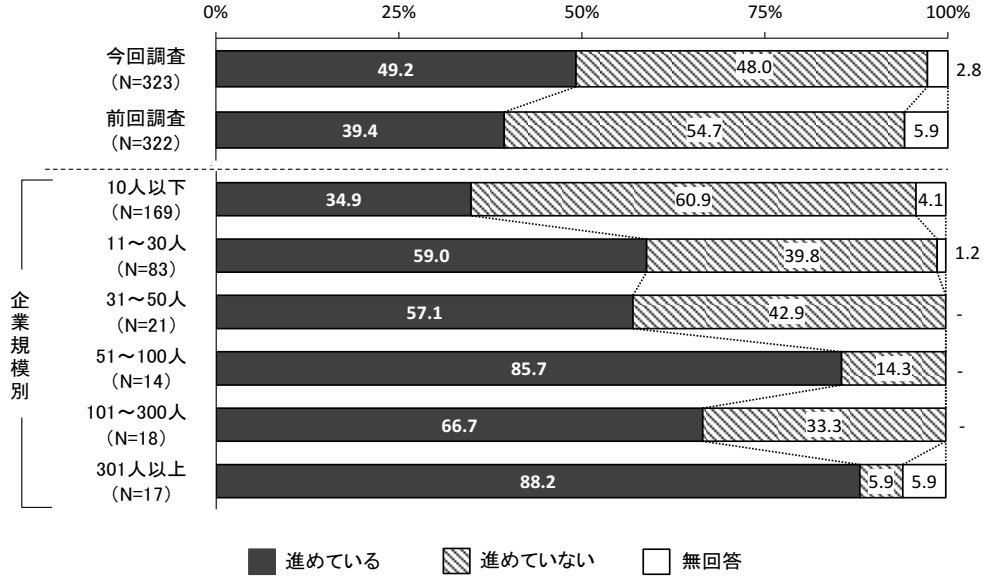
③農業や自営業等における女性の就労環境の改善

農業や商工業等の自営業者に対し、労働環境の整備等について、啓発や情報提供を行います。

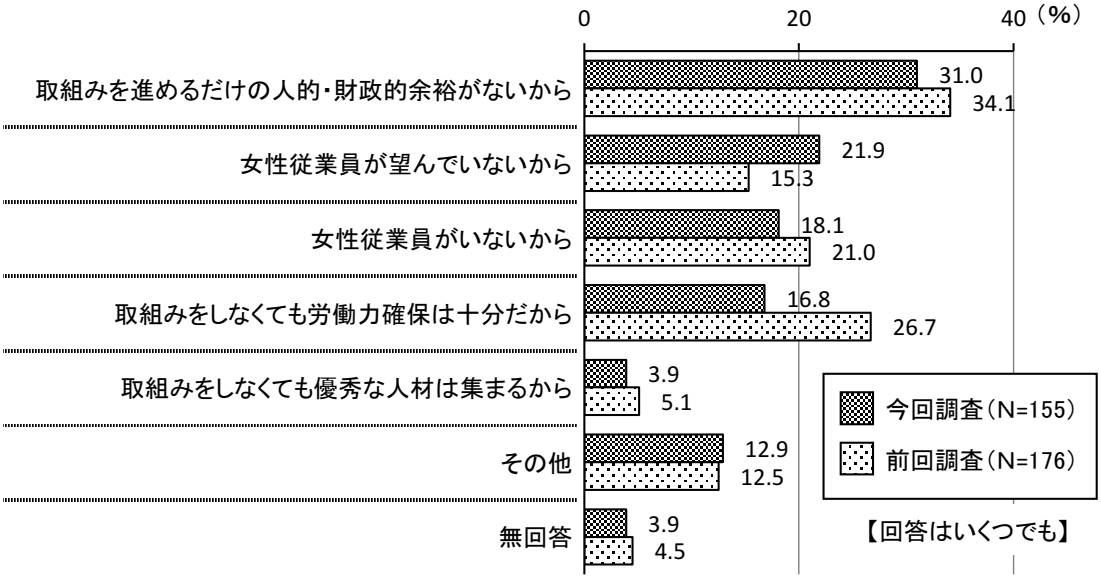
NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
34	**家族経営や小規模事業所への啓発**	(45)関係機関等と連携して小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。また、家族経営に従事する女性の労働実態を把握して、家族経営協定※の普及に努め、農業分野における女性が意欲とやりがいを持って農業経営に参画できるよう就労環境の改善に向けた啓発を行います。	商工観光課 農林振興課

参考データ

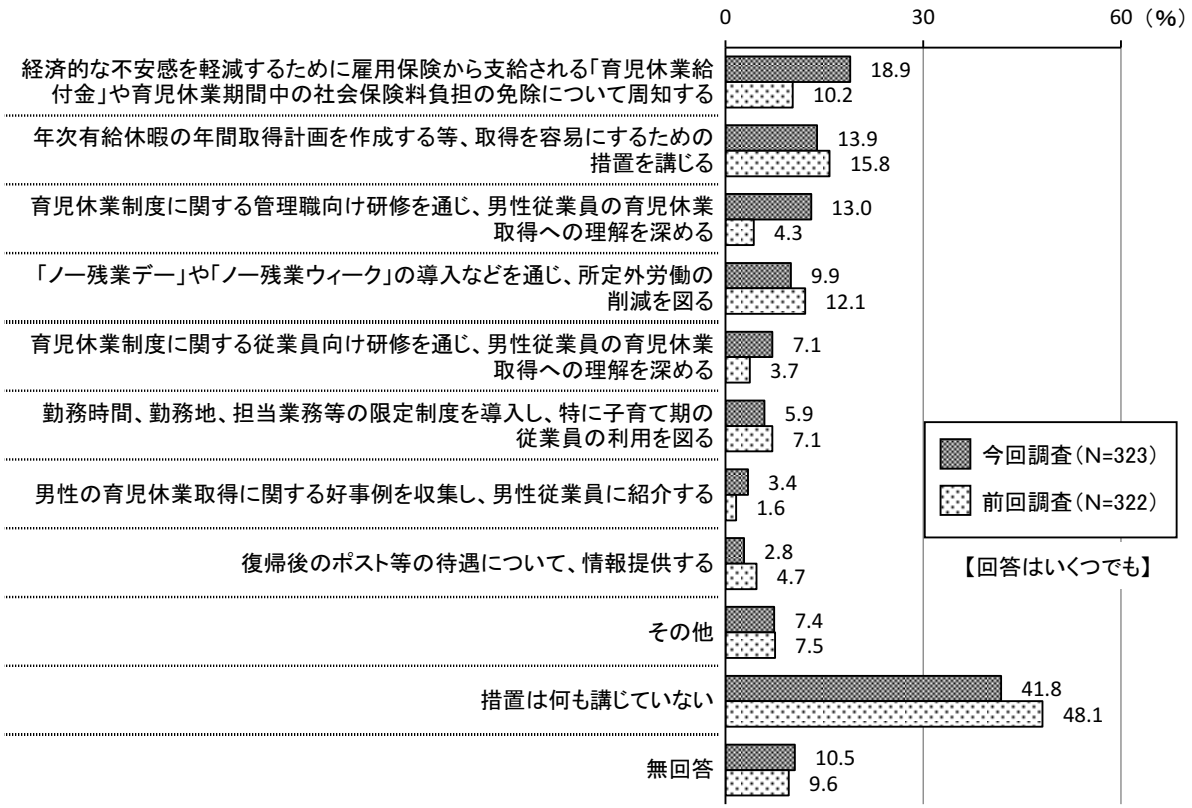
図表4-6 女性活躍推進への取組状況[全体、企業規模別](前回調査比較)



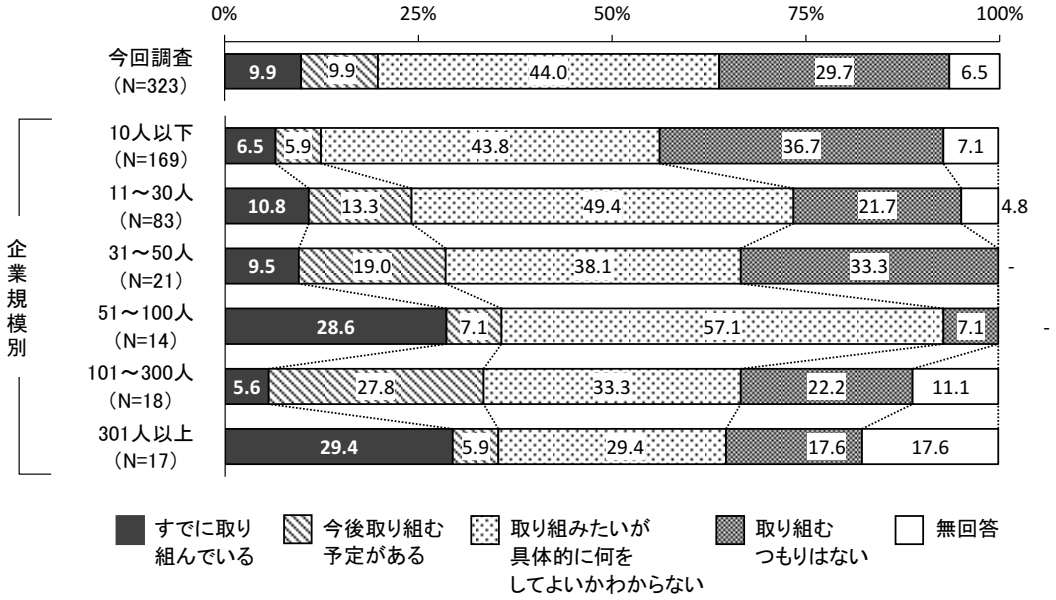
図表4-7 女性活躍推進への取組みを進めていない理由[全体](前回調査比較)



図表4-8 男性の育児参加を促進するための措置[全体]（前回調査比較）



図表4-9 「イクボス推進事業」の取組み意向[全体、企業規模別]



重点目標(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会をつくるためには、仕事・家庭・地域活動などを自らの希望や状況に応じたバランスで両立できる「ワーク・ライフ・バランス」の実現が不可欠です。そのため、長時間労働や固定的な性別役割分担といった従来の働き方や生活のあり方を見直し、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに応じて柔軟に働き方や生き方を選択できる環境を整えていくことが求められます。また、仕事とプライベートな生活の両立は個人の努力だけで実現できるものではないため、職場や家庭、地域社会などがそれぞれの役割を担いながら、互いに支え合うことができる仕組みづくりを考えていかなければなりません。

事業所調査では、ワーク・ライフ・バランスの推進に「取り組む必要がある」とする事業所が前回調査から8.4ポイント増加し、75.2%の事業所が必要性を感じています。取組が必要だと思う理由としては、「生産性の向上」「多様で有能な人材の獲得や定着」などが多く挙げられており、ワーク・ライフ・バランスを推進することが、働く人の生活の充実だけでなく、事業所における人材の確保・定着や組織の活性化、生産性の向上にもつながるとの認識が広がっていることがうかがえます。一方、取組が必要でないとした事業所では「人的・財政的余裕がないから」を理由に挙げる割合が最も高くなっています。特に小規模事業所では取組の必要性を感じている割合が低く、制度の導入や職場環境の改善に取り組む上で、人員や費用面での負担が課題となっていると考えられます。制度や先進的な取組事例に関する情報提供を行うなど、事業所の規模や実情に応じて具体的な取組を後押しする支援を検討する必要があります。

家事・育児・介護等の負担が女性に偏ることは、女性の就業継続やキャリア形成にも影響することから、女性の活躍推進の観点からも、両立支援策を充実することや、男性の家庭生活への参画を促進することが重要な意味を持っています。本市ではこれまでも、「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」や「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、多様化する市民のニーズに対応できるよう、子育て支援や持続可能な介護保険提供体制の確保に努めてきました。また、令和7年（2025年）には新たに「飯塚市こども計画」を策定し、取組を進めています。

一人ひとりが仕事と生活の調和を図ることができ、それぞれの希望する生き方を実現できるよう、働く時間や場所の柔軟化、休暇・休業制度の利用促進、職場の意識改革などを一体的に進め、誰もが働き続けやすい職場環境を整える機運を高めるとともに、市民のニーズに応じた子育て支援や持続可能な介護保険提供体制の確保がさらに求められています。

施策の基本的方向

①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図るため、市民や事業所向けに啓発や情報提供を行い、理解と普及の促進に努めます。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
35	**ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成**	(46) ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、長時間労働の是正や柔軟な働き方、育児・介護休業等の取得促進に関する周知・啓発を行います。また、イクボス推進事業を活用し、事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットについて啓発します。	男女共同参画推進課
36	**事業所に対するワーク・ライフ・バランスの啓発**	(47) 関係機関・団体が行う仕事と家庭の両立支援のための研修等の情報提供や、先進的な取組事例等について紹介などの周知に努めます。	商工観光課

②仕事と家庭・地域活動などの両立支援

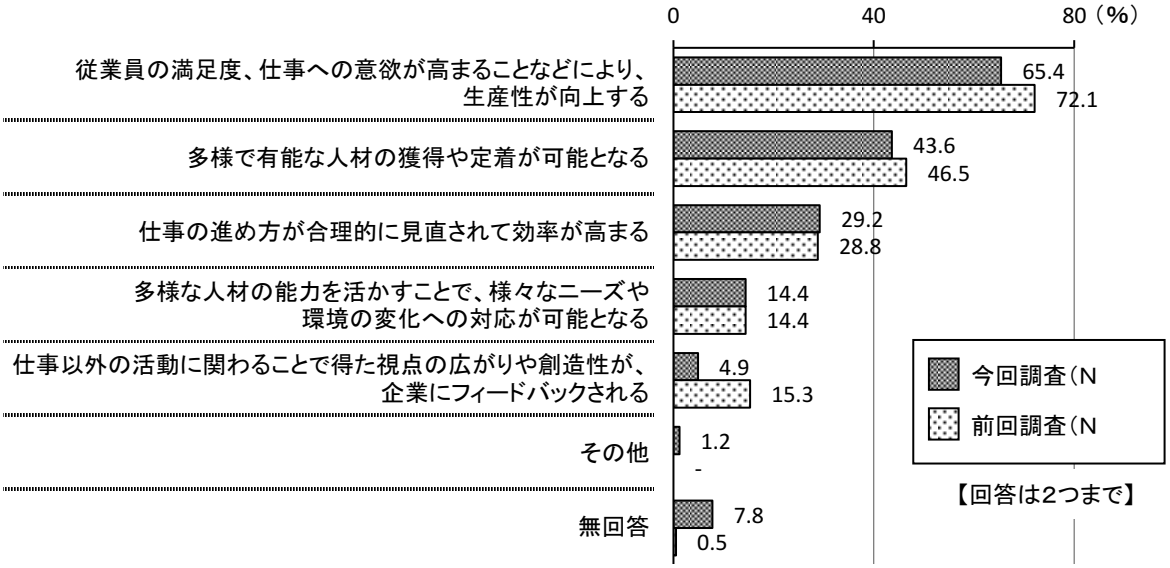
性別にかかわらず仕事と家庭・地域活動などを両立できるよう、子育て支援や持続可能な介護保険提供体制の確保に努めます。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
37	**多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実**	(48)「飯塚市こども計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応した保育サービスの提供体制を充実します。	保育課
38	**子育て支援環境の整備充実**	(49)「飯塚市こども計画」に基づき、地域子育て支援センターと街なか子育てひろばを拠点として子育てに関する相談、子育て情報の収集と提供、親子で参加できるイベントを実施するなど子育て支援環境の整備を図ります。また、市報、市ホームページや子育てガイドブック等により、子育てやこども・若者支援に関する様々な情報提供を行います。	こども若者支援課 こども家庭課

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
39	**高齢者等への介護環境の整備充実**	(50)「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護サービスの周知及び基盤整備を図ります。	高齢者支援課 介護保険課
		(51)認知症サポーターやチームオレンジ※との連携を図るとともに、オレンジカフェの充実や地域における交流の機会の確保に取り組みます。また、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図り、認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりを推進します。	高齢者支援課
40	**家族介護者支援の充実**	(52)介護に関する総合的な相談体制を充実させ、介護に悩む高齢者等に対して、各種サービスに係る情報提供や関係機関との連携により、介護負担の軽減を図ります。	高齢者支援課
		(53)認知症高齢者等の見守り体制の構築や介護予防教室の開催等により、家族介護者の負担軽減を図ります。	高齢者支援課

参考データ

図表4-10 ワーク・ライフ・バランス推進の取組みが必要な理由[全体](前回調査比較)



基本目標3
男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり



すべての人が性別を理由とした差別を受けることなく、その人権が尊重され、また、生涯にわたって身体的・精神的・社会的にも良好な状態で過ごせることは基本的な人権の一つであり、男女共同参画社会を実現するための基盤となります。しかしながら、現状としては、DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などの様々な暴力が起きています。これらの暴力の背景には、男女の格差や性別に関する根深い偏見等が存在しており、女性が暴力の被害者となりやすい構造を生じさせるとともに、男性やセクシュアル・マイノリティの被害を潜在化させることにもつながっています。

近年では、SNS等を通じた性犯罪・性暴力の被害や、同意が十分でないまま撮影された性的な画像・動画をインターネット上に拡散する「リベンジポルノ※」、それらを利用して脅迫する「セクストーション※」など、デジタル技術を介した新たな形態の暴力への対応も大きな課題となっています。こうした暴力は、若年層が被害者や当事者となるケースも多く、交際相手からの暴力である「デートDV」とあわせて、被害の未然防止や早期発見、被害者への支援を進めることが重要です。

また、心身の健康に関する課題は、性別や年齢、生活環境によって異なります。特に女性においては、月経や妊娠・出産、それらと関連する健康課題など、特有の問題が生じる場合があり、性別やライフステージ、状況に応じた健康支援を行う必要があります。こうした制度的な支援にとどまらず、日々の生活において一人ひとりが性や生殖について正確な知識・情報を入手し、主体的に自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点を持つことが、極めて重要な意味を持っています。

DVや虐待、性暴力・性犯罪など暴力の被害や、予期せぬ妊娠やメンタルの不調などの心身の健康問題は、生活困窮や孤立・孤独などの問題にもつながる可能性が指摘されています。加えて、ひとり親世帯や高齢者、障がいのある人、外国人などは、周囲の偏見や無理解によって弱い立場に置かれやすく、女性であることでさらに困難な状況になる場合があります。令和6年（2024年）に施行された女性支援新法は、女性が抱える問題が多様化、複雑化している状況を受け、市町村に対し、最も身近な相談先としての役割や、必要な支援を包括的に提供することなどを求めています。

こうした女性特有の健康課題や、属性による困難は、災害時においてより一層顕在化し、深刻な問題となります。近年では、東日本大震災等の大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災の取組や災害時の避難所運営、復興支援に男女共同参画の視点を取り入れることが重要視されています。地域の防災活動等においても、平常時からの男女共同参画を推進することが必要です。

重点目標(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

現状と課題

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力などのジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であり、ジェンダー平等を実現する上で克服しなければならない重要な課題です。DV防止法は、保護命令制度が拡充されるなど、被害者保護に向けた改正が重ねられてきました。性暴力、性犯罪に対しては、刑法の性犯罪に関する規定の改正により「強制性交等罪」から「不同意性交等罪」への変更やいわゆる性交同意年齢の「16歳未満」への引き上げなど、被害者保護の強化が図られるとともに、「こども性暴力防止法」の公布により児童等への性暴力防止に向けた対策が進められています。様々なハラスメントについても、男女雇用機会均等法や労働施策総合推進法などにより、事業主にハラスメント対策が義務づけられています。また、福岡県では「県性暴力根絶条例」が制定され、性暴力の根絶と被害者の支援に向けた先進的な取組が実施されています。本市においても、飯塚市男女共同参画推進条例においてジェンダーに基づく暴力を禁止するとともに、暴力の防止に向けて取組を進めてきました。

市民意識調査では、過去3年間に配偶者やパートナー、交際相手から暴力を受けた経験についてたずねたところ、「何を言っても長期間無視された」「他人や子どもの前で侮辱されたり、馬鹿にされたりした」などの精神的暴力を受けた人は男女とも1割前後に上っています。「押されたり、つかまれたり、つねられたり、小突かれたりした」「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」という身体的暴力についても、5%を超える女性が経験しています。また、女性の約3割、男性の1割台半ばが、職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると回答しています。こうした実態を踏まえ、暴力やハラスメントを許さない意識を社会全体で醸成するとともに、被害を受けた人が安心して相談し、必要な支援につながることのできる体制の充実が求められます。

事業所調査では、ハラスメントの問題についての取組状況として、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントは4割台半ば、マタニティ・ハラスメントは4割弱の事業所が取り組んでいると回答しています。いずれのハラスメントについても前回調査に比べて「取り組んでいる」の割合が増加していますが、「取り組んでいない」と回答した事業所も約3割から4割近くに上っており、また、規模が小さい事業所では取り組んでいる割合が低くなる傾向がみられるなどの課題もうかがえます。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けて誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないような取組を進める必要があります。

施策の基本的方向

①DV防止のための啓発

DV及びデートDVの防止に向けて、市民や事業者への啓発と情報提供を積極的に行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
41	**ジェンダーに基づく暴力を根絶するための基盤整備**	(54)ジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。また、被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	関係各課 (人権・同和政策課、男女共同参画推進課、こども家庭課、高齢者支援課、社会・障がい者福祉課)
42	**DV防止に向けた啓発の強化**	(55)DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童・高齢者・障がい者)虐待防止法等について学習の機会の提供や周知・啓発に努めます。	関係各課 (男女共同参画推進課、こども家庭課、高齢者支援課、社会・障がい者福祉課)
		(56)DVの危険性を広く浸透させるとともに、正しい知識の普及などDV防止に関する啓発の強化に努めます。	男女共同参画推進課
43	**デートDV等の防止に向けた学習機会の提供**	(57)デートDVやストーカー行為、SNSによるトラブルから発展するケースなどについて、発達段階に応じて、学校で学習する機会を設け、自分の性を大切にし、また、相手を尊重するなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	学校教育課

②DV相談体制の充実と被害者への支援

DVの被害者が安心して相談できるよう相談体制を充実するとともに、庁内外の連携を強化しつつ被害者の支援を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
44	**相談体制の充実**	(58)被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	関係各課(男女共同参画推進課)
45	**被害者の保護と支援体制の整備**	(59)被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制を整備して被害者の支援に取り組みます。	関係各課(男女共同参画推進課、こども家庭課)
		(60)被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	関係各課 (男女共同参画推進課、こども家庭課、生活支援課、住宅課)

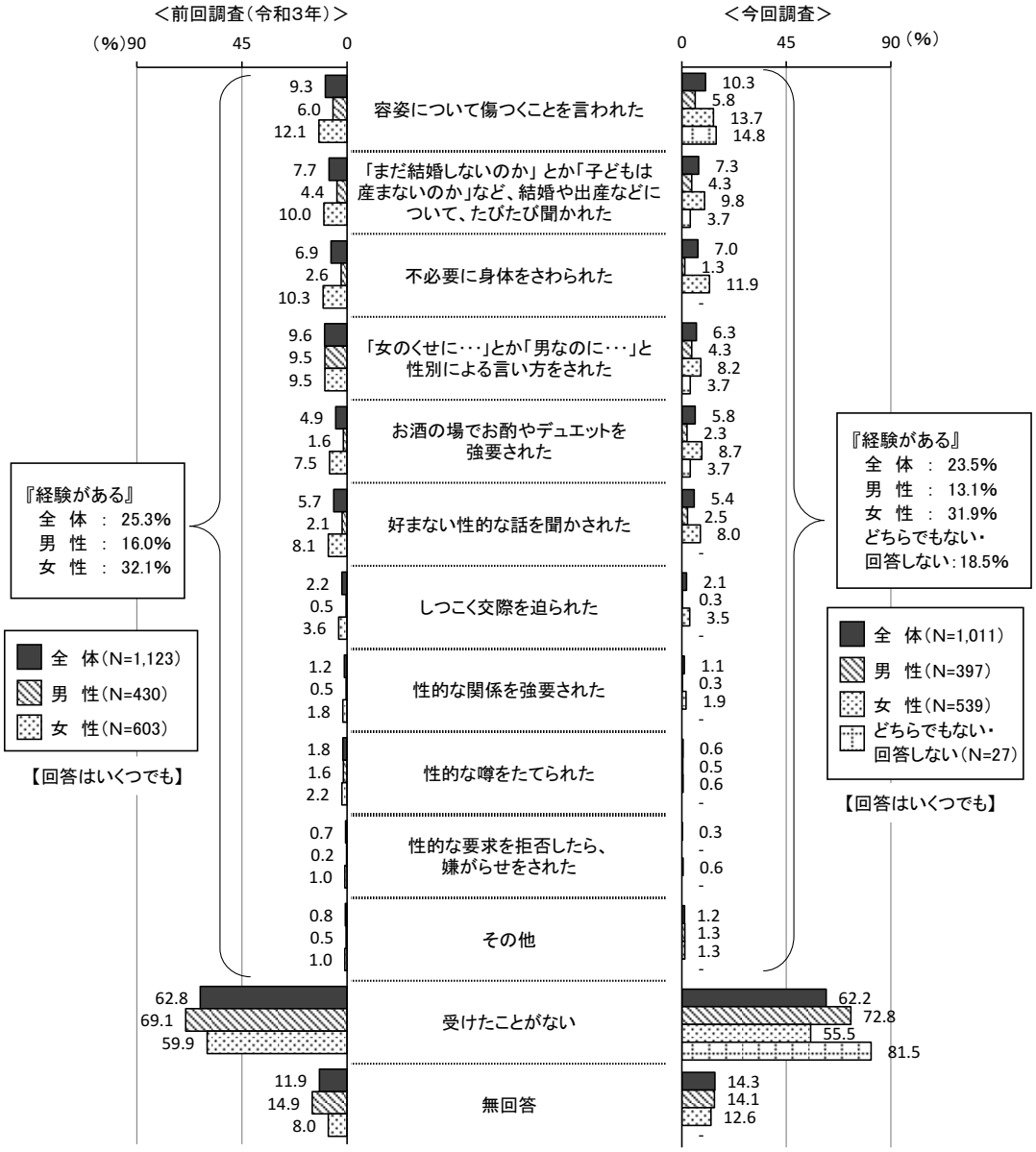
③ 性暴力やハラスメント防止に向けた取組の推進

性暴力やハラスメントについて、防止のための啓発及び情報提供を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
46	**性暴力に関する広報・啓発と被害者支援**	(61) 性暴力防止及び性暴力被害者の相談機関の周知・啓発を行います。また、性暴力被害者に対し、性暴力被害者支援センター・ふくおか等の関係機関と連携し、相談、医療、心理的ケア、法律相談等の必要な支援につなぎます。	防災安全課 男女共同参画推進課
47	**こどもへの性暴力防止対策の推進**	(62) 学校においては、命の大切さや自他を尊重する心や態度の育成を図り、児童生徒の発達段階に応じた「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行い、暴力を許さない意識の醸成に取り組みます。	学校教育課
		(63) 保育所等における発達段階に応じた安全教育を推進し、こどもが大人に相談しやすい環境づくりに努めます。	保育課
		(64) こども性暴力防止法に基づき、学校、保育所、放課後児童クラブ等における相談体制の整備、教職員や保育士等の従事者への研修、児童生徒・園児や保護者への周知・啓発など、こどもたちの安全確保に向けた取組を推進します。	こども家庭課 保育課 学校教育課
48	**ハラスメントなどの防止対策の推進**	(65) ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	男女共同参画推進課
		(66) 企業や団体におけるハラスメントなどの防止対策や相談体制づくりについて、市報や市ホームページなどあらゆる媒体の利用により企業や団体へ情報提供を行うとともに、県や関係機関と連携して啓発に努めます。	男女共同参画推進課 商工観光課

参考データ

図表4-11　セクシュアル・ハラスメントの経験[全体、性別]（前回調査比較）



重点目標(2)生涯を通じた健康支援

現状と課題

人が生涯にわたり安全で健康な生活を営むためには、誰もが必要な情報を得ることができ、年齢や性別、ライフステージ等に応じて必要な支援や医療を受けられる環境を整えることが重要です。そのためには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての理解を深めることが欠かせません。リプロダクティブ・ヘルス／ライツとは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、こどもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかなどを女性自身が決める自由をもつことを意味し、基本的な人権の一つとして国際的に位置づけられています。特に、ジェンダー平等実現の観点からは、一人ひとりが自分自身の身体や性、生殖について、十分な情報を得たうえで、自分自身で決定することができ、その選択が尊重されなければなりません。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツには、適切な医療ケアを受けられる権利が含まれており、性や生殖について自己決定できる社会的な環境をつくることや、性別や年齢、ライフステージ等によって異なる健康上の課題に応じた支援を充実させることが求められます。

市民意識調査では、「妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で十分話し合うべきである」という考え方については、男女とも9割以上の人が『そう思う』と回答しています。一方、「妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で合意できない場合には女性の意思が尊重されるべきである」という考え方について『そう思う』と回答した人は8割弱に留まっており、女性の意思の尊重についてはやや消極的な傾向がみられる結果となっています。このことから、性や生殖に関する意思決定において、女性の意思を尊重することについては、さらに意識を高める余地があることがうかがえます。市民一人ひとりが、性や生殖に関する正しい知識を身につけ、自らの意思で選択・決定するとともに、互いの意思を尊重できるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発や情報提供、発達段階に応じた性教育を充実させることが必要です。

また、悩みや困りごとについてたずねたところ、約3割の人が「健康、病気、障がいなど」と回答しており、最も高い項目となっています。このことからも、市民の健康に関する不安や悩みに幅広く対応し、必要な支援につなげていくことが期待されます。さらに、市民自身が自らの健康状態や生活習慣を見つめ、主体的に健康管理に取り組めるよう支援することも大切です。本市では国民健康保険加入者における特定健診受診率60%の目標を掲げ、受診率向上に向けた取組を実施していますが、受診率は概ね4割前後で推移しており、目標の達成には至っていません。誰もが生涯にわたって心身の健康を保ち、自分らしい生活を送ることができるよう、ライフステージや個々の状況に応じた健康支援をさらに推進することが求められます。

施策の基本的方向

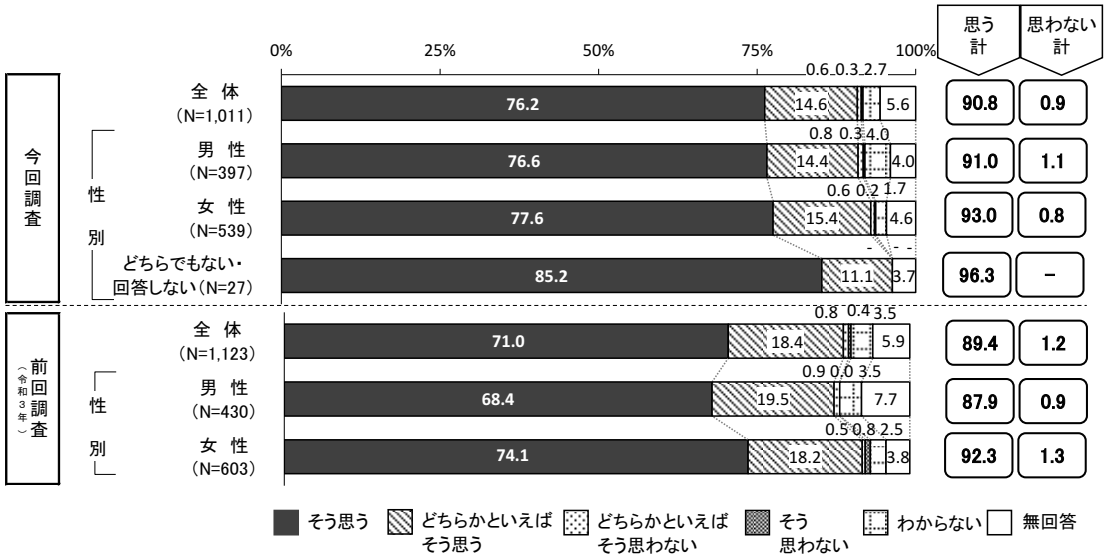
①リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の尊重と生涯を通じた健康支援

性や妊娠・出産、性感染症等に関する知識や、性や生殖についての自己決定の重要性など、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供、啓発を積極的に行います。 性別やライフステージに応じた健康課題に配慮し、各種健診や相談の充実を図ります。

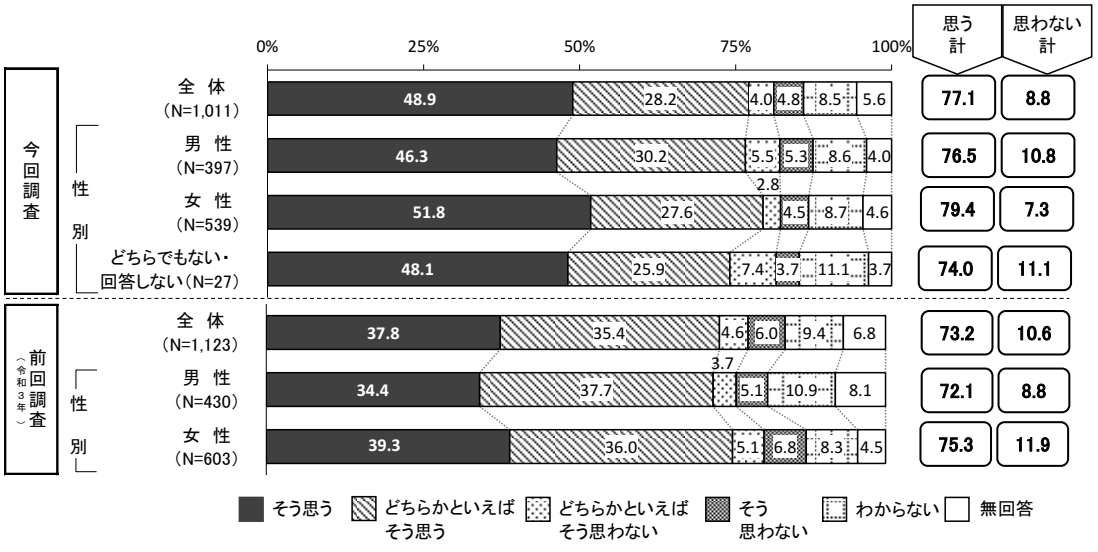
NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
49	**互いを尊重し合うこころを養う学習の推進**	(67) 小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、こどもたちが自分のこととして考えられる機会を設けることにより、あらゆる教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや互いを認め合うこころを養います。	学校教育課
50	**リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての正しい知識の普及**	(68) 予期しない妊娠や性感染症を防ぐため、発達段階に応じた性教育を推進し、正しい知識の普及・啓発を図るとともに、売買春及びジェンダーに基づく暴力は重大な人権侵害であることや、互いの人格と権利を尊重することの重要性について、意識の定着を図ります。	こども家庭課 健幸保健課 学校教育課
		(69) 一人ひとりが性や生殖に関して正しい知識に基づき適切な判断・選択を行えるよう、リプロダクティブ・ヘルス／ライツや生涯を通じた男女の健康について、普及・啓発及び情報提供を行います。	男女共同参画推進課 こども家庭課 健幸保健課
51	**健康づくりの普及・啓発**	(70)「第3次いいづか健幸都市基本計画」や「第2次飯塚市健康づくり計画」に基づき、健康診査の受診奨励や健康教育及び相談体制の充実など多様な健幸事業の展開を図り、市民の自発的な健康づくりを支援します。	健幸保健課
52	**生涯を通じた女性の健康支援**	(71) 妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠・出産できる環境整備に努めます。	こども家庭課
		(72) 妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	こども家庭課 健幸保健課
		(73) 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。	健幸保健課

参考データ

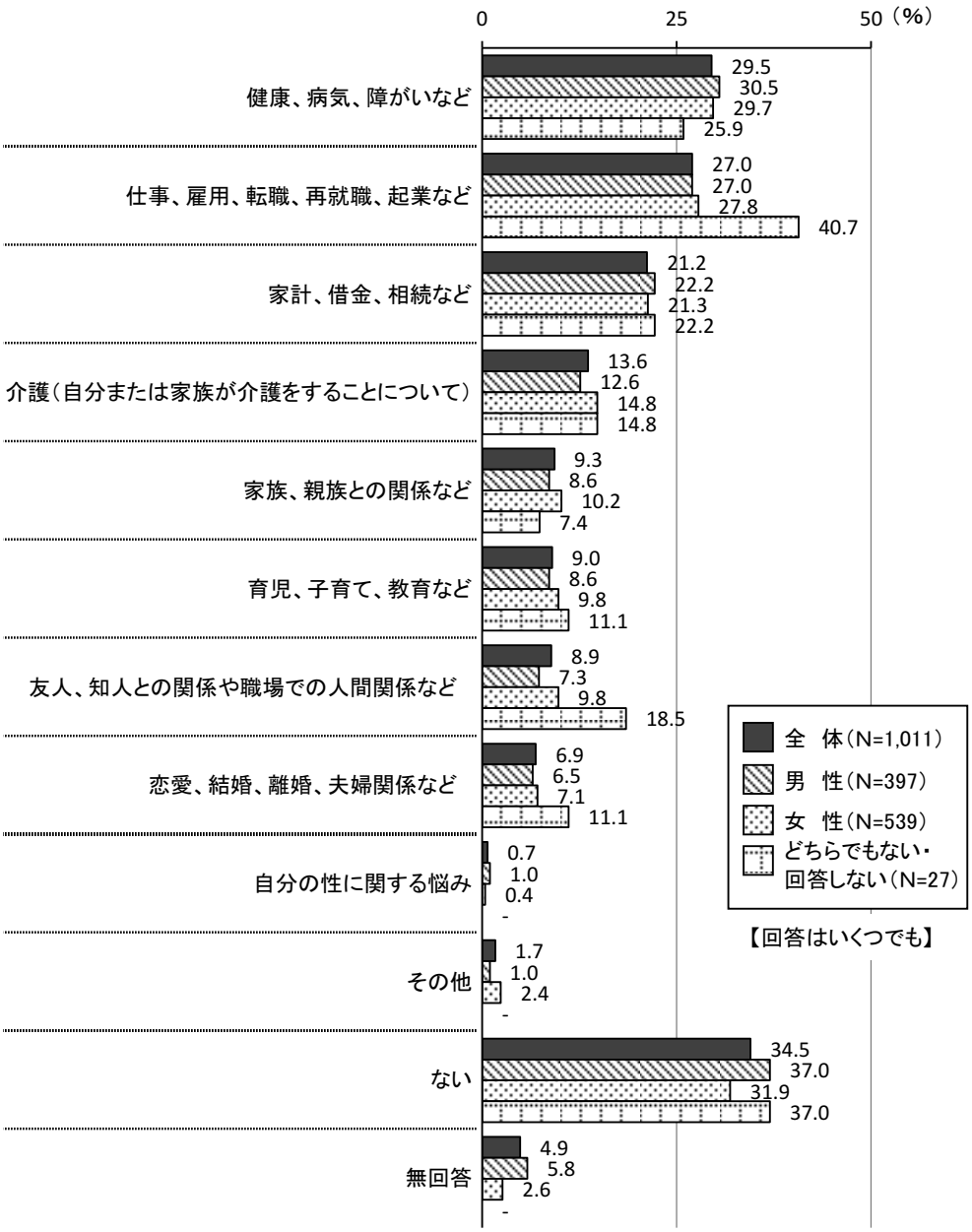
図表4-12　妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で十分話し合うべきである［全体、性別］（前回調査比較）



図表4－13　妊娠や性に関して、配偶者・パートナー、交際相手などとの間で合意できない場合には女性の意思が尊重されるべきである［全体、性別］（前回調査比較）



図表4-14　悩みや困りごとの有無[全体、性別]



重点目標(3)様々な困難を抱える人への支援

現状と課題

雇用環境や就業構造の変化や非正規雇用の増加、単身世帯やひとり親世帯の増加など、社会経済状況が変化する中で、貧困や社会的孤立等の問題が顕在化しています。女性は非正規雇用に占める割合が高いことなどから、女性の単身世帯やひとり親世帯において相対的貧困率が高いことや、新型コロナウイルス感染拡大時に経済や雇用の面で女性への影響が大きかったことなどが指摘されています。女性支援新法は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、困難な問題を抱える女性を支援の対象者としており、困難の多様化・複雑化を踏まえ、重層的、包括的な視点から支援を行うことがより一層重視されるようになっています。

市民意識調査では、悩みや困りごとがあると回答した人に、相談機関や公的機関に相談したことがあるかたずねたところ、「相談しなかった」が65.8%と最も多くなっています。相談した人では、「医療関係者」が19.9%、「行政の相談窓口」が7.7%、「学校関係者」が3.3%、「民間の専門家や専門機関」が2.9%などで、相談先が限られている状況がうかがえます。また、様々な問題を抱える女性の悩みや困りごとを解決するために、どのような環境や支援があるとよいと思うかをたずねたところ、「自分の困りごとを何でも相談でき、支援につながることができる窓口」「利用できる支援制度の情報提供」「生活のための経済援助」「気軽に話を聞いてもらえるSNSなどの相談窓口」などが上位となっています。特に女性では、「利用できる支援制度の情報提供」や「就労の支援（資格取得などの働くための支援や就職先を探すサポート）」が男性よりやや高く、相談先や支援制度の情報を分かりやすく届けるとともに、本人の状況に応じて適切な支援へつなぐことのできる相談体制を充実させる必要があります。

また、高齢者や障がいがある人、外国人、SOGI※（性的指向と性自認）のあり方が多数派と異なる人などは、社会における無理解や偏見、差別により、生活する上での困難を抱えがちです。加えて、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれる場合があることから、個々の状況や背景に応じたきめ細かな対応が必要となります。そのため、差別や偏見の解消に向けた啓発を進めるとともに、複合的な課題を抱える人にも適切に対応できる相談支援体制を整備するなど、困難を抱える人が孤立することなく、必要な支援につながることのできる仕組みを整えていくことが重要です。

施策の基本的方向

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への相談体制の充実や、生活面及び就労を含む経済面での支援を行います。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
53	**相談・情報提供の充実**	(74) ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、家庭児童相談員や母子父子自立支援員による相談事業の充実を図るとともに、各種助成制度や自立支援メニュー等の情報提供を行います。	こども家庭課
54	**経済的支援**	(75) 児童扶養手当の支給や、ひとり親家庭等医療費支給事業、児童クラブ利用料の減免等により、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、経済的自立に向けて就労支援をはじめ住宅の確保、子育て支援など各分野の切れ目のない支援を行います。	医療保険課 こども若者支援課 こども家庭課 生活支援課 住宅課 学校教育課
55	**生活の支援**	(76) 生活上の問題で児童の養育が十分でない時に母子家庭が安心して生活できるように母子生活支援施設へ入所させ、自立促進のための生活支援を実施します。	こども家庭課
		(77) 住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行います。	住宅課
		(78) ひとり親家庭に対し、一時的に家事や育児を行うことが難しくなった場合に、支援員が日常生活支援を行います。	こども家庭課
56	**就業の支援**	(79) 母子家庭の母、または父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給し就業を支援します。	こども家庭課
57	**就学の支援**	(80) 経済的な理由により、小・中学校に通うこどもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品費などの経費の一部援助を行います。	教育総務課

②多様な背景を持つ人が安心して暮らせる環境整備

様々な困難を抱え社会的な配慮や支援を要する人たちが、地域で安心して生活できるよう、支援制度や相談窓口についての情報提供やニーズの把握、経済的自立に向けた支援を行います。また、市民一人ひとりがSOGI（性的指向と性自認）についての理解を深められるよう啓発や情報提供に努めます。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
58	**障がい者の自立支援と社会参加促進**	(81)障がい者の自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備に努めます。また、障がい者に関する正しい理解の浸透を図るとともに、合理的配慮について、市内事業者への周知・啓発を行います。	社会・障がい者福祉課
59	**高齢者の自立支援と地域活動への参画促進**	(82)高齢者が気軽に通える教室の開催など、住み慣れた地域においていきいきと暮らし地域活動や社会参加ができるよう、身近な地域で交流できる場や機会の充実を図ります。また、シルバー人材センターの活動など、高齢者がこれまで培ってきた知識と経験を生かす機会と場の充実に努めます。	高齢者支援課
60	**ひとり暮らし高齢者の見守り活動の推進**	(83)ひとり暮らしの高齢者が地域で孤立することなく安心して生活できるよう、地域住民や関係機関との連携を図り、地域における見守り活動や支え合いの取組を推進します。また、認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発に努めます。	高齢者支援課
61	**生活の支援**	(84)食の調達が困難な高齢者に対し栄養バランスの取れた夕食を配達することにより、安否確認を行うことで、在宅生活における自立支援及び孤立の防止を図ります。	高齢者支援課
62	**在住外国人が安心して暮らせる環境整備の推進**	(85)地域に暮らす外国人のための相談窓口を設置し、やさしい日本語や多言語による生活情報や日本語教室の情報発信を行うなど、外国人が安心して暮らせる環境を整備します。	国際政策課
63	**SOGI(性的指向と性自認)に関する理解の促進**	(86)SOGI(性的指向と性自認)に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	人権・同和政策課 男女共同参画推進課
		(87)SOGI(性的指向と性自認)などいかなる理由によるいじめや差別を許さない人権教育を推進します。	学校教育課
64	**SOGI(性的指向と性自認)により悩みを抱える児童生徒に対するきめ細かな対応**	(88)SOGI(性的指向と性自認)により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を行います。	学校教育課
65	**様々な課題への理解の促進と権利擁護の推進**	(89)障がいがあることや外国人であること、部落差別問題などに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれないよう、それぞれが抱える課題について理解の促進を図り、人権侵害の防止に努めるとともに、相談支援など権利擁護の取組を行います。	人権・同和政策課 男女共同参画推進課
		(90)障がい者差別解消法に基づき合理的配慮の提供、不当な差別の取り扱いの禁止を、市内事業所等や団体に周知・啓発することにより、市内全域に心のバリアフリーの推進を図ります。	社会・障がい者福祉課

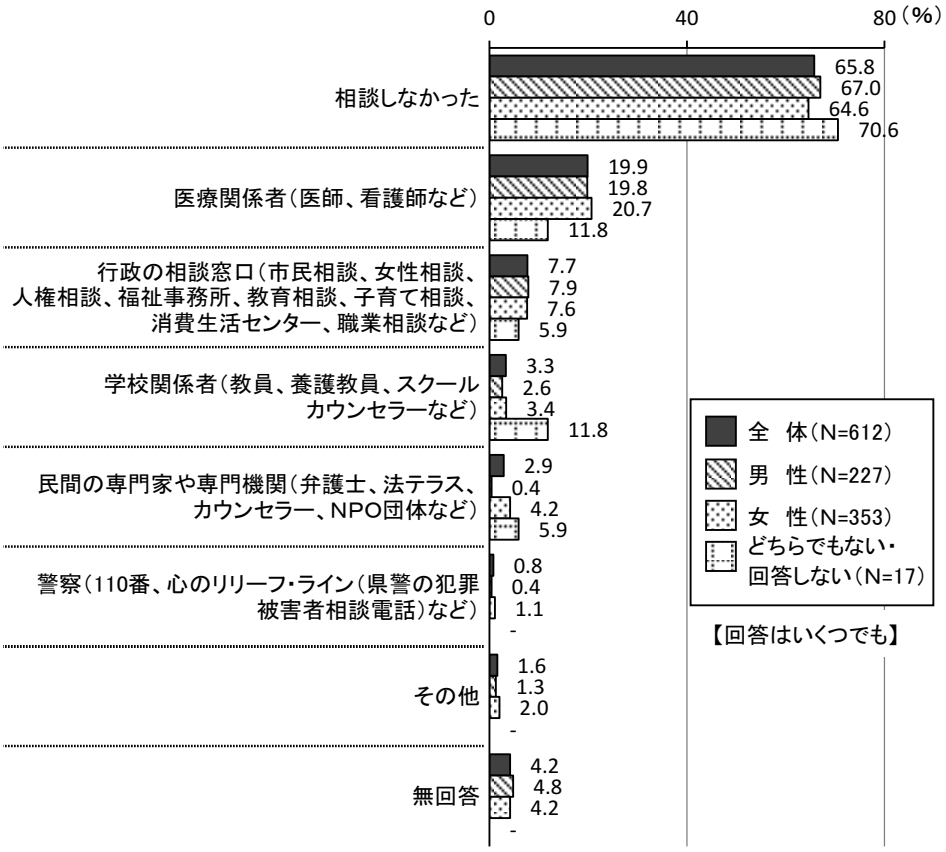
③困難な状況に置かれている女性等への支援

困難な問題を抱える女性等の支援を、関係機関と連携しながら行います。

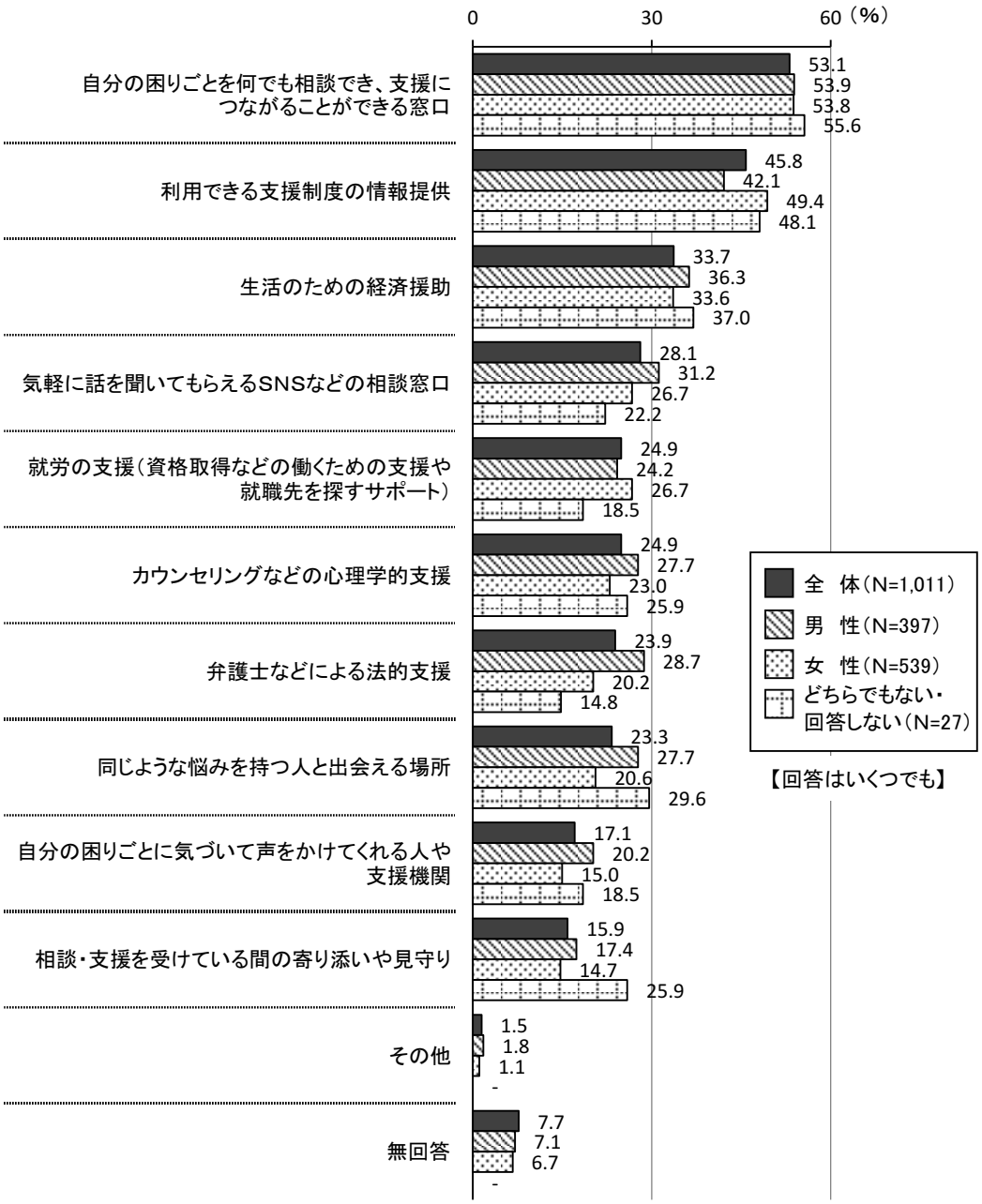
NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
66	**困難な問題を抱える女性等の相談体制の充実と早期把握**	(91) 困難を抱える女性が、身近な場所で気軽に相談できるよう、相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。相談事業等を通してDV被害や心身の不調、経済的困窮等、複雑化した困難を抱える女性等の早期把握に努め、県や関係機関と連携して支援を行います。	関係各課(男女共同参画推進課)
67	**重層的支援体制※の充実**	(92) 複雑化・複合化した困りごとに切れ目なく対応するため、高齢者・障がい者・こども・生活困窮者等の各分野における支援を一体的に実施する体制の充実を図ります。	関係各課(社会・障がい者福祉課)
68	**生活相談への積極的対応**	(93) 生活上の様々な困難を解消すべく、行政や民間団体等が連携し、福祉等の諸施策について情報の提供や総合的な支援を行います。	関係各課(男女共同参画推進課)
		(94) 障がいのある児童を持つ親の悩みを受け止めるため、心理、教育等各分野における指導、助言を行うための相談事業を行い、学校との連携を図りながら適切な支援につなげます。	学校教育課
69	**生活の支援**	(95) 高い専門性が必要な場合や、複雑困難な事案などについても、ワンストップによる窓口対応を含めた、障がい者の相談支援体制の充実を図ります。	社会・障がい者福祉課
		(96) 高齢者や障がい者に必要な市営住宅の入居の支援を行い、入居者のニーズに応じ、住宅の模様替え申請に対応します。	住宅課

参考データ

図表4-15　悩みや困りごとの相談先[全体、性別]



図表4-16　悩みや困りごとを解決するためにあるとよいと思う環境や支援[全体、性別]



重点目標(4)防災における男女共同参画の促進

現状と課題

近年、大規模地震の発生や、台風・集中豪雨による水害や土砂災害など、自然災害の脅威が増しており、平常時から市民や地域と連携し、防災・減災に取り組むことが重要な課題となっています。災害発生時には性別によってニーズや身体的・精神的負担が異なることが指摘されており、避難所におけるプライバシーの確保や安全対策、育児・介護への配慮、衛生用品等の備蓄など、様々なニーズを踏まえた対応が求められます。そのため、避難所運営や備蓄品の整備等に男女共同参画の視点を反映させるとともに、防災・復興に関する方針決定の場や地域の防災活動に女性が参画し、多様な立場から意見を反映できる体制を整えることが必要です。

市民意識調査では、災害に備えるために必要な男女共同参画の視点として、「避難所運営や備蓄品について女性や要配慮者（高齢者、障がい者など）の視点を取り入れる」が全体で約6割と最も高く、特に女性は67.0%で、男性の53.1%より13.9ポイント高くなっています。また、他に「日ごろから地域活動に積極的に参加し、地域のつながりを大切にする」「日ごろの防災活動や訓練に積極的に参加する」「避難所の運営に女性も参画する」などが上位になっており、災害時の対応だけでなく、平常時から地域とのつながりを築き、防災活動に幅広い人がかかわることの重要性が認識されています。こうした結果からも、防災・減災を地域全体の課題として捉え、多様な立場の人が日頃から地域の防災活動にかかわることが必要だと考えられています。

本市では、避難所開設時に女性職員を配置するなど、災害時の対応に女性の視点やニーズを反映するための取組を実施しています。地域防災リーダー研修において女性枠を設けたり、自治会等の防災研修で女性参画の重要性について説明したりするなど、防災・減災・災害復興の各段階に男女共同参画の視点を取り入れるための啓発や、防災活動への女性の参画促進にも力を入れてきました。また、女性消防団員の確保に向けて市のホームページ等で広報するなどの取組も行っています。

市民一人ひとりによる「自助」、地域における「共助」、行政による「公助」がそれぞれの役割を果たしながら連携して防災・減災・災害復興に取り組むために、性別にかかわらず市民誰もが災害に関する知識や経験を身につける機会を広げることが重要です。加えて、女性が防災活動に参加しやすい環境を整え、地域防災リーダーの活用や女性消防団員の確保を図るとともに、防災・減災・災害復興に関する意思決定の場に女性が継続的に参画できる仕組みをつくる必要があります。

施策の基本的方向

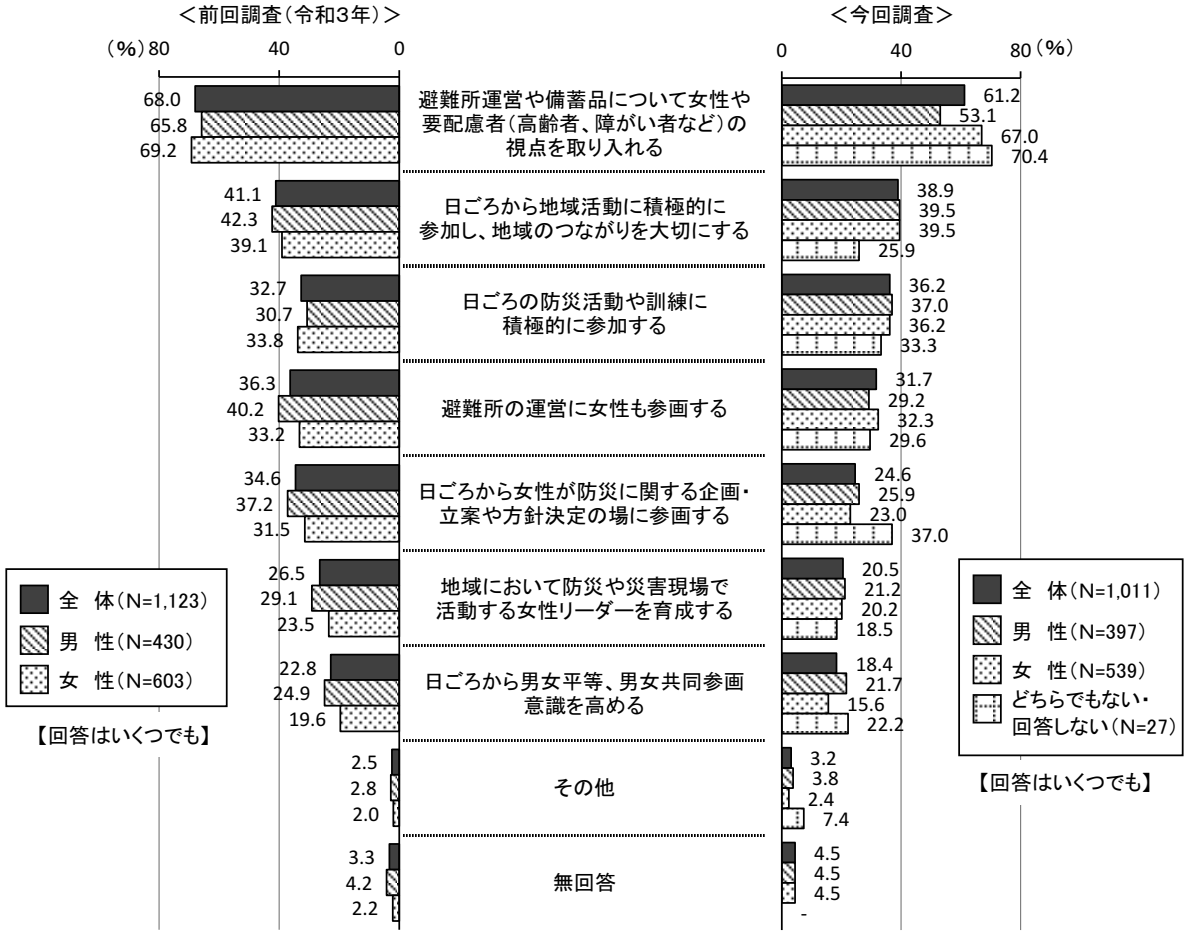
①防災・減災・災害復興における男女共同参画の促進

男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・災害復興対策に取り組みます。また防災等の計画・マニュアルの策定・改訂や、自主防災組織等への女性の参画を促進します。

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
70	**男女共同参画の視点による防災・減災・災害復興の取組**	(97)「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルに基づき、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策を推進します。また、計画やマニュアルの策定・改訂の際には女性の参画を促進し、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。	防災安全課
71	**自主防災組織等への女性の参画促進**	(98) 自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。	防災安全課

参考データ

図表4-17 災害に備えるために必要な男女共同参画の視点[全体、性別](前回調査比較)



計画推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、家庭や地域、職場、教育・保育の場など、あらゆる場面に関連しています。また、2030アジェンダにおいても、施策の企画や立案、実行等のすべての段階にジェンダーの視点を反映させるジェンダー主流化が不可欠とされており、本市においてもあらゆる施策についてジェンダー平等・男女共同参画の視点を意識しながら、本計画を推進することが求められます。

本計画を着実に推進するため、飯塚市男女共同参画推進委員会や庁内の男女共同参画推進本部会議を通じた進捗状況の点検・評価を行うなど、計画推進体制を充実します。

これに合わせ、市職員一人ひとりが理解を深め、ジェンダー平等・男女共同参画の視点に立って業務を遂行するとともに、市役所自身が模範的な職場となるよう、職場環境の整備や女性活躍、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

さらに、男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点としてその機能の充実を図り、市民、事業者、地域団体等との協働による取組を進めます。加えて、国や県、近隣自治体、各種関係機関とも密接な連携を図りながら、地域全体でジェンダー平等・男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の基本的方向

①計画推進体制の充実・強化

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
72	**庁内推進体制の強化**	(99) 市長を本部長とする「男女共同参画推進本部会議」及びその下部組織である「同推進協議会」「同推進員」について、それぞれの組織が全体として十分に機能するよう、部局間相互の連携を強化し、課題の共有及び施策推進の審議等を行い、本計画の総合的な推進を徹底します。	関係各課 (男女共同参画推進課)
73	**飯塚市男女共同参画推進委員会の運営**	(100) 飯塚市男女共同参画推進条例第39条に基づき、「飯塚市男女共同参画推進委員会」に対し毎年度本計画の進行状況等を報告するとともに、男女共同参画行政に関し必要な事項について審議、提言を求めます。	男女共同参画推進課
74	**飯塚市男女共同参画オンブズパーソン制度の周知**	(101) 飯塚市男女共同参画推進条例第20条に基づき設置した「飯塚市男女共同参画オンブズパーソン」の周知を図り、市の施策に関する苦情及び人権侵害を受けたときの 救済に対応します。	男女共同参画推進課

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
75	**ジェンダーの視点に立った施策運営を行うための職員研修の充実**	(102) 市役所内の固定的な性別役割分担の是正を徹底し、ジェンダーの視点に立った施策運営を行うため、男女共同参画に関する研修を定期的に実施するとともに、男女共同参画をテーマとした各種講演会やセミナー等への積極的な参加促進に努めます。	人事課 男女共同参画推進課
3 (再掲)	**男女共同参画関連情報の収集・提供(再掲)**	(7) 業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するために、可能な限り男女別のデータを収集します。	関係各課 (総務課、男女共同参画推進課)
76	**市の刊行物などへの表現の留意**	(103) 市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、性差別や女性への偏見につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	関係各課 (企画政策室シティプロモーション担当、男女共同参画推進課)
77	**市民意識調査等の実施**	(104) 本計画の改定時には、男女共同参画に関する市民意識調査等を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行います。	男女共同参画推進課

②市民や事業者等と行政との協働

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
78	**市民等との協働**	(105) 市民等に対する広報・啓発を行うとともに、市民、事業者、地域団体等と連携し活動の展開を図ります。また、市民等による主体的な企画・活動への支援や、取組を支える団体や人材の育成を通じて、持続性のある取組を行うための環境づくりを行います。	関係各課 (男女共同参画推進課、まちづくり推進課)

③男女共同参画推進センター「サンクス」の機能充実

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
79	**男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点とした啓発の推進**	(106) 男女共同参画推進センター「サンクス」を拠点に、関係団体とも連携しながら、男女共同参画社会の重要性や必要性について理解を深めるための男女共同参画推進講座等を開催し、市民の男女共同参画意識の向上を図ります。	男女共同参画推進課
80	**男女共同参画推進センター「サンクス」の機能の充実**	(107) 独立行政法人男女共同参画機構(JGEPA)や福岡県男女共同参画センター「あすばる」等とも連携しながら、男女共同参画の施策を総合的に展開する拠点としての機能の充実を図ります。	男女共同参画推進課

④法的制度の整備・充実

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
81	**条例等の制定における配慮**	(108)男女共同参画社会実現に向け、市条例、規則、規程等の制定にあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮します。	関係各課

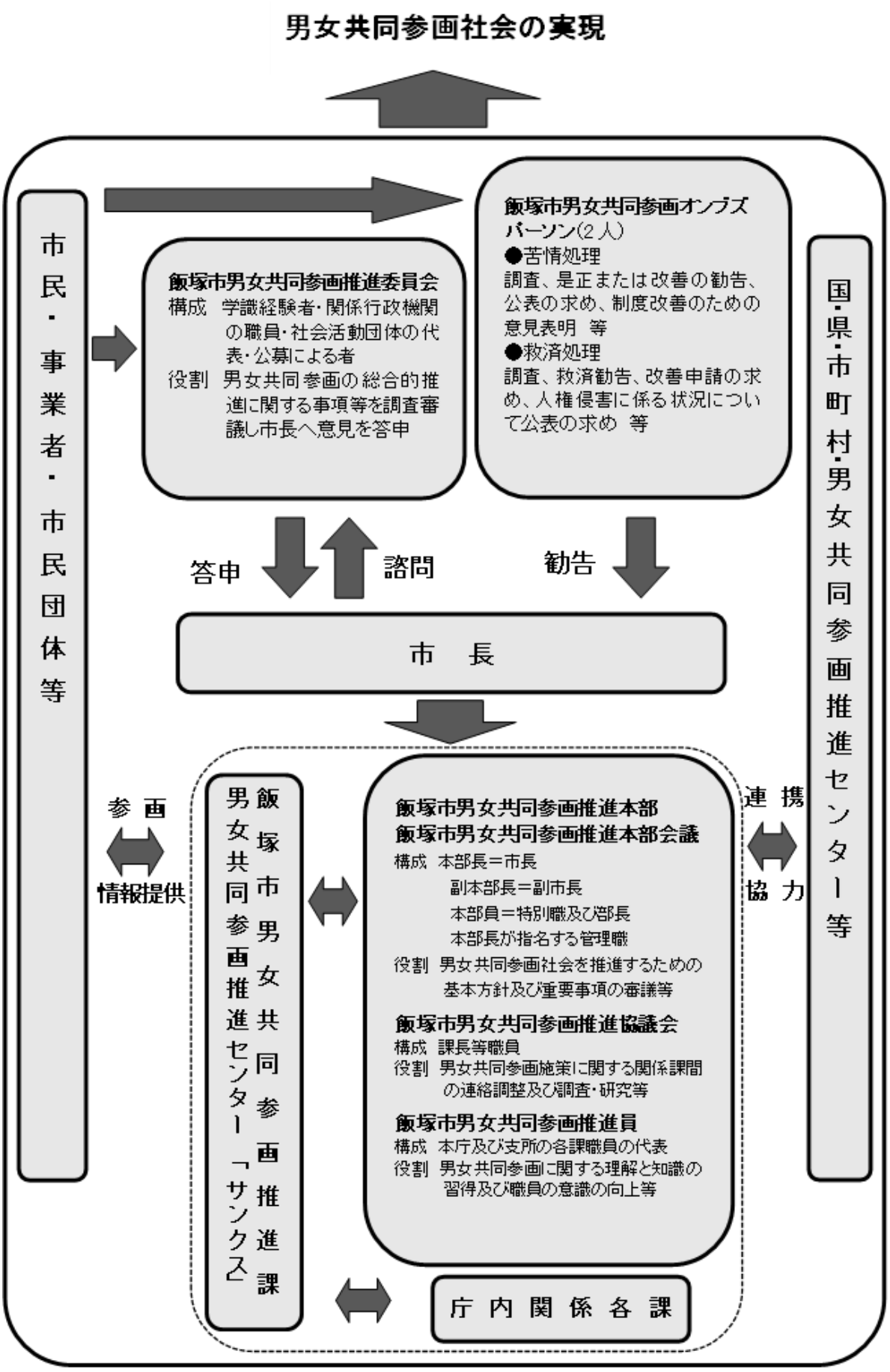
⑤国・県等との連携・協力体制の充実

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
82	**国・県・他市町村との連携**	(109)国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を行います。	関係各課(男女共同参画推進課)

⑥特定事業主行動計画等の推進

NO	施策項目	取 組 内 容	担当課
83	**行政における男女共同参画の推進**	(110)性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。	人事課
84	**市女性職員の積極的育成・登用**	(111)女性が活躍できる職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市女性職員の管理職登用の推進に努めます。	人事課
85	**市職員のワーク・ライフ・バランスの推進**	(112)育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。	人事課
86	**労働環境に関する相談体制の充実**	(113)職員の心身の健康や職場環境などに関する相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。	人事課
87	**庁内ハラスメント防止対策の充実**	(114)市職員へのハラスメントなどの防止対策や相談体制の充実及び意識啓発と研修会への参加促進に努めます。	人事課

●計画推進体制のフロー


男女共同参画社会の実現
市民・事業者・市民団体等
飯塚市男女共同参画推進委員会
構成　学識経験者・関係行政機関の職員・社会活動団体の代表・公募による者
役割　男女共同参画の総合的推進に関する事項等を調査審議し市長へ意見を答申
飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(2人)
●苦情処理
調査、是正または改善の勧告、公表の求め、制度改善のための意見表明　等
●救済処理
調査、救済勧告、改善申請の求め、人権侵害に係る状況について公表の求め　等
国・県・市町村・男女共同参画推進センター等
答申
諮問
勧告
市　長
参画
情報提供
飯塚市男女共同参画推進課
男女共同参画推進センター「サンクス」
飯塚市男女共同参画推進本部
飯塚市男女共同参画推進本部会議
構成　本部長＝市長
副本部長＝副市長
本部員＝特別職及び部長
本部長が指名する管理職
役割　男女共同参画社会を推進するための基本方針及び重要事項の審議等
飯塚市男女共同参画推進協議会
構成　課長等職員
役割　男女共同参画施策に関する関係課間の連絡調整及び調査・研究等
飯塚市男女共同参画推進員
構成　本庁及び支所の各課職員の代表
役割　男女共同参画に関する理解と知識の習得及び職員の意識の向上等
庁内関係各課
連携
協力

管理指標一覧

管理指標	現状値 （令和7年度）	目標値 （令和13年度）
■基本目標1 ジェンダー平等・男女共同参画への意識づくり		
「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について「そう思わない」市民の割合＊	72.5%	85%
男女共同参画に関心が「ある」市民の割合＊	52.6%	65%
「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合＊	16.5%	50%
学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合＊	44.5%	70%
男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合＊	24.2%	50%
男女共同参画推進センター「サンクス」で実施されている男女共同参画を推進するための各種講座に参加したことがある市民の割合＊	6.2%	12%
男女共同参画に関する講演会等において有益と感じた参加者の割合	85.1%	100%
家庭における役割分担 「育児、子どものしつけ」について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合＊	44.5%	30%
家庭における役割分担 「病人・高齢者の世話（介護）」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合＊	39.3%	30%
地域活動の場で、男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合＊	27.2%	50%

■基本目標2　あらゆる分野における女性の活躍推進		
地方自治法第202条の3に基づく市の審議会等委員に占める女性の割合	38.7%	40~60%
まちづくり協議会の役員に占める女性の割合	22.0%	30%
自治会長に占める女性の割合	6.7%	10%
女性人材バンクへの登録者数	53人	80人
職場での「昇格・昇進」について、男性の方が優遇されていると思う市民の割合＊	24.1%	15%
新規就農者における累積女性就農者数	4人	8人
乳児家庭全戸訪問年間訪問割合	97.9%	100%
12圏域全体でのチームオレンジの数	0団体	12団体
イクボス宣言事業所数	124社 （令和7年度までの累積宣言事業所数）	10件／年 （単年度目標）
■基本目標3　男女が共に安心して健やかに暮らせる環境づくり		
「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合＊	男性：69.0% 女性：76.4%	男性：80% 女性：80%
「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合＊	男性：3.3% 女性：5.2%	男性：0% 女性：0%
DVを受けた人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合＊	63.1%	30%以下
セクシュアル・ハラスメントの問題について「取り組んでいる」と回答した事業所の割合＊	45.5%	100%

国民健康保険加入者における特定健診受診率	39.4%	60%
困難な問題を抱える女性のうち、抱えている問題についてどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合＊	40.2%	30%以下
飯塚市防災会議委員に占める女性の割合	27.0%	40%
■計画推進体制の充実		
市職員の課長相当職以上の女性職員の割合	課長相当職以上：15.2%	課長相当職以上：25%
市職員の課長補佐相当職にある女性職員の割合（市職員の係長相当職にある女性職員の割合）	課長補佐相当職：36.4%（係長相当職：30.7%）	課長補佐相当職：40%（係長相当職：40%）
市職員の男性の育児休業取得率	76.2%	85%
市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率	57.1%	100%

＊の項目は、市民意識調査及び事業所調査の結果による

資 料 編

1 飯塚市男女共同参画推進条例

平成19年7月10日
飯塚市条例第35号
改正 H28―1

目次

第1章 総則(第1条―第9条)
第2章 男女共同参画推進のための基本的施策(第10条―第19条)
第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(第20条―第28条)
第4章 苦情及び救済の申出の処理(第29条―第38条)
第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会(第39条・第40条)
第6章 雑則(第41条)
附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項及び苦情等の申出の処理に関する事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤する者、市内に通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。

(2) 事業者等 営利非営利を問わず、市内において事業又は活動を行う民間の法人その他の団体をいう。

(3) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(4) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応に応じて当該個人に不利益を与えることをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為(経済的又は社会的な側面での暴力的行為を含む。)をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(国際的協調)

第5条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、前3条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進を市の主要な政策として位置づけ、男女共同参画社会の形成を促進するための施策(積極的改善措置を含む。以下「参画施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、参画施策を実施するに当たっては、市民及び事業者等の協力を得るよう努めなければならない。

3 市は、参画施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策

に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、男女共同参画社会の形成について理解を深め、その事業又は活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を阻害する要因を除去するよう努めるとともに、市が実施する参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本的施策

(調査研究)

第10条 市は、参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発活動)

第11条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の形成について理解を深めるよう啓発活動を行うものとする。

(男女共同参画推進教育の充実)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育の分野において効果的な方策を講ずることにより、男女共同参画を推進するための教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第13条 市は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(女性の労働環境改善のための支援)

第14条 派遣労働及びパートタイム労働を含む就労の場における男女格差はなお大きく、家事、育児、介護等に加え女性労働の負担が重いことにかんがみ、市は、男性の家庭責任の共有を促進するとともに、女性の労働環境の改善について必要な支援を行うものとする。

(地域団体等における男女共同参画の促進)

第15条 市は、女性が地域社会において重要な役割を果たしていることにかんがみ、地域において活動する団体、組織等の方針の立案及び決定への女性の参画を促進するため必要な支援を行うものとする。

(政策又は方針決定過程への女性の参画の促進)

第16条 市は、積極的改善措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市が行う政策の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に推進すること。

(2) 事業者等が行う方針の立案及び決定の過程において、女性の参画を積極的に促進するため、当該事業者等に対し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと。

(飯塚市男女共同参画プラン)

第17条 市は、参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、参画施策についての基本的な計画(以下「参画プラン」という。)を策定するものとする。

2 市は、参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、第39条の飯塚市男女共同参画推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 市は、参画プランに基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(参画プラン施策の実施体制の整備)

第18条 市は、参画プランに基づく施策を実施するため必要な体制の整備に努めるものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第19条 市は、飯塚市男女共同参画推進センター(飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号)第2条に規定する施設をいう。)を、市民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点として位置づける。

第3章 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン

(オンブズパーソンの設置)

第20条 市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情を処理し、及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害(以下「人権侵害」という。)を受けた場合における被害者の救済等を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

2 オンブズパーソンの定数は、2人とする。

3 オンブズパーソンは、参画施策に関し優れた識見を有し、社会的信望の厚い者のうちから、市長が委嘱する。ただし、オンブズパーソンのすべてが、男女いずれかの一方の性によって占められてはならない。

(独任制)
第21条 オンブズパーソンは、独立してその職権を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。
(代表オンブズパーソン)
第22条 オンブズパーソンは、互選により代表オンブズパーソンを選任する。
2 代表オンブズパーソンは、合議事項につき、オンブズパーソンを代表する。
(任期)
第23条 オンブズパーソンの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。
2 補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
3 オンブズパーソンは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。
(責務)
第24条 オンブズパーソンは、男女共同参画社会と人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
2 オンブズパーソンは、その職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
(兼職の禁止)
第25条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
2 オンブズパーソンは、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又はオンブズパーソンの公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。
(守秘義務)
第26条 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
(身分の保障)
第27条 市長は、オンブズパーソンが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、委嘱を解くことができない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又は職務に堪えられない場合
(2) 職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合
(3) オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があった場合
(関係機関等との連携)
第28条 オンブズパーソンは、その職務を行うに当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理
(苦情及び救済の申出)
第29条 市民及び事業者等は、オンブズパーソンに対し、市が実施する参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。
2 何人も、市、市民又は事業者等から人権侵害を受けたときは、オンブズパーソンに対し、救済の申出をすることができる。
(オンブズパーソンの処理の対象としない事項)
第30条 前条の苦情及び救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)が次に掲げる事項であるときは、前条の規定にかかわらず、オンブズパーソンの処理の対象としない。
(1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
(3) 国会又は地方公共団体の議会に対し請願が行われている事項
(4) オンブズパーソンが行った苦情等の申出の処理に関する事項
(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが適当でないとオンブズパーソンが認める事項
(H28―1ー改)
(調査)
第31条 オンブズパーソンは、苦情等の申出があったときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。ただし、あらかじめ当該関係人に通知しなければならない。
2 市は、前項の調査を拒んではならない。
3 市民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。
(却下)
第32条 オンブズパーソンは、苦情等の申出が第30条各号に掲げる事項に該当し、又は申出に理由がないと認めるときは、これを却下するものとする。
2 前項の場合において、オンブズパーソンは、申出人に対し、理由を付した書面で、遅滞なくその旨を通知しなければならな

い。

(是正又は改善の勧告)

第33条 オンブズパーソンは、第29条第1項の苦情の申出があった場合において、市の施策又は措置が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、市の機関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告(以下「是正勧告」という。)をすることができる。

2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、当該機関に対し、どのような措置を講じたかについての報告を期限を定めて求めることができる。

4 オンブズパーソンは、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しなければならない。ただし、公表に当たっては、プライバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

第34条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、市が性別による差別その他の人権侵害を行ったと認めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言その他の支援を行い、市の機関に対し、人権侵害を排除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずるよう勧告(以下「救済勧告」という。)をすることができる。ただし、救済勧告は、オンブズパーソンの合議を要する。

2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。

3 第1項の場合において、前条第4項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

第35条 オンブズパーソンは、苦情等の申出(市に係るものに限る。)があった場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、市の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。ただし、意見表明は、オンブズパーソンの合議を要する。

2 前項の場合において、第33条第4項の規定を準用する。

(市以外のものによる人権侵害の救済措置)

第36条 オンブズパーソンは、第29条第2項の救済の申出(市に係るものを除く。)があり、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害により被害を受けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行うとともに、救済の申出に係る状況を是正するため、市長に報告し、市長が改善のための要請を行うよう求めることができる。

2 前項の場合において、オンブズパーソンは、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、次条第1項の要請にもかかわらず、救済の申出に係る状況が改善されていないと認めるときは、市長に対し、人権侵害に係る状況を公表するよう求めることができる。

4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、オンブズパーソンの合議を要する。

(市長の要請及び公表)

第37条 市長は、前条第1項の要請を求められたときは、関係人に対し、改善のための要請を行うことができる。

2 市長は、前条第3項の規定による公表を求められたときは、人権侵害に係る状況の必要な事項について公表をすることができる。

3 前2項に規定する場合において、市長は、オンブズパーソンの求めを尊重しなければならない。

4 市長は、第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表に係る市民又は事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

5 市長は、第1項の要請及び第2項の公表を行ったときは、オンブズパーソンに対し、遅滞なくその内容を通知しなければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

第38条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要な措置を執ることができる。

2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、第31条及び第33条から第36条までの規定を準用する。ただし、オンブズパーソンの合議を要する。

3 オンブズパーソンは、自己の発意に基づく人権侵害に係る事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

4 市長は、オンブズパーソンの発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第5章 飯塚市男女共同参画推進委員会

(男女共同参画推進委員会の設置)

第39条 市は、参画プランを策定し、及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)を置く。

(組織及び所掌事務)

第40条 参画推進委員会の組織及び所掌事務については、市長が規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要なオンブズパーソンの委嘱その他の準備は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

3 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附則(平成28年3月28日 条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 飯塚市男女共同参画推進条例施行規則

平成19年8月28日
飯塚市規則第71号
改正 H29―15

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市男女共同参画推進条例(平成19年飯塚市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申出の方法等)

第2条 条例第29条第1項の規定による苦情の申出及び同条第2項の規定による救済の申出(以下「苦情等の申出」という。)は、申出書(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。ただし、飯塚市男女共同参画オンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)が特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の申出書の記載事項に不備があるなど形式上の要件に適合しない場合は、速やかに申出人に対し、その補正を求めなければならない。

(通知等の方式)

第3条 次に掲げる通知等は、書面により行わなければならない。

(1) 条例第31条第1項の規定による当該関係人への通知
(2) 条例第33条第1項の規定による是正勧告
(3) 条例第33条第3項の規定による報告
(4) 条例第33条第4項の規定による申出人への通知
(5) 条例第34条第1項の規定による救済勧告
(6) 条例第34条第3項の規定による申出人への通知
(7) 条例第35条第1項の規定による意見表明
(8) 条例第35条第2項の規定による申出人への通知
(9) 条例第36条第1項の規定による報告及び改善の要請の求め
(10) 条例第36条第2項の規定による申出人への通知
(11) 条例第36条第3項の規定による公表の求め
(12) 条例第37条第1項の規定による要請
(13) 条例第37条第5項の規定によるオンブズパーソンへの通知

(意見を述べる機会の付与)

第4条 条例第37条第4項の規定による意見を述べる機会の付与については、飯塚市行政手続条例(平成18年飯塚市条例第12号)に規定する弁明の機会の付与の例による。

(公表)

第5条 条例第33条第4項、第34条第3項、第35条第2項及び第37条第2項の規定による公表は、市が発行する飯塚市男女共同参画推進センターの情報誌及び市のホームページでの掲載により行うものとする。

(苦情等の申出を行った者への配慮)

第6条 オンブズパーソンは、苦情等の申出の処理に当たっては、当該苦情等の申出を行った者の意思を尊重し、その者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

(処理をしない旨の通知)

第7条 オンブズパーソンは、苦情等の申出に係る処理の結果、条例第33条第1項の規定による是正勧告、条例第34条第1項の規定による救済勧告又は条例第36条第1項の規定による人権侵害の救済措置のいずれも行わないこととしたときは、その旨を当該苦情等の申出人に通知しなければならない。

(身分証明書)

第8条 オンブズパーソンは、その職務を行う場合には、オンブズパーソンであることを示す証明書(様式第2号)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(処理状況報告書)

第9条 オンブズパーソンは、毎年度1回、苦情等の申出の処理の状況及びこれに関する所見等について書面により、市長に報告しなければならない。

(公印)

第10条 オンブズパーソンの公印は、次のとおりとする。

名称	形状	寸法（mm）	書体	管理者	個数
飯塚市男女共同参画オンブズパーソン印	正方形	24	れい書	市民協働部 男女共同参画推進課長	1
飯塚市代表男女共同参画オンブズパーソン印	正方形	24	れい書	市民協働部 男女共同参画推進課長	1

2 前項の公印の取扱いについては、飯塚市公印規則(平成18年飯塚市規則第12号)に定める公印の取扱いの例による。
(H29―15一改)

(男女共同参画推進委員会の所掌事務)

第11条 飯塚市男女共同参画推進委員会(以下「参画推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

(1) 男女共同参画社会の実現の総合的推進に関する事項
(2) 男女共同参画計画の策定及び変更並びに進行管理に関する事項
(3) 男女共同参画推進センターの管理運営に関する事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画行政に関し必要な事項

(参画推進委員会の組織)

第12条 参画推進委員会は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する21人以内の委員をもって組織する。

(1) 学識経験のある者
(2) 関係行政機関の職員
(3) 社会活動団体代表
(4) 公募による者
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員は、再任されることができる。

(参画推進委員会長及び副会長)

第13条 参画推進委員会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、参画推進委員会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(参画推進委員会の会議)

第14条 参画推進委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
2 参画推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 参画推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 参画推進委員会は、第11条各号に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(オンブズパーソン及び参画推進委員会の庶務)

第16条 オンブズパーソン及び参画推進委員会に関する庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。
(H29―15一改)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、書類の様式等必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(最初の委員の任期の特例)

2 この規則施行後最初に任命又は委嘱された委員の任期は、第12条第2項の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

(飯塚市男女共同参画推進委員会規則の廃止)

3 飯塚市男女共同参画推進委員会規則(平成18年飯塚市規則第220号)は、廃止する。

附則(平成29年3月31日 規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 飯塚市男女共同参画推進センター条例

平成18年3月26日
飯塚市条例第142号
改正 H23―13、H26―1、R1―3、R7―10

(設置)

第1条 女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会づくりの促進を図るため、男女共同参画推進センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 男女共同参画推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯塚市男女共同参画推進センター	飯塚市飯塚14番67号

(事業)

第2条の2 飯塚市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 講座、講演会及び研修会等を開催すること。
(2) 各種の相談に関すること。
(3) 情報の収集、提供及び調査研究に関すること。
(4) 市民活動団体の支援及び交流促進に関すること。
(5) センター施設利用等に関すること。
(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(H23―13追加)

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 毎月の第3日曜日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
(H23―13、R7―10一改)

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第5条 センターの施設(附属設備、器具等を含む。以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第6条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
(2) センターの設置の目的に反するとき。
(3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
(5) 他人に迷惑をかけ、又は危険を及ぼすおそれのあるとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(特別な設備)

第8条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において特別の設備をさせることができる。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条第2項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
(3) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
(4) 施設を汚損し、又は汚損するおそれがあるとき。
(5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。
(6) 前各号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。
2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。ただし、同項第5号及び第6号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものの使用料は、規則で定める。
(1) 利用時間の超過
(2) 附属設備等の利用
2 使用料は、前納とする。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき、又は前項各号に掲げるものの使用料を納付するときは、この限りでない。
(H23―13一改)

(使用料の減免等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは停止されたときは、速やかに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成7年飯塚市条例第32号。次項において「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
3 施行日の前日までの利用許可に係る合併前の条例の規定による使用料については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成23年3月8日 条例第13号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、別表の改正規定については同日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(施行日前に徴収した使用料の還付)

2 この条例の施行日前に徴収した使用料の額が、この条例の規定を適用した場合における使用料の額を超えるときは、その超える額を還付する。

附則(平成26年3月26日 条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に本則に規定する各条例(第18条、第19条及び第24条を除く。)の改正前の規定により、施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和元年7月11日 条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に既に本則に規定する各条例(第16条、第17条、第22条の規定を除く。)の改正前の規定により施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和7年3月25日 条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して14月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和7年9月1日から施行する。

(令和7年規則第34号で令和8年3月1日から施行)

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の飯塚市中央公民館及び男女共同参画推進センターの利用に係る申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第10条関係)

(H23―13全改、H26―1、R1―3、R7―10一改)

男女共同参画推進センター使用料

室名	面積	施設使用料(1時間当たり)
サンクス会議室1	65㎡	380円
サンクス会議室2	75㎡	440円
幼児室	49㎡	300円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 営利を目的として利用する場合の使用料は、10割増とする。

4 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成18年3月26日
飯塚市規則第120号
改正 H21―11、H23―34、H26―8、H27―44、H30―1、H31―9、R1―1、R2―6、R4―22、R8―6

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市男女共同参画推進センター条例(平成18年飯塚市条例第142号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により飯塚市男女共同参画推進センター(以下「センター」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、利用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の6か月前の月の初日から利用しようとする日までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 許可された事項を変更しようとする場合は、利用変更申請書(様式第1号の2)を市長に提出しなければならない。

(H27―44、R8―6一改)

(利用の許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは、利用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利用の中止)

第4条 センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が利用を中止しようとするときは、利用中止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(利用許可の取消し等)

第5条 条例第9条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止させる場合は、利用取消(停止)通知書(様式第4号)によるものとする。

(利用時間)

第6条 利用時間は、利用許可を受けた時間(以下「利用許可時間」という。)とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(利用許可時間の超過)

第7条 利用者が利用開始後において、利用許可時間を超えて当該利用許可に係る施設等の利用を申し出た場合は、センターの運営上支障がない場合に限り許可するものとする。

2 利用者が前項の許可を受けたときは、原則として許可を受けたときに超過使用料を納付しなければならない。

(H21―11一改)

(超過使用料)

第8条 超過使用料は、超過時間1時間につき、条例別表に定められた額を徴収する。

(H23―34全改)

(附属設備等の使用料)

第9条 条例第10条第1項第2号に規定する附属設備等の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(R2―6一改)

(使用料の納付方法)

第10条 前納する使用料は、許可の際に納付しなければならない。

2 既に利用許可を受けた事項の変更許可の場合で、既に納入した使用料が変更許可を受けた使用料より少ないときは、その差額を納入しなければならない。

(H23―34、H27―44一改)

(使用料の減免)

第11条 条例第11条の規定により使用料を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催する行事 全額
(2) 本市が共催する行事 全額
(3) 男女共同参画推進を目的として活動する団体(市長に登録した団体に限る。以下「登録団体」という。)が、当該目的のため利用するとき 全額
(4) 本市が後援する行事で、市長が特に必要と認めるとき 5割の額
(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(H21―11、R2―6一改)

(使用料の還付)

第12条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する基準及び額は、次に定めるとおりとする。

(1) 天災地変その他不可抗力により利用できなくなったとき 全額

(2) 災害その他やむを得ない理由により、市において緊急の必要が生じ、利用の許可を取り消したとき 全額

(3) 利用者が利用日の前日までに中止を申し出たとき 5割の額

(4) 既に利用許可を受けた事項の変更許可の場合で、既に納入した使用料が変更許可を受けた使用料より多いときは、その差額は還付しない。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(H27―44一改)

(利用者の心得)

第13条 センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の利用者に迷惑をかけないこと。

(2) 危険物又は動物(身体障がい者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(4) 許可なくして物品を販売し、展示しないこと。

(5) 許可なく壁、柱、窓扉等にはり紙し、又は釘類を打ち込まないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から係員が行う指示又は指導に従うこと。

(管理上の入室)

第14条 利用者は、センター職員が管理上の必要により入室を求めた場合には、これを拒むことはできない。

(H21―11全改)

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則(平成8年飯塚市規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附則(平成21年3月31日 規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定に基づく使用料の減免については、この規則の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料の減免から適用する。

附則(平成23年3月29日 規則第34号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行し、別表の改正規定については同日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

(施行期日前に徴収した使用料の還付)

2 この規則の施行日前に徴収した使用料の額が、この規則の規定を適用した場合における使用料の額を超えるときは、その超える額を還付する。

附則(平成26年3月24日 規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定により、施行日以後の使用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用に係る使用料ついては、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成27年7月30日 規則第44号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

附則(平成30年2月20日 規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日より施行する。

附則(平成31年3月18日 規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に改正前の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和元年7月11日 規則第1号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に既に本則に規定する各規則(第8条の規定を除く。)の改正前の規定により施行日以後の使用又は利用について許可を受け、又は申請をした者の当該使用又は利用に係る使用料又は利用料金については、改正後の各規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(令和2年3月17日 規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和4年3月31日 規則第22号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月27日 規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第9条関係)

(R1―1全改、R8―6一改)

附属設備使用料

部門	品名	単位	使用料
音響	ダイナミックマイク	1本	150円
	拡声セット装置(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,100円
その他	持込電気器具	1kw	220円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 各使用料は、4時間までを1回とした料金とする。

3 9時から22時まで利用するときの使用料は、1回あたりの使用料の3倍とする。

別表第2(第9条関係)

(R1―1全改、R8―6一改)

冷暖房使用料

室名	冷暖房料(1時間当たり)
サンクス会議室1	350円
サンクス会議室2	400円
幼児室	260円

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 営利を目的として利用する場合の使用料は、10割増とする。

5 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程

平成22年2月26日
飯塚市訓令第1号

改正 H22―9、H23―7、H24―8、H25―1、H26―2、H27―2、H27―7、H28―2、H29―4、H29―10、H30―5、H31―4、H31―6、R2―5、R3―6、R4―9、R5―4、R5―11、R6―2、R8―10

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現を目指す施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、飯塚市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画社会を実現するための基本方針及び重要事項を審議すること。

(2) 男女共同参画社会を実現するための基本的な計画の策定及び施策の総合的かつ効果的な推進に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会を実現するために必要な重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長及び企業管理者並びに部長、議会事務局長、企業局次長及び管理職のうち本部長が指名する者をもって充てる。

(H23―7、H26―2、H27―2、H27―7、H29―4、H29―10、H30―5、H31―6、R3―6、R5―4、R8―10一改)

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会)

第6条 推進本部に飯塚市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を置き、協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画計画の推進及び進行管理に関すること。

(2) 男女共同参画施策関係課間の連携調整に関すること。

(3) 男女共同参画に関する調査研究に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関すること。

2 協議会の委員は、課長職、課長相当職にある者(以下「課長等職員」)をもって充てるものとする。この場合において、課長等職員が本部員である場合は、協議会委員を兼ねるものとする。

3 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、協議会を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

7 会長は、協議会の会議の重要事項を推進本部に報告しなければならない。

(H27―7、R5―11、R6―2一改)

(推進員)

第7条 推進本部に飯塚市男女共同参画推進員(以下「推進員」という。)を置き、推進員の担任する事務は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画に関する職員意識の向上に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画問題の解決に関すること。

2 推進員は、本庁及び支所の各課に1人以上を配置する。

3 推進員は、各課長の指名した者を充てるものとする。

(庶務)

第8条 推進本部等の庶務は、市民協働部男女共同参画推進課において処理する。

(H29―4一改)

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に飯塚市男女共同参画推進協議会要綱(平成18年飯塚市要綱)第3条の規定により置かれている飯塚市男女共同参画推進協議会は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附則(平成22年4月8日 訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附則(平成23年4月1日 訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月30日 訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月8日 訓令第1号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月18日 訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月20日 訓令第2号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年3月31日 訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年3月23日 訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月23日 訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月31日 訓令第10号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年3月30日 訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月1日 訓令第4号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(平成31年4月1日 訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年3月31日 訓令第5号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年3月31日 訓令第6号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令(令和4年4月18日 訓令第9号)

この訓令は、令和4年4月18日から施行する。

附則(令和5年3月15日 訓令第4号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年5月9日 訓令第11号)

この訓令は、令和5年5月9日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附則(令和6年3月11日 訓令第2号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和8年3月31日 訓令第10号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

6 関係法

(1)男女共同参画社会基本法

（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正　平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
平成十一年十二月二十二日同 第百六十号
令和 七年 六月二十七日同 第 八十号

目次

前文
第一章 総則（第一条―第十二条）
第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
一から十まで 略
十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

附則（令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1　この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2　この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(2)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成二十七年法律第六十四号）
改正(令和元年六月法律第二十四号)
最終改正(令和八年二月一八日)

目次

第一章 総則（第一条―第四条）
第二章 基本方針等（第五条・第六条）
第三章 事業主行動計画等
第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節 一般事業主行動計画等（第八条―第十八条）
第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条―第二十九条）
第五章 雑則（第三十条―第三十三条）
第六章 罰則（第三十四条―第三十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出な

ければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反した とき。
三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小

の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条　前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（3）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成十三年法律第三十一号）
平成二十六年法律第二十八号
最終改正：令和七年一二月三十日法律第八十四号

目次
前文
第一章 総則（第一条・第二条）
第一章のニ 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条のニ・第二条の三）
第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条の四）
第三章 被害者の保護（第六条―第九条のニ）
第四章 保護命令（第十条―第二十ニ条）
第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）
第五章のニ 補則（第二十八条のニ）
第六章 罰則（第二十九条―第三十一条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条のニにおいて「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章のニ 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条のニ 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第

三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、又は位置情報特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族

等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条のニ 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、

当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条のニ、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び	配偶者	特定関係者

第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条のニに規定する関係を解消した場合

第六章　罰則

第二十九条　保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条のニの規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条　第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条　第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条のニにおいて読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条のニにおいて準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

(4)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

（令和四年法律第五十二号）

目次

第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条―第十五条）
第四章 雑則（第十六条―第二十二条）
第五章 罰則（第二十三条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的方針
二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者

であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

（教育及び啓発）

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第 六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一五日法律第六六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

7 用語の解説

【あ行】

アンコンシャス・バイアス

人が、自分でも意識せずに持っている、特定の人や集団に対する偏見や偏った考え方のことです。誤った評価や差別的な言動につながる可能性があるものの、無意識であるために自覚して制御することが難しいとされています。

育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）

育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援することで福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする法律です。労働者が申し出を行うことで育児休業・介護休業を取得することを権利として認めています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、令和12年（2030年）までに国連加盟国が達成するべき目標として、平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されています。包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成されており、目標5として「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられています。

M字型就労

日本の女性に多くみられてきた、結婚・出産期に当たる年代に仕事を辞め、育児が落ち着いた時期に（主に非正規雇用で）再就職するという働き方のことです。日本の女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形（M字カーブ）を描くことから、このように呼ばれます。近年では、全ての年齢階級で労働力人口比率が上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつあります。

L字カーブ

女性の正規雇用比率を年齢階級別にグラフ化したとき、20代後半をピークとして、その後低下していく現象のことです。グラフの形がアルファベットのLを寝かせたような形になることから、このように呼ばれます。M字カーブが解消されつつある一方で、正規雇用で働き続ける女性が少ないという課題を示しています。

エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が発揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすることです。1995年に開催された国連の第4回世界女性会議（北京会議）以降、女性の権利や平等を推進する重要な概念として位置づけられています。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)

教育・保育などのこどもに接する場において、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和6年(2024年)に成立、令和8年(2026年)12月に施行された法律です。学校や保育所、学習塾、スポーツクラブなど、こどもに対して教育・保育等を行う事業者に対し、性暴力を防ぐための研修や相談体制の整備、従事者の性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力を防ぐための取組を求めています。

グローバル・ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が毎年公表している、「経済」「教育「健康」「政治」の分野毎のデータから算出される数値です。男性に対する女性の割合(女性の数値／男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされています。令和7年(2026年)の日本のグローバル・ジェンダー・ギャップ指数は0.670で、145か国中117位となっています。4つの分野のうち「政治」と「経済」の値が特に低くなっています。

行動綱領

平成7年(1995年)に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された文書です。21世紀に向けての各国政府のジェンダー平等政策の指針を示しており、「女性と男性の平等は、人権問題で社会正義への条件」と述べ、貧困、教育、健康、暴力、経済、人権など十二の重大問題領域について戦略目標ととるべき行動が示されています。

固定的性別役割分担意識

性別にかかわらず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

雇用の分野で女性が男性と均等な機会と待遇が得られることを目的に制定された法律です。教育訓練、福利厚生、定年・解雇、募集・採用、配置・昇進などでの性別による差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止等が雇用主に義務つけられています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に関する法律(女性支援新法)

女性が女性であることにより生活上の困難な問題に直面することが多いこと、女性をめぐる課題が生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化・複合化していることに鑑み、困難な問題を抱える女性に多様な支援を包括的に提供するため、令和6年(2024年)に施行された法律です。そ

れまでの売春防止法に基づく女性支援のあり方から脱却し、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定しています。

【さ行】

ジェンダー

社会的・文化的につくられた性のありようのことです。「女／男はこうあるべき」「女／男はこういうもの」などの性別にかかわる偏見や固定観念、またそれらに基づいてつくられた社会制度などを意味します。

ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことです。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27年（2015年）に国連で採択された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい社会を実現するための国際的な行動計画です。貧困、気候変動、ジェンダー平等など幅広い課題に取り組むため、「誰一人取り残さない」を理念として、17の持続可能な開発目標（SDGs）と169のターゲットを掲げています。目標5に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」が掲げられていることに加え、ジェンダー平等がすべての目標とターゲットの進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。

重層的支援体制（重層的支援体制整備事業）

複雑化・複合化した地域の生活課題（ひきこもりや介護と育児のダブルケアなど）に対して、高齢者、障がい者・こども・生活困窮者の各分野における支援を切れ目なく一体的に実施する支援体制のことをいいます。本市では、令和7年度から誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指して、飯塚市重層的支援体制整備事業を実施しています。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効しました。日本は昭和60年（1985年）に批准しています。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定するものです。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が、育児・介護等を理由に、就労を中断したり時間に制約のある働き方をしたりすることなく、また、

責任ある地位に女性登用を促進するなど、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会の実現を目的とする法律です。事業主の意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備するために、101人以上の企業と公共団体は事業主行動計画を策定することが義務づけられています。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指し、国・地方公共団体の責務や、政党等が自主的に取り組む努力義務などを定めた法律です。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のことをいいます。職場だけでなく、学校や地域など様々な生活の場で起こり得るものです。

セクストーション

「Sex（性的）」と「Extortion（脅迫）」合わせた造語で、「性的脅迫」のことをいいます。インターネット上などで知り合った相手に性的な画像や動画を送信させ、それを利用して相手を脅迫し、金品等を要求する行為のことです。

SOGI（ソジ・ソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）のことです。性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を持っているかを示す概念です。

【た行】

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の実現のための基本的考え方と、国や地方自治体と国民、それぞれの役割と責任を定めた法律です。また、その形成のための5つの基本理念として、男女の人権の尊重や社会における制度または慣行についての配慮などを掲げています。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター（認知症地域支援推進員）を配置し、地域において把握した認知症の方やその家族と、フォローアップ講座を受講した認知症サポーターを中心として、認知症当事者を支援しようとする人々をつなぐ仕組みのことです。

DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDV

配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある（又は過去にあった）人の間で起きる暴力のことです。なぐる、けるなどの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力など、相手を支配するために行われる様々な行為を含みます。また、交際している人の間で起きるDVを「デートDV」といいます。

【は行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（福岡県性暴力根絶条例）

性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、平成31年（2019年）に制定・施行された福岡県の条例です。性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的としています。

【ら行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

「性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方です。平成6年（1994年）の国際人口・開発会議において提唱され、個人、特に女性の人権の1つとして位置づけられました。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、こどもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むか等を決める自由をもつことを意味し、性と生殖にまつわる自己決定権と、性と生殖にまつわる医療ケアを受ける権利を核としています。近年では、性に関する健康と権利をより明確にした「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（SRHR）」という表現も使用されています。

リベンジポルノ

一般的に、元交際相手や元配偶者へのいやがらせや復讐を目的として、相手の性的な画像や動画をインターネット上に公開するなどして不特定多数の者に公表することをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態にあることを言います。平成19年（2007年）に策定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

8 男女共同参画に関する国内外及び飯塚市の動き

年	世　界	日　本	福 岡 県	飯 塚 市
1975 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 （メキシコシティ） （世界行動計画採択）	9月総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」開催 「婦人問題担当室」設置		
1976 (昭51)	国連婦人の10年スタート			
1977 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 10月「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978 (昭53)			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置	
1979 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置	
1980 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催〔コペンハーゲン〕（女子差別撤廃条約署名式）	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会 「婦人の地位向上に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定	
1981 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表		
1982 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法等国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画の展開と課題」報告書提出	
1983 (昭58)	2月 「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会			
1984 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律公布(S60.1.1施行)		
1985 (昭60)	7月 「国連婦人の10年」最終年世界会議開催〔ナイロビ〕 （「西暦」2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択）	5月 「男女雇用機会均等法」 公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	4月 社会教育課に「婦人対策担当窓口」設置 12月 市民参画による「婦人問題懇話会」設置 「婦人問題推進協議会」（庁内）設置
1986 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」 施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」へ組織改正 第2次行動計画策定	
1987 (昭62)		4月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	1月 市民意識調査実施
1988 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行		4月 青少年対策室に「婦人対策担当主査」配置 7月 青少年婦人対策課に変更
1989 (平元)		4月 学習指導要領の改訂（高等学校家庭科の男女必修等）		1月 婦人問題懇話会を「女性問題懇話会」に変更 1月 婦人問題推進協議会を「女性問題推進協議会」に変更
1990 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991 (平3)			11月 「婦人関係行政推進会議」から女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更	
1992 (平4)		4月 「育児休業法」施行		2月 女性問題推進委員会「女性プラン（案）」の答申 3月 「いいづか女性プラン」策定 4月 青少年婦人対策課を「女性青少年対策課」に変更
1993 (平5)	12月 国際総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
1994 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理府に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」設置		12月 「女性問題推進会議」(庁内)設置
1995 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計画策定に向けて」	
1996 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」 答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター」開館	4月 飯塚市女性センターサンクス開館 生涯学習課に「女性センター業務係」を配置 9月 「女性センター運営協議会」設置
1997 (平9)		6月 「男女雇用機会均等法」改正		9月 女性問題推進員会より行革に関する意見・要望を市長へ提出
1998 (平10)				4月 女性センターに「企画担当」配置 ※女性青少年対策課より分離
1999 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 「育児・介護休業法」全面施行 6月 「男女共同参画社会基本法」公布施行		3月 「女性問題に関する市民意識調査」実施 4月 「教育委員会女性政策課」 設置 6月 女性問題推進委員会を 「男女共同参画推進委員会」に変更 女性問題推進協議会を 「男女共同参画推進協議会」に変更 女性問題推進会議を「男女共同参画推進会議」に変更 8月 「いいづか男女共同参画プラン策定委員会」設置 策定委員会に「いいづか男女共同参画プラン」(案)を諮問
2000 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置	2月 策定委員会より「いいづか男女共同参画プラン(案)」答申 3月 「いいづか男女共同参画プラン」策定
2001 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」 「男女共同参画局」設置 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例公布施行	
2002 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置	
2002 (平14)			3月 「福岡県男女共同参画計画」策定	
2003 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	4月 「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更	4月 「教育委員会女性政策課」が「企画調整部男女共同参画推進課」へ組織改正 6月 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 男女共同参画推進委員会に「条例策定の専門部会」設置
2004 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)		8月 条例の公聴会開催 10月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例(案)」の答申
2005 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申「第2次福岡県男女共同参画計画の考え方について」	4月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例」公布(7月1日施行) 7月 女性センターを「男女共同参画推進センター」に変更
2006 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	3月 旧「飯塚市男女共同参画推進条例」合併により失効 **3月26日新「飯塚市」誕生** 「飯塚市男女共同参画推進センター条例」施行 7月 男女共同参画推進委員会委員委嘱 男女共同参画推進委員会に「男女共同参画推進条例」(案)及び「男女共同参画計画」(案)の策定を諮

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2006 (平18)				問 「条例及び計画策定専門部会」設置 8月「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2007 (平19)		4月「改正男女雇用機会均等法」施行 7月「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 7月「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		1月 条例の意見募集 3月 推進委員会より「飯塚市男女共同参画推進条例(案)」の答申 7月「飯塚市男女共同参画推進条例」公布(10月1日施行) 8月 推進委員会より「飯塚市男女共同参画プラン(案)」答申 「飯塚市男女共同参画プラン」策定 「飯塚市男女共同参画推進条例施行規則」公布　(10月1日施行)
2008 (平20)		1月「改正配偶者暴力防止法」施行		
2009 (平21)		7月「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度の義務づけなど) 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表		3月「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」一部改正(2009年4月施行) 7月「飯塚市DV被害者等への定額給付金相当額等給付事業実施要綱」制定(2009年8月施行、12月失効)
2010 (平22)	3月「北京+15」(第54回国連婦人の地位委員会)開催	6月「改正育児・介護休業法」施行 12月 改正「男女共同参画基本計画(第3次)」を閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」	2月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」制定 (2010年4月施行) 4月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2010年4月施行)
2010 (平22)			「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	
2011 (平23)			1月「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	3月「飯塚市男女共同参画推進センター条例」 「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」一部改正(2011年4月施行) 4月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2011年4月施行) 5月 男女共同参画推進委員会へ「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)策定について諮問 男女共同参画推進委員会に「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)の「計画策定専門部会」設置 12月「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)の意見募集
2012 (平24)		7月「改正育児・介護休業法」全面施行(100人以下の事業主適用)		1月 男女共同参画推進委員会から「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)(案)について答申 3月「飯塚市男女共同参画プラン」(後期計画)策定 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2012年4月施行)
2013 (平25)		6月「配偶者暴力防止法」第3次改正(適用対象範囲の拡大など) 6月「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正(婦人相談所等による支援を明記) 10月 改正「ストーカー行為等の規制等に関する法律」全面施行		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2013年4月施行)
2014	11月「男女共同参画計画及び女性	1月「改正配偶者暴力防止法」施行		3月「飯塚市男女共同参画推進セン

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
(平26)	のエンパワーメントに関するアジア太平洋会合」開催	9月「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 12月「男女共同参画基本計画（第4次）」を閣議決定		ター条例施行規則」一部改正(2014年4月施行) 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2014年4月施行)
2015 (平27)	3月「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）開催 9月持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）採択		11月 福岡県男女共同参画審議会答申 「第4次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2015年4月施行) 3月「飯塚市女性人材バンク設置要領」の制定（2015年4月施行） 7月「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」の一部改正(2014年4月施行) 8月「飯塚市男女共同参画に関する市民意識調査」の実施
2016 (平28)			1月「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 3月「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2016年4月施行) 3月「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の制定(2016年4月施行)
2016 (平28)			6月 福岡県女性の活躍応援協議会の設置	5月 男女共同参画推進委員会へ「第2次飯塚市男女共同参画プラン」策定について諮問 5月 男女共同参画推進委員会に「第2次飯塚市男女共同参画プラン策定専門部会」及び「女性活躍推進協議会」設置 「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」の制定 7月「女性の労働状況に関する事業所調査」 12月「（仮称）第2次飯塚市男女共同参画プラン（素案）」の市民意見募集
2017 (平29)		1.4月「改正育児・介護休業法」施行 1.6月「改正男女雇用機会均等法」施行		2月「第2次飯塚市男女共同参画プラン」（案）の答申 3月「第2次飯塚市男女共同参画プラン」策定 「飯塚市男女共同参画推進条例施行規則」一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程」の一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」の一部改正(2017年4月施行) 「飯塚市女性人材バンク設置要領」の一部改正（2017年4月施行）
2018 (平30)		5月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 6月「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	3月「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」施行	3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(平30年4月施行)
2019 (平31 令元)	3月「W20（Women20）」日本開催（「国際会議WAW!」と同時開催	4月「改正育児・介護休業」施行 「改正労働契約法」施行 5月「令和」に改元 6月「改正労働者派遣法」公布 「女性活躍加速のための重点方針2019」策定		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(平成31年4月施行) 7月 「飯塚市男女共同参画推進センター条例」の一部改正令和元年10月施行)

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2020 (令2)	3月「北京+25」、第64回国連女性の地位委員会(CSW64)	4.6月「改正男女雇用機会均等法」施行 4月「改正配偶者暴力防止法」施行 「改正短時間労働者、有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 6月「改正女性活躍推進法」施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(令和2年4月施行) 「飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則」の一部改正令和2年4月施行) 7月 男女共同参画推進委員会に「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画プラン策定専門部会」設置
2021 (令3)		6月「改正政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	3月「第5次福岡県男女共同参画計画」、「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 10月「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」一部改正	1月「女性の労働状況に関する事業所調査」 3月「飯塚市男女共同参画推進本部設置規程」一部改正(令和3年4月施行) 4月「男女共同参画に関する市民意識調査」 4月 飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱の一部改正(令和3年4月施行) 5月 男女共同参画推進委員会へ「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」策定について諮問 12月「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン(素案)」の市民意見募集
2022 (令4)		4月「改正女性活躍推進法」施行 4月「改正育児・介護休業法」施行		2月「(仮称)第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」(案)の答申 3月「第2次飯塚市男女共同参画後期プラン」策定 3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正(令和4年4月施行) 3月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市女性人材バンクの設置要領の一部改正(令和4年4月施行) 4月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和4年4月施行) 6月 飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱の一部改正(令和4年6月施行)
2023 (令5)		7月「改正刑法等」施行 (「不同意性交等罪」等を創設)		3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和5年4月施行)5月 同上(令和5年5月施行) 5月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和5年5月施行)
2024 (令6)		4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 4月「改正配偶者暴力防止法」施行 4.5月「改正育児・介護休業法」施行	3月「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定 3月「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」一部改正	3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和6年4月施行) 3月 飯塚市DV対策庁内連携会議設置規程の一部改正(令和6年4月施行) 5月 飯塚市男女共同参画推進事業補助金交付要綱の一部改正(令和6年5月施行)

年	世　界	日　本	福岡県	飯塚市
2025 (令7)	3月「北京+30」、第69回国連女性の地位委員会(CSW69)	4.10月　「改正育児・介護休業法」施行 12月「改正配偶者暴力防止法」施行		1月 飯塚市女性人材バンク設置要領の一部を改正(令和7年1月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例の一部改正(令和7年9月施行) 10月「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施 10月「女性の労働状況に関する事業所調査」の実施
2026 (令8)		3月「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定 4月「改正女性活躍推進法」施行 10月「改正男女雇用機会均等法」施行	3月「第6次福岡県男女共同参画計画」策定	3月 飯塚市男女共同参画推進センター条例施行規則の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進センターの管理運営に関する要綱の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市女性人材バンク設置要領の一部改正(令和8年3月施行) 3月 飯塚市男女共同参画推進本部設置規程の一部改正(令和8年4月施行) 5月 飯塚市男女共同参画推進委員会へ「第3次飯塚市男女共同参画プラン」策定について諮問 12月「第3次飯塚市男女共同参画プラン(素案)」の市民意見募集
2027 (令9)				●月「第3次飯塚市男女共同参画プラン」(案)の答申 3月「第3次飯塚市男女共同参画プラン」策定

9 飯塚市男女共同参画推進委員会委員名簿

氏　　名	活動状況及び推薦団体	備　　考
坂無 淳	福岡県立大学人間社会学部	会長
吉岡 和子	福岡県立大学人間社会学部	副会長
道園 亜希	助産師、デートDV専門相談員、性教育講師	
石井 清行	福岡県筑豊労働者支援事務所	
野見山 敦	飯塚公共職業安定所	
戸畑 典子	福岡県嘉穂･鞍手保健福祉環境事務所	
松本 登美子	部落解放同盟飯塚市協議会	
平嶋 穂積	飯塚人権擁護委員協議会	
岡松 美千代	社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会	
矢野 由香	飯塚市立小中学校校長会	
吉原 文明	飯塚市自治会連合会	
末清 淳子	いいづか男女共同参画推進ネットワーク（サエラ）	
大谷 香里	飯塚商工会議所女性会	
篠崎 光寛	公募委員	

第3次飯塚市男女共同参画プラン（素案）

令和8年9月

発　　行　　福岡県飯塚市
企画・編集　　飯塚市市民協働部 男女共同参画推進課

〒820-8501　　福岡県飯塚市新立岩5番5号
TEL（0948）96-8543
FAX（0948）22-5526